

号)第三条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)が推薦した者を含む。」を加える。

第四十二条第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた俸給の総額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数)で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた俸給」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(年金を受けるべき遺族の範囲)
第四十二条の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第三の上欄に掲げる程度の廢疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が生じた場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)
第四十二条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 前条第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第四十三条第一項を次のように改める。
給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第四十二条の二第一項に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十五条中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。

第七十二条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 年金者遺族一時金

第八十三条第六項中第八十三条第五項を「第八十三条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5 第四十二条の三第一項第二号又は第三号に該当する遺族に対する前項の規定の適用については、「その者の退職の際第八十条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額(公務によらない廢疾年金にあつては、俸給十二月分を加算した金額)」とあるのは、「その者の退職の際第八十条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額」とする。

第四章第三節第四款中第九十三条の二を第九十三条の三とし、第九十三条の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金)
第九十三条の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員期間が十年以上に死亡した場合又は組合員期間が十年以上に死亡した場合は公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

四 組合員期間十年未満の若で公務による廢疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいなかったならば受けるべきこととなる遺族年金の額(同項第一号に該当する場合においては、第九十二條の規定により支給を停止される遺族年金の額を除く)の十二分分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金の総額
第九十九條第二項第一号中「掛金百分の五十、國の負担金百分の七十」を「掛金百分の三十、國の負担金百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十二・五」に改め、同

項第三号中「廢疾年金又は」を「廢疾年金、」に改め、「遺族年金」の下に「又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」を加え、同条第四項中「國家公務員法第八十条の二の職員団体又は公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)」を「職員団体に、同項第一号及び第四号中「國の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第二号中「國の負担金百分の五十七・五」とあるのは「國の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を「同項第一号中「國の負担金百分の七十」とあるのは「國の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の六十二・五」とあるのは「國の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の四十二・五」と、同項第四号中「國の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 國の特別会計においてその俸給を支弁する職員である組合員に係る前項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用についての國の負担金については、同項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、國の一般会計からそれぞれ特別会計に繰り入れるものとする。

第九十九條第四項本文中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む。)」を加える。

第九十九條中「以下「船員」を「第二百一一条及び第二百二十二条において「船員」に改める。

第二百二十四条の二第三項を削り、同条第四項後段中「國の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」を「國の負担金百分の六十二・五」とあるのは「國の負担金百分の二十、公庫等の負担金百分の四十二・五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金の総額
第九十九條第二項第一号中「掛金百分の五十、國の負担金百分の七十」を「掛金百分の三十、國の負担金百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十二・五」に改め、同

項第三号中「廢疾年金又は」を「廢疾年金、」に改め、「遺族年金」の下に「又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」を加え、同条第四項中「國家公務員法第八十条の二の職員団体又は公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)」を「職員団体に、同項第一号及び第四号中「國の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第二号中「國の負担金百分の五十七・五」とあるのは「國の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を「同項第一号中「國の負担金百分の七十」とあるのは「國の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の六十二・五」とあるのは「國の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の四十二・五」と、同項第四号中「國の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 國の特別会計においてその俸給を支弁する職員である組合員に係る前項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用についての國の負担金については、同項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、國の一般会計からそれぞれ特別会計に繰り入れるものとする。

第九十九條第四項本文中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む。)」を加える。

第九十九條中「以下「船員」を「第二百一一条及び第二百二十二条において「船員」に改める。

第二百二十四条の二第三項を削り、同条第四項後段中「國の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」を「國の負担金百分の六十二・五」とあるのは「國の負担金百分の二十、公庫等の負担金百分の四十二・五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金の総額
第九十九條第二項第一号中「掛金百分の五十、國の負担金百分の七十」を「掛金百分の三十、國の負担金百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十二・五」に改め、同

項第三号中「廢疾年金又は」を「廢疾年金、」に改め、「遺族年金」の下に「又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」を加え、同条第四項中「國家公務員法第八十条の二の職員団体又は公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)」を「職員団体に、同項第一号及び第四号中「國の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第二号中「國の負担金百分の五十七・五」とあるのは「國の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を「同項第一号中「國の負担金百分の七十」とあるのは「國の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の六十二・五」とあるのは「國の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の四十二・五」と、同項第四号中「國の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 國の特別会計においてその俸給を支弁する職員である組合員に係る前項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用についての國の負担金については、同項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、國の一般会計からそれぞれ特別会計に繰り入れるものとする。

第九十九條第四項本文中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む。)」を加える。

第九十九條中「以下「船員」を「第二百一一条及び第二百二十二条において「船員」に改める。

第二百二十四条の二第三項を削り、同条第四項後段中「國の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」を「國の負担金百分の六十二・五」とあるのは「國の負担金百分の二十、公庫等の負担金百分の四十二・五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金の総額
第九十九條第二項第一号中「掛金百分の五十、國の負担金百分の七十」を「掛金百分の三十、國の負担金百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十二・五」に改め、同

項第三号中「廢疾年金又は」を「廢疾年金、」に改め、「遺族年金」の下に「又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」を加え、同条第四項中「國家公務員法第八十条の二の職員団体又は公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第三条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)」を「職員団体に、同項第一号及び第四号中「國の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第二号中「國の負担金百分の五十七・五」とあるのは「國の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を「同項第一号中「國の負担金百分の七十」とあるのは「國の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の六十二・五」とあるのは「國の負担金百分の二十、職員団体の負担金百分の四十二・五」と、同項第四号中「國の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 國の特別会計においてその俸給を支弁する職員である組合員に係る前項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用についての國の負担金については、同項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、國の一般会計からそれぞれ特別会計に繰り入れるものとする。

第九十九條第四項本文中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む。)」を加える。

第九十九條中「以下「船員」を「第二百一一条及び第二百二十二条において「船員」に改める。

第二百二十四条の二第三項を削り、同条第四項後段中「國の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」を「國の負担金百分の六十二・五」とあるのは「國の負担金百分の二十、公庫等の負担金百分の四十二・五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次

一	一年以上一二年未満	三三〇日
二	一年以上一三年未満	三六〇日
三	一年以上一四年未満	三九〇日
四	一年以上一五年未満	四二五日
五	一年以上一六年未満	四六〇日
六	一年以上一七年未満	四九五日
七	一年以上一八年未満	五三五日
八	一年以上一九年未満	五七五日
九	一年以上二〇年未満	六一五日

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中第三節 遺族一時金に関する経過措置(第三十四条・第三十五条)を「第三節 遺族一時金に関する経過措置(第三十四条・第三十五条)に、第三十五条の五」に、「第四十八条の三」を「第四十八条の五」に改める。

3 この法律において「遺族」とは、新法の規定による年金たる給付(この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む。)に係る場合は新法第四十二条の規定による一時金たる給付(この法律の規定により新法の一時金たる給付とみなされる給付を含む。)に係る場合は新法第四十二条の三に規定する遺族をいうものとする。

第八号第一項中「第四号」を「第三号」に改め、第二十九号各号列記以外の部分中「(新法第二

条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。」を削る。

第五章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 年金者遺族一時金に関する経過措置

(公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第三十五条の二 新法第四十三条第四款中第九十三条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間)

第三十五条の三 新法第九十三条の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く。)を受ける権利に係る組合員期間は、施行日の前日まで引き続き組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第三十五条の四 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金

者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、第一号に該当する場合において次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八号から第十号までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八号から第十号までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十三条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

(特例による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金の額に関する特例)

第三十五条の五 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたらば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額(同項第一号に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金(第六条第一項ただし書の規定による申出に係る退職年金以外の旧法等の規定による退職年金に相当する年金を含む。)、減額退職年金又は旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金の額)があるときは、その総額を控除した金額)とする。

第四十一条第一項各号列記以外の部分中「第三十三条まで」の下に、「第三十五条の二、第三十五条の四、第三十五条の五」を加え、同条第二項中「退職の日まで」の下に、「と、第三十五条の五中「旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金」とあるのは「廃疾年金(旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金を含む。)」を加え

る。

第四十八条の三中、「第四十八条の三に規定する長期組合員となつた日」を「第四十八条の五に規定する長期組合員となつた日」と、第四十八条の三第一項中「第三十五条の五」とあるのは「第四十一条第一項において準用する第三十五条の五」に改め、第八章第二節中同条を第四十八条の五とし、第四十八条の二を第四十八条の四とし、第四十八条の次に次の二条を加える。

(衛視等の年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)

第四十八条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、第一号に該当する場合において次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 衛視等であつた期間が十五年未満である者で第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 衛視等であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第四十四条第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十三条の二第一項第三号及び第三十四条第二項の規定は、適用しない。

(衛視等の年金者遺族一時金の額に関する特例)

第四十八条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺

族がいたとしたらば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第三十五条の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しなかったならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

第五十三条第一号中「又は遺族一時金を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第二号中「八年以内」を「昭和四十六年五月三十一日までの間」に改める。

附則 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員共済組合法第九條第三項本文及び第百一十一條第四項本文の改正規定並びに第三条及び附則第八條の規定は、公布の日から施行する。

(長期給付の給付額の基礎となる俸給に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に国家公務員共済組合法の退職(死亡を含む)次項において同じ)をした組合員に係る同法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金(それぞれ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む)で、施行日の前日において現に支給されているものについては、施行日の属する月の翌月分以後、その額を、第一条の規定による改

正後の国家公務員共済組合法(以下「新法」という)及び第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「新施行法」という)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であった者で施行日以後三年内に国家公務員共済組合法の退職をしたものに係る年金たる長期給付の給付額の算定について新法及び新施行法の規定を適用した場合において、これらの規定により算定した年金の額が第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下この項において「旧法」という)及び第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下この項において「旧施行法」という)の規定により算定した年金の額より少ないときは、旧法及び旧施行法の規定による年金の額をもつて当該年金の額とする。

第三条 新法及び新施行法中遺族に対して支給する給付に関する部分の規定は、前条の規定の適用がある場合を除き、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(掛金及び負担金に関する経過措置)

第四条 新法第九十九條第二項、第三項及び第五項、第二百二十四條の二第三項並びに第二百二十五條(新法第二百二十六條第二項において準用する場合を含む)の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(退職一時金に関する経過措置)

第五条 新法別表第二の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六條 前四條に定めるもののほか、国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第七條 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四條の三第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第十八條第一項中「昭和三十三年法律第二百二十八号」を削る。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 昭和三十六年十一月一日前日から引き続き国家公務員共済組合法に基づく共済組合(以下この条において「組合」という)の組合員であつて、昭和四十四年十一月一日からこの法律の公布の日までの間に退職したもの(その退職の場合に国家公務員共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く)については、第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に国家公務員共済組合法第八十條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

理由 最近における社会保障制度の状況にかんがみ、国家公務員共済組合の制度の充実強化を図るため、国家公務員共済組合による長期給付の内容を改善し、及び退職者についての短期給付の特例を設けるとともに、国家公務員共済組合の短期給付及び長期給付に要する費用について国の負担金の負担割合を引き上げ、あわせて国家公務員共済組合の制度の円滑な運営に資するため規定を整備するほか、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することができ期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費として、約百二十億円の見込みである。

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改

正する。

第十條第三項中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから、公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)に規定する労働組合で当該公共企業体の所屬の職員が組織するものが推薦した者を含む。)」を加える。

第十八條第二項中「又は死亡一時金」を「年金者遺族一時金又は死亡一時金」に改める。

第二十五條の見出しを「(年金を受けるべき遺族の範囲)」に改め、同條第一項本文中「この法律において「遺族」とは」を「年金を受けるべき遺族の範囲は」に改め、同條中「主として」を削り、同條の次に次の一條を加える。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)
第二十五條の二 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの
- 二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者
- 三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 前條第一項ただし書及び第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第二十六條第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

- 一 年金を受ける者の順位は、第二十五條第一項本文に規定する順序
- 二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前條第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

及び第九号を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 年金者遺族一時金
第五十六條に次の一項を加える。

4 第二十五條の二第一項第二号又は第三号に該当する遺族に対する前項の規定の適用については、同項中「退職の際における退職一時金基礎額」とあるのは、「退職の際における退職一時金基礎額」とする。

第五十九條の次に次の一條を加える。

(年金者遺族一時金)
第五十九條の二 次の各号の二に該当するとき

は、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

- 一 組合員期間二十年以上の者が死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。
- 二 組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合において、遺族年金を受けべき遺族がないとき。
- 三 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前項各号の二に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額

第六十六條第一項第一号中「(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を削り、同項第二号中「費用百分の五十七・五(専従職員及び組合に使用さ

れる組合員に係る長期給付に要する費用については、百分の十五)」を「費用(専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。)」の百分の四十二・五」に改め、同條第四項中「又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項を、第三項に規定する労働組合又は同項は、第一項、第三項又は前項」に改め、同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 国は、組合員に係る短期給付及び長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

第八十二條の次に次の一條を加える。

(退職した者についての短期給付の特例)
第八十二條の二 組合員期間二十年以上の者が退職した場合には、その者は、退職の日の翌日から十日以内に、その退職後もこの條の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する役員又は第十三條の規定による運営規則の定める者(次項において「役員等」という。)であるものとみなして、短期給付に関する規定(第四十四條から第四十七條までの規定を除く。)を適用する。この場合においては、第十四條中「翌日」とあるのは「翌日(第八十二條の二第三項第二号又は第三号の規定により同項に規定する任意継続組合員でなくなつたときは、その任意継続組合員でなくなつたときは、その規定による運営規則の定める者」とあるのは「第

八十二條の二第三項に規定する任意継続組合員」と、第三十二條第一項中「業務によらないで病氣」とあるのは「病氣」と、第三十九條第一項中「業務によらないで死亡」とあるのは「死亡」と、第六十四條第二項中「仮定俸給」とあるのは「仮定俸給で第八十二條の二第一項の退職の日の属する月の掛金の標準となつたもの」とする。

3 前項の規定により第一項の組合を組織する役員等であるものとみなされた者(以下「任意継続組合員」という。)が次の各号の二に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。

- 一 第一項の退職の日の翌日から起算して五年を経過したとき。
- 二 組合員(他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。)の資格を取得したとき。
- 三 健康保険法の規定による健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者(船員保険法第二十條の規定による被保険者を除く。)の資格を取得したとき。
- 四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払い込まなかつたとき。
- 五 任意継続組合員でなくなつたことを希望する旨をその組合に申し出たとき。
- 六 任意継続組合員は、毎月末日までに、掛金を組合に払い込まなければならない。

5 船員である組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

6 前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

附則第十六條の次に次の二條を加える。

(年金者遺族一時金の受給資格に関する特例)
第十六條の二 附則第九條から附則第十一條までの規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金を受けべき遺族がないときは、第五十九條の二第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次條の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

2 組合員期間十年未満の更新組合員が死亡し

た場合であつて、その死亡を退職とみなしたならばその者に附則第九条から附則第十一條までの規定による退職年金を支給すべきこととなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九条第一項及び第五十九条の二第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は支給しない。

3 組合員期間十年未満の更新組合員又は組合員期間二十年未満の更新組合員であつた者(前二項の規定の適用を受ける者を除く)が死亡した場合であつて、附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならば、その者の遺族が恩給法第七十五条第一項第二号の規定による扶助料を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないときは、第五十九条第一項及び第五十九条の二第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は支給しない。

(特例)による年金者遺族一時金の額に関する特例)
 第十六条の三 前条の規定による年金者遺族一時金の額は、同条第一項から第三項までの規定に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額とする。ただし、同条第一項の規定に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金(旧法等(旧法及び旧法の施行前の政府職員等の共済組合に関する法令で長期給付について定めていたものをいう。以下同じ。))の規定による退職年金に相当する年金(附則第二十条第一項の申出があつた場合に係る旧法の規定

による退職年金を除く)を含む)、減額退職年金又は旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金の額があるときは、当該遺族年金の額の十二分分に相当する金額からその総額を控除した金額とする。

この場合において、附則第十六条の三ただし書中「旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金」とあるのは、「廃疾年金(旧法等の規定による廃疾年金に相当する年金を含む。)」と読み替へるものとする。

附則第三十一条の次に次の二条を加える。
 (更新組合員等であつた者に対する短期給付の特例)
 第三十一条の二 この附則の規定の適用を受ける者が第十六条の退職をした場合において、この附則の規定によりその者に退職年金が支給されることとなるときは、その者は、第八十二条の二第一項の規定の適用については、組合員期間二十年以上の者とみなす。
 (復帰希望職員であつた者に対する短期給付の特例)

第三十一条の三 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)附則第八條第二項の規定により国鉄共済組合の組合員であつたものとみなされる期間又は新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)附則第六條第二項の規定により国鉄共済組合の組合員であつたものとみなされる期間は、第八十二条の二第一項に規定する組合員期間に含まれるものとする。

別表第三

組	員	期	間	日	数
一	年	以	上	二	年
					未
					満
					三〇
					日

二年以上	三年未滿	六〇日
三年以上	四年未滿	九〇日
四年以上	五年未滿	一二〇日
五年以上	六年未滿	一五〇日
六年以上	七年未滿	一八〇日
七年以上	八年未滿	二一〇日
八年以上	九年未滿	二四〇日
九年以上	十年未滿	二七〇日
十年以上	十一年未滿	三〇〇日
十一年以上	十二年未滿	三三〇日
十二年以上	十三年未滿	三六〇日
十三年以上	十四年未滿	三九〇日
十四年以上	十五年未滿	四二五日
十五年以上	十六年未滿	四六〇日
十六年以上	十七年未滿	四九五日
十七年以上	十八年未滿	五三五日
十八年以上	十九年未滿	五七五日
十九年以上	二十年未滿	六一五日

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)
 第二条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。
 附則第三十九条第二項第二号中「八年以内を」とあるを「昭和四十六年五月三十一日までの間」に改める。
 附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中公共企業体職員等
 (負担金に関する経過措置)
 第三条 新法第六十六条第一項、第四項及び第五
 共済組合法第十條第三項の改正規定並びに第二條及び附則第九條の規定は、公布の日から施行する。
 (遺族に対して支給する給付に関する経過措置)
 第二条 第一條の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」という。)中遺族に対して支給する給付に関する部分の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

項の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

(退職一時金に関する経過措置)

第四条 新法別表第三の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、公共企業体職員等共済組合法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第六条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「被保険者であるとき」の下に、「公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)第八十二条の二第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第十八条第一項中(昭和三十一年法律第三百三十四号)を削る。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第七条 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

(新東京国際空港公団法の一部改正)

第八条 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合(以下この条において「組合」という)の組合員であつて、昭和四十四年十一月一日からこの法の公布の日の前日までの間に退職したものの

(その退職の場合に公共企業体職員等共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く)については、第二条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九條第一項中「退職後」とあるのは、「公共企業体職員等共済組合法等」の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の公布の日から」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、第二条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九條第一項に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四條第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内私とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

理由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、公共企業体の職員等の共済組合の制度の充実強化を図るため、公共企業体の職員等の共済組合による長期給付の内容を改善し、及び退職者についての短期給付の特例を設けるとともに、公共企業体

の職員等の共済組合の短期給付及び長期給付に要する費用について新たに国がその一部の負担をすることとし、あわせて公共企業体の職員等の共済組合の制度の円滑な運営に資するため規定を整備するほか、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することができ期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約百億円の見込みである。

○毛利委員長

提出者より提案理由の説明を求めます。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)議員

ただいま議題となりました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案及び公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を一括して御説明申し上げます。

最近の急速な経済成長の陰で、わが国の社会保障の水準は、西欧先進諸国に比べ、依然として低水準に置かれております。しかも最近における医療費の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財政の収支を悪化させ、そのため組合員に過重な負担をかける懸念が懸念されて、主として組合員の掛け金と、それに見合う使用主負担の財源で運営されて、国庫負担が貧弱な共済組合におきましては、従来の保険主義の原則を廃し、大幅な国庫負担の導入により、その社会保障的性格を強める必要があり、組合員の負担がこれ以上過重にならないよう

措置いたしますとともに、退職公務員の老後の生活を少しでも安んじさせるよう、前向きな措置を行なうことは、社会保障の観点からはもとより、共済組合の趣旨に照らしましても、当然、国の責任ともいふべきものであります。

以上の立場から、共済組合の短期給付及び長期給付の充実改善をはかるため、両法律案を提出いたしました次第であります。

次に、両法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一は、短期給付に要する費用につき、新たに国庫は二割相当分を負担することとしたのであります。これにより国家公務員共済組合につきましては、国庫としての国二割、使用主としての国五割、組合員三割の負担、公共企業体職員等共済組合につきましては、同じく国二割、公共企業体五割、組合員三割の負担とすることによりましてあります。

第二は、長期給付に要する費用の負担割合につき、国庫負担を一割五分から二割に引き上げることとしたのであります。これにより国家公務員共済組合につきましては、国庫としての国二割、使用主としての国四割二分五厘、組合員三割七分五厘の負担、公共企業体職員等共済組合につきましては、国二割、公共企業体四割二分五厘、組合員三割七分四厘の負担とすることによりましてあります。

第三は、年金給付の算定基礎についてであります。国家公務員共済組合の長期給付につきましては、従来その算定基礎は退職前三か年間の俸給の平均額とされておりましたが、消費者物価の上昇の中で、年々ベースアップが行なわれている現状等を考慮し、公共企業体の職員等の共済組合と同様にこれを退職時の俸給としたのであります。

第四は、共済給付を受けるべき遺族の要件の緩和についてであります。すなわち、現行法では、組合員の収入によって生計を維持していたものであることが要件とされている遺族については、そ

の生計の維持が主として組合員の収入によるものでなければならぬことになっておりますが、この要件を緩和し、組合員の収入により生計の一部を維持している場合も生計維持要件とする遺族に該当するものとする事としたのであります。

第五は、遺族一時金及び死亡一時金の支給範囲の拡大と年金者遺族一時金の創設についてであります。現行法では遺族の範囲が、主として死亡した組合員の収入により生計を維持していた範囲に限られており、たとえ配偶者や親がいても、組合員の収入によって生計を維持していません。この際、遺族一時金及び死亡一時金は、組合員の収入によって生計を維持していない遺族であっても、その支給を受けることができることといたします。ともに、遺族年金の支給の要件を満たしている場合において遺族年金を受けるべき遺族がないときは、組合員の収入によって生計を維持していません。組合員に對して、遺族年金の額の十二分年分に相当する金額を年金者遺族一時金として支給することとしたのであります。

第六は、退職一時金の引き上げについてであります。現在、国家公務員及び地方公務員の共済組合においては、退職一時金の支給額は、組合員期間によりそれぞれ二十日から五百十五日分となっているのに対し、公共企業体の職員等の共済組合では二十日から四百八十日分となっており、著しく不均衡であるばかりか、国家公務員及び地方公務員の共済組合の支給額でさえ低きに失しております。したがって、この不均衡を是正し、かつ、退職一時金の底上げを行なうため、国家公務員共済組合及び公共企業体の職員等の共済組合の退職一時金の支給額を三十日から六百十五日分としたのであります。

第七は、退職者についての短期給付の特例の新設についてであります。現行法では、退職の際に療養の給付等を受けている場合には療養の給付等の支給開始後五年間は継続して療養の給付等を受

けることができることになっておりますが、退職後の新たな疾病や事故に對しては、共済組合員の資格がないため、給付水準の低い国民健康保険に頼らざるを得ないのであります。しかしながら、永年勤続して退職した者は、退職後二、三年の間に発病する場合が多いという実情等を考慮いたしますと、退職後も一定期間は医療給付等が行なえるよう改善をはかることが必要であると考えられますので、組合員期間二十年以上の者が退職した場合には退職後五年間はなお短期給付を受けることができることとしたのであります。

第八は、国家公務員共済組合審議会並びに国家公務員共済組合及び公共企業体の職員等の共済組合の運営審議会委員は共済組合員でなければならぬものとされておりますが、共済組合運営の実態及びその特殊性から、現在は非組合員であっても、たとえ労働組合の役員として専従業務に携わっている者など、かつて組合員であったものについては、労働組合の推薦により、委員に任命できるようにしたのであります。

第九は、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することができる期限の延長についてであります。すなわち、この選択期限は、女子については、昭和四十六年五月三十一日までとされておりますが、男子については、その期限は昭和四十四年十月三十一日に満了しておりますので、その期限をとりあえず昭和四十六年五月三十一日まで延長することとしたのであります。

以上、この法律案の提案の理由及び内容の概略を申し述べました。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。(拍手)

○毛利委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○毛利委員長 次に、清酒製造業の安定に関する特別措置法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 清酒製造業の安定に関する特別措置法案に関連して若干の質問をいたしたいと思っております。

まず、この質問に入ります前に、けさの新聞、中央各紙に、酒の流通機構の問題と非常に密接に関係のある、前にすでに例の福島県の東駒酒造がやりました形のもの、今度はさらに八社です。か、メーカー段階から消費者段階に直結を供給サービスを行なうというような組織が充足をしたというところで、メーカーから直接に生活協同組合連合会を通じて、そのあつせんによって、消費者からはがきで申し込みをしてもらって、そこにメーカーから直接供給をしていく、しかも二割ないし三割程度は安くなる、こういうことが新聞に大きく報道をされておるわけでありまして、この問題について、消費者の側からいけば、とにかく安い酒が飲めるということについては、これはだれも異論がないところだし、望んでおるところであります。そういうメリットが、とにかくこういふ方式でやればあるということにはつきりいたしておるわけでありまして、物価問題が非常にやかましい今日において、何か一つでもそういうことで、いままで五百八十円から五百八十円という二級酒が五百円以下で買えるというやうなことになるならば、これはやはり当然消費者者としては、そういうことで買えるならそういうことで買いたいということになるのはあたりまえの話であります。そういうメリットが一つあると同時に、酒類の流通機構、流通秩序、こういうものが、今日メーカー、卸、小売りというやうな段階で、一つの秩序ができておる。かつて私も経験したことがあるわけでありまして、そういう形で現在ある小売り業者のところから、たとえ集团的な特定企業の宿舎地帯があるというや

うなことで、そのところかなり販売をしておった小売り商がある。こういうやうなところにその方式が一気に入ってまいりますと、もうその周辺の酒屋が成り立たぬというやうなことで、実は陳情を受けたこともあるわけでありまして、そういうやうなことで、非常にそういう面とのかね合、調和、調整というやうなものをどういふ形でつけるのかというところが一つの問題として当然出てくるわけでありまして、この問題について、これは国税庁長官に伺ったほうがいいと思っております。こういうものに対して、国税庁としてはどんな問題を考えて、どう対処されようと思っておるか、まずこの点を伺っておきたいと思っております。

○吉園(二)政府委員 ただいま御指摘のございました件は、御承知のように最近中小酒造八社が協同組合をつくりまして、直売を實行しようとするものであります。御承知のように、酒造免許の中には自社の製造する酒のみならず直接販売する免許を含んでいるわけがございます。そういう意味で、消費者に直売をすること自体は、免許そのものに含まれておるといふことは言えるわけでございます。今度やりました形はどうかという形でございますが、その点はさらに検討して結論を得たいと思っております。先般問題になりました、東駒自身がみずから製造した酒類を直接販売をしたわけでございます。その点では製造免許の上では違法ではないものでございます。ただ、御承知のとおり、販売系統を全く飛ばしまして、流通機構の助けを借りずに直接販売をするというところは、いわば一種の異例な形であります。したがって、普通非常に辺陲の地において小さな酒屋が直接地場販売をしている以外には、そういう形は従来はなかつたわけでありまして、それがあつた形が出てまいります。しかし、私どもとしては、正規のルートというものを通っていることによつて消費者の安全が保障されるという面は非常に大きいと思っております。また小売り、卸というものがあつて、消費者の選択が銘柄等に自由に行なえるわけ

であります。直売方式というのはその意味では消費者の選択の自由を奪う。またその酒に欠陥のあった場合に、直接消費者自身がその問題を解決しなくてはならない。かような点で、いわば流通機構の持つ特色というものを、あるいは流通機構があるがゆえの消費者の利益というものが一部失われるという面は、反面覚悟しなければならぬ面だらうと思ひます。その結果としてあらわれたのが、御承知の東駒の場合には、一級酒と称して二級酒を売ったというような事態が生じたわけですから、こういうことは流通機構を経ている場合にはおおよそ考えられないことだと思います。そういう意味で、こういう販売方式というものがはたして一般化するかどうかという、私は非常に問題があると思ひます。いわば例外的な存在であらうと思ひますし、今回の八社にいたしましても、かなり小さな業者でございます。その影響がどうなるかというのは、私は必ずしも非常に大きなものにはならないというようにも考えますが、さらに御承知の八社のうちには現在取り調べ中のものも含まれておりまして、現在それが結成されますまでにかんがりの紆余曲折があったように思ひますのでございます。事態をさらに取り調べた上で私のほうとしても結論を出したいと思ひますが、いま申し上げましたように、やはり全体としての酒類の消費というものを安定し、また消費者の自由な選択を生かしていくという面においては、やはり適当な流通機構を経て、しかもそれを通じて、価格を消費者の利益に応じて適正に引き下げていくという方向が私どもは一番正しい筋に乗っているものだ、かように考へているわけでありまして、もう一つ問題になりますのは、このようなことをいたしました場合に、はたしてこの販売方式が全く酒税法上の免許問題に触れないかという点も一つ疑問がなきにしもあらず。酒類業の免許におきましては、単に販売免許だけではなく、あつせん、媒介の業務もこれは免許業務でございます。したがらしまして、実際にあつせん等を免許を得ずやっておれば、そこに問題が出てくるわけであり

ます。また、しよせん、もしそれが行なわれておるとすれば、それは一つの流通機構を新しく作り出して、直売と称しながら実は新しく流通機構をつくり出していくとすれば、そこに免許という問題も出てくる。それらを十分慎重に検討いたしましたして、結論を得たいと思つております。何ぶんにもこのこと自体が実行される前に発表されております。いかなる形で実行されるのか、それらについては十分慎重に検討したいと思ひます。すけれども、いずれにいたしましても、私どもは、いまの免許によつてつくり上げられた生販三層の流通機構というのは、他の品目に比べてはるかに簡素化された流通機構であり、この流通機構が消費者の価格に対して非常に圧迫を加えるような流通機構ではないという確信は持つております。したがらしまして、正当なる流通機構を経て、しかもその流通機構の合理化によつて価格の低減が行なわれることが一番期待したいところであるというのが私どもの考へ方でございます。

○広瀬(秀)委員 いまいろいろ答弁があつたのですが、前には東駒酒造一社だけが非常に飛び抜けた形でこういうものをやられた。今度は、新聞の報ずるところによりまして、岩手、福島、埼玉、新潟、茨城、広島、愛媛、佐賀というように、それぞれの酒造メーカーが一つの組織をつくつて、東駒一社だけでパイロット的にこういうものをやつたのを、今度同じような手法をもつて酒類の販売流通機構の中に一つの組織をひき上げて登場した。しかもこれは二、三割安くするといふので、それから、消費者の側からいへば、いまの物価高に悩んでいる消費者としては、これは飛びつくのがあつたりまえの方式だ、当然こういうことになるわけでありまして、

ていく、こういう積極的な姿勢というものを物価対策閣僚協なども強く打ち出されて、現実の一つ具体化できるものを具体化していくんだといふ非常に強い態度もとられておるようでありまして、そういう問題点と、酒税の保全、流通機構、こういうようなものとのからみにおいて、これは安い酒を飲みたいという消費者大衆に少なくともアピールする。こういう方式で、しかも今度組織的にも全国にまたがった形で北は青森から北海道まで——今回は北海道はないようでありまして、そういうものが出てきた。このことについて、そういう関連において、どういふ方向でこれに対処していくのか、この点について国税庁の考へ方をお聞きしたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 たいだいま申し上げましたように、この形がはたして一般の流通機構に代替し得るものであるかという点を考えますと、まず第一に、これは新聞報道でございまして、正確を期し得ませんが、はがき等で注文を受けて、一定量に達したらそこに運搬をするというふうなものでございまして、また銘柄も一種類でございまして、そういう意味で申しますと、消費者の側から見れば、きわめて制限された販売形態——いわば小売りというものが一つの業務として成立するということとは、消費者が一つ一つ出かけていってみずから購買に努力するという手数を省く、あらゆる商品を購入する際の即時の選択に置き得ることに特色があると思うのでございまして。そういう意味では、そういう特色を振り捨ててしまつて、ただ特定の酒を、しかも相手の都合のいいときに運ばれるものを買うところにおいては、すでに消費者としては、購入としては非常に制限を受けるわけであつた。そういう意味で、こういうものが、現在各品目にございまして、いわゆる卸売りと小売りと申すものに代替し得る性質のものであるかどうかと申しますと、これはなかなかむずかしいのではないかと私は思ひます。そういう意味で、こういう形態が酒類についてだけ将来の販売形態として成立するということは考えられないと思ひます。本

態から発してかなりの波紋を呼んだ。それと提携をしておいたある業者が中心になって、さらにおけ売りをしている業者を糾合して、もう少し大規模にやろうかという形での形が出てきたという面も私はあるかと思えます。そういう面ではこれは一般的な大衆の酒を安く買いたいという希望、それに沿った面があるという事は事実だと思えますけれども、それが直ちにこのような形を要望しているかという点必ずしもそうではないと思えます。むしろ私は、いまの小売り業なり卸売業を通じて、もっと企業努力をして消費者の要望にこたえるという一つの刺激要素といえますか、一般大衆の持つておるそういう欲望に対する反省というものを呼び起こすという点は大いにあると思えますけれども、これ自身がいまの販売形態に取ってかわるという性質のものではないというふうに判断をされているわけでございます。

○広瀬(秀)委員 長官、物価対策の立場、消費者が安いい酒を飲みたいという、そういう気持ちを持つて当然の欲求というものがあられるわけですね。特に清酒の問題ですけれども、この清酒について、自主流通米というような段階になってきて、コストの中で六割近くを占める原料米の値上がりという状態はあるわけですね。しかし一方においては、灘の最も大きいメーカーなどはかなり近代化もされ合理化もされ、コストはかなりダウンしているはずだし、また全国からのおけ売り、おけ買いの過程を通じて、ラベルというか、レットルというか、そういうものを張りかえるだけのこと、かなり高い酒を市場に出すこともできる、こういうような規定などもある。しかもそういうところの酒は上がりっぱなしで下がることがない、こういうような問題を踏まえながら、一体酒類に対して幾らかでも下げていく方向に考えられるのか。やはり原料米の値上がりということで上がる方向に考えておるのか、そこらのところはどういうお考えですか。

○吉國(二)政府委員 もとより、コストが上昇するものに対しては、極力それを生産性でカバー

をするという努力を払って、価格の上昇を抑えるということには、私も常に業界にも要望いたし、また懲罰もしておるわけでございます。今度の構造改善計画でございますが、現在価格で考えてはおりませんが、五カ年計画の最終年度においては、製造販売価格を一％引き下げるとい一つは、目標をもつて構造改善をやっておるわけでございます。もちろんその間労働賃金その他が上がり、生産性向上を一％見込むというところで構造改善計画をやっておるような次第でございます。それは今後ともこの努力を続けていくべきではないか、かように考えておるわけでございます。なお、いまの御指摘になりました点でございますが、私も、いまの御指摘になりました点でございますが、卸売部門で生産性向上をはかるとしており、同時に、消費者のほうにも、その一部に出ておりますように、みずから努力をしておるという態勢が出てまいりました。いま小売り業者の段階で非常に経費がかかるといふのは、何と申しましたも人件費——酒を運ぶという慣習を持っていても、人件費の上昇はどうしても小売りに価格に反映せざるを得ない。消費者がやはり欧米のようにみずから買っていくという消費形態になってまいり、蓄積をすることができるよう消費形態になってまいり、また、そこに流通機構と消費者との間で合理化も行なわれるのだと思っております。いまのような形で依然として配達を行なっておれば、流通経費がどうしても多くなつて、そういう意味では消費者の中に努力をして購入しようとする動きが出てくる、ということと同時に小売り業者もその段階で合理化をはかり得る余地がある。たとえば買いか来たものと運搬したものとは価格差をつけるということがだんだん起こつてまいりますと、合理化が小売りに段階にまで及んでくる。こういうことを

通じてとにかく妥当な価格の実現というものは、かつていくのが、今後の酒造業界、酒販業界としての大きな課題である。

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕

同時に私もいたしましたし、小売りについては、免許についてはしばしば指摘されますように、免許が間接的に政府介入を呼んでおるといふ批判がございまして、最近御承知のように毎年二千軒程度ずつ必要に応じて小売り業者をふやしております。小売り業がいわば寡少のために消費者に迷惑をかけるということがないように、今後努力をしていくつもりでございます。これを後通じまして、機構から来る価格の引き上げ要求というものを払拭するということが、私も、私どもとして大事な配慮すべき点ではないか、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 いま免許の問題が出たわけでありますが、かつて、七、八年前になると思いますが、田中大蔵大臣当時でしたか、酒類の販売免許制というふうなものは近いうちにこれは廃止をする方向で検討しますというふうなことを、この委員会が答へられたことがあるので、これはその後どういふような方向で——かつて大蔵大臣がそこまではっきりとどこで言ったんですね。それについては、いまだどういふように考えられておりますか。

○吉國(二)政府委員 酒類の販売業、特に小売りの免許につきましては、行政管理局の監査結果からも、将来は廃止の方向で考えるべきだといふこと、他の物資も受けております。ただ、御承知のように、他の物資と違ひまして、酒の場合小売りの価格については三〇％前後の税が含まれております。したがって、小売りが価格を操作する余地といふのはきわめて限られておる。そういう点から申しますと、酒税確保の見地から申しますと、もう少し酒類の供給の正常化、酒類全体の消費の状況が安定をいたしますまで、やはり小売りの免許は据え置くべきであるというものが私どもの考え方でございますが、同時に、小売りの免許を極端に制限をい

たしまして、新規免許を抑え過ぎて消費者に迷惑をかけるというのには本来の趣旨ではございませぬ。適正な能力があり、適正な地域にあるというものについては、積極的に小売り免許を与えていく。免許の運用が消費者の利益を奪うことのないように努力するということで当面は対処していくべきではないか、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 現実的に免許というものが消費者に対するサービスをそこねないように、強力的な運用をしていくことではないかと。

さきの問題に戻りますが、これは次官、製造メーカーが八社も共同をして今度の直売方式をやる、こういう方式というものがかなりこれから見える見通しというものが、少なくともわれわれしろうとが見ても、これはそういう方向に進むのではないかと、これが考えられるわけですね。こういうものができて、直売をやりますということ、天下に宣言をされる。しかも、それは消費者の願ひにも合致する面が非常に強い。特に物価の関連においてそういう面がクローズアップされてくる。これに対してどういふように大蔵省として、国税庁として、この問題について将来の問題として考えていけるのか、その考えを聞かして、もつて——特に物価問題との関連において、原料コストの中で一番大きい比重を占めている原料米が上がるという中で、長官は近代化、合理化等を通じて、あるいは販売機構などについても、人手のかかる面を消費者の協力を得ながら、酒は上げない方向でいくという程度のものであつても、下げっていくということについてはどういふことをやれば下げてもだいたいぶんなだといふことなんですか、酒類保全という面もこれあり、そういうようなものがきちんとしていふ方式でやれるのかどうかという判断も含めて、どういふようにこれからこういう問題について対処していくのか、この基本的な政府の考えを聞いて、この法案の審議に入りたいと思つております。

○中川政府委員 この問題は非常に興味のある問題だと思つて見ておるわけでございます。と

申しますのは、いま御指摘のとおり、日本の経済において物価を何とか押えなければいかぬというのが最大の課題であります。その場合、農産物をはじめとして、流通過程のコストが高いということが非常に問題になっておるわけでありまして、農産物などにおいてもどうして流通過程ではあんなに高いんだらうか、できるならば生産者と消費者が直結をするということをつくふうせなければならぬのじゃないかという議論が一方にはあるわけですが、それがなかなか進まない。

そのうちで酒においてこういった形が出てきたその背景は何であらうかという点、一つは酒の業界が現在非常に激動期にある。ということ、は、自主流通米という制度も出てまいりました。従来は割り当て制度でありましたから、その割り当ての中で温存されておったんじゃないか。ところがそういうことで解放されて競争過程に入ってきた。そこで構造改善ということも一方でやっておりますが、何とか酒をうまく売る方法はないものかといった考えから出てきた苦肉の策ではないかという気もするわけですが、そこで、いまそういった過渡的なことで出てきたことではあります。それがどうしようもない方向に向かうのか、しばらく見るべきではないか。われわれとしては酒を製造する人のことも考えなければいけませんし、また酒税保全ということも考えなければいけません。あるいはまた卸、小売りの流通過程の方のことも考えなければいけません。一方には消費者価格を引き下げるといふ、それら多くのことを見ていかなければならぬ立場にございます。そういった中に突如としてこういった生産者と消費者が結びつくという過程のものも出てきたことは、流通過程での刺激にもなるんじゃないか。法律上制度上からいっても違反とも言いがたいところもあるわけですが、こういったことでは消費者もいろいろ製造業者もいろいろというところが消費者にするならば、流通過程に一つの問題があるのではないか。流通過程は流通過程での意義があった、その分の費用というものが取られてもそれだけ

の意義がなければならぬわけですが、まっすぐ進んでやったほうがいいということであれば、この流通過程、卸売りあるいは小売りに問題があるかと思存しますので、これらを見つめて、流通過程において合理化できるものは合理化するようにはしていく。もちろん今回御審議をいただきまして法案等において、措置によって製造業者の合理化、構造改善にも力をいたしていく。かたがたいま言った消費者保護の立場からこういった制度がどうあるべきかという点を慎重に調査もし、見守って、態度を決定していくべきじゃないか。重大な御指摘だと思っております。

○広瀬(秀)委員 この問題、議論すればなかなか、これは酒全体の流通機構の問題の根本的なあり方、流通機構を全面的に変えていく方向の一つの橋頭堡であるのか、あるいはこれはあだ花のごとく、東駒のごとくまた消え去るものなのか。そういうようなものはいまにわかに判断できないにしても、消費者の欲求というものを対してかなり魅力のあることには間違いないですね。

そこで吉國長官にひとつ、二級酒五百八十円で売っておる。これを二割安いとしても百十六円安くなる。そうすれば四百五十円に近くなってくるわけですね。これが三割安くなつたとすれば、これはもうほんとうに四百二、三十円ぐらいにもなってくるわけですね。これはもう消費者としては非常に好ましい、望ましいことなんです。特に左党はもう非常に潤うわけですね。そういうことからいうようなことが、現に直売をやればやれるんだというところに踏み切られるというんですね。

酒税をきちんと払って、そしてコストをちゃんと消化をして、人件費を払って、原料米をちゃんと払って、こういうようなことで直売方式をやるならばこれだけのことができるのだ。そういうことについてはなるほどやろうと思えばやれるのだというお考えなのか、これは少々無理があるなどというお考えなのか、コストの計算やそれから酒税、それから販売のいろいろな経費、そういうような原価計算の面から見ると、これは非常に無理のあ

る、永続する可能性のない方式と考えられておるかどうかという、事務的な数字的な立場であんな所見をひとつ聞いておきたい。

○吉國(二)政府委員 御承知のとおり酒類の販売マージンというものがあつた程度、公道価格制度以来、基準価格を通じて自然にでき上がつてきております。それから判断をいたしますと、二級酒の製造販売価格は大体四百四、五十円見当になるかと考えます。それ以後卸売、小売りのマージンが加わるといふ結果になるのではないかと思つて、そういう意味では、全くマージンもなしで、卸売、小売りのマージンもなしで販売すれば、御指摘のように四百七、八十円という酒が売れないわけではないかというように考えます。ただ先ほど来申し上げておきますように、みずから運搬するというのが、意外に地域が離れてまいりまして、また少数、少量の配達をするということになると、専門業者によらない場合にはかなり大きな負担がかかるのじゃないか。その辺は実はやってみないとわからない。東駒があれで非常に成功をしたらとすれば、そこは可能であつたという結果が出たと思つておる。結果から見ると、御承知のように現在会社更生法の適用を受けようかという段階にあるわけでございます。その過程等を分析をしてみないと、実際に個別の販売経費というものがどれくらいになるのか、その見当がちょっとつきかねております。したがって、いわば直売方式が非常に有利であれば、私はかなりそういうことがひんぱんに起こつていたのではないかと

いう感じがするわけでありまして、現にいなかでは直売というものは、消費者が直接酒を買いに来るといふ形です。いぶん行なわれております。消費者直売すら行なわれておるわけでありまして、それはそれらの条件があるところに生まれてくる。今回の場合は、いわば従来あつた消費者直売と違う条件のもとで新しいものをつくり出すとしておりますから、ちょっと先例がないので、私も自身も正直なところ、はたしてそれが引き合ふものであるかどうか。さらに問題としては、それをあつせ

んをしていかしていかちよつとわかりませんけれども、そのあつせん者の注文を取りまとめる者が、そのまま業としてではなくやつていけるのか。それがまた将来も無報酬でそのまま行なわれるのか。そこにまた新しい一種の流通形態としての仲介者があらわれるかどうか。そういった面も将来の問題としてあり得るのじゃないか。そういうことで実態をもう少し検討してまいりませんと的確な答えを申し上げかねるのであります。製造酒販売価格としては四百四、五十円というところが一応の平均的な数字であらう、かように考えます。

○広瀬(秀)委員 平均的な製造原価が四百四、五十円になるといふ。そうすると卸、小売のマージンなんというものは全然入らぬ製造原価そのもので売るといふことにはかなり無理もあるような気もするわけですが、それ以上に業界の近代化、合理化が進んでいる。したがって、国税庁のそういう数字のとらえ方が古いのかどうか、ここらにも問題があるわけですが、その辺のところも十分勘案しながら、この問題について国民の求めるところを十分踏まえながら、さらに酒の販売機構、流通機構というものについての、国民大衆の幾らかでも安い、いい酒を飲みたいという声にこたえられるようなものを真剣にひとつ考えていただきたいということ、それから酒税そのものについても、私どもは高過ぎるということを常々言っているわけでありまして、こういう問題についても十分ひとつ考えていただかなければならぬと思つておるわけでありまして、

そこで、時間の制約もありませんので、法案の問題に移りたいと思つておるが、今回安定法を出しになる目的は、第一条に書かれておるとおり、経済的諸条件の著しい変化に対処して、清酒製造資金の融通の円滑化及び清酒製造業の整備合理化を図る。こういう二つの目的をもつて、酒造組合中央会の業務範囲を拡大してそういう二つの仕事をやらせよう。いわゆる米の基準指数が担保力を

持っておつた、財産価値を持つておつた、こ

持っておつた、財産価値を持つておつた、こ

持っておつた、財産価値を持つておつた、こ

持っておつた、財産価値を持つておつた、こ

持っておつた、財産価値を持つておつた、こ

うものが急速に減価をして、かつて一石当たり十八万というような取引がされたものが、いまやこの法律を前提にして、やっと四万円程度だというところのようでありました。したがって、自主流通米を買わなければならないが、そういうことで銀行からも基準指数を担保にして金を借りることもできないというので、この法律をつくって、国もことし四十五年度に七億円出そう、業界も七億円出そう、来年さらに国は追加して七億円出そう、こういう予定になっているわけでありましたが、清酒製造業の経済的諸条件が著しく変わった、このことを個条書き的に、こういう点がこう変わりました、こういう点がこう変わりました、これはどうしてもこういうことをやらざるを得ない段階ですというところを、まず説明をしていただきたいと思ふわけでありました。

○高木(文)政府委員 経済的諸条件の変化の中で、何と申ししても一番基本的なものは、米の割り当て制度が変わったということでございます。御存じのように、約三十年間米の統計が続けられてまいりましたので、原料米につきましても、食糧管理制度のもとで割り当てを受けておったわけでございますが、昨年の五月に自主流通米制度がとられるようになりましてから、酒の原料米についてはいわゆる食糧管理からはずれて、この自主流通米制度に乗るということになったわけでございます。そこでそれに伴いまして、第一に、ただいま広瀬委員から御指摘がありましたように、酒の生産の特色として、米のとれ時、酒の仕入れ時に一時に多量の資金が要る。そしてそれを一年間に売っていくということ、他の製造業の場合と資金手当ての形が違いますので、そこに一つ問題があるわけでありまして、その場合の金を調達するにあたりまして、基準指数といいますが、昔からのことばでいいますと基準石数といいますが、それが財産的価値があるということと融通を受けやすかったのが受けにくくなったというのが何と云っても、先生のおっしゃる個条書き的という点からいいますと、第一の点であろうかと思いま

す。

第二の問題をいたしまして、その食糧制度のもとにおいて米の割り当てがあったということから、酒につきましても製造の段階から小売りの段階まで、全体的に非常にゆるい統制下であったわけでございますけれども、原料米の自由化ということに伴いまして、酒造業界といいますが、酒の経済と言ったほうがいいかもしれません、酒の方向としては自由化の方向に向かうようになってきているわけでございます。そこで、自由化への方向にスムーズにいくための一つの手段をいたしまして、昨年からは生産数量規制を行なっております。これは酒税法といいますが、酒類業組合法によりましてやっておるわけでありまして、けれども、この規定は一種の独禁法の特例規定でございますので、そう無限に続けるわけにはいかないのですね、大体三年ないし五年というくらいを目安にして現在やっております。反面、自由化に備えまして構造改善をしなければならぬということ、これはまた昨年からは五年計画で構造改善計画をやりまして、この生産数量規制と構造改善計画をやらざるを得ない状態というのが第二の問題であろうかと思ひます。

さらに第三の問題をいたしましては、いま申しましたこの二つの関係でございますが、生産数量規制と構造改善計画をやりながら、今後五年以降にはより一層の自由化体制がとられるわけでありまして、米の制度が変わりましたことを契機といたしまして、順次だんだんと自由化の方向に向かっていくという大きな流れがございます。これらのことを考えまして、何らかの形でその切りかえがうまくいくようにお手伝いしなければならぬというのが今回の特別措置法案でございます。この法案の目的にあげております「経済的諸条件の著しい変化」ということをあげますれば以上の三つかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 手元にあります資料によりまして、石数で言ったほうがわかりいいと思ひます。製成数量の規模が五百五十四石以下が二百四

十一業者、五百五十四石から千九百石までが千六百四十四業者、あと千九百から千六百六十三石までが七百三十七業者、千六百六十三から二千七百七十二石までが五百十八業者、二千七百七十二から五千五百四十四石までが二百六十一業者、五千五百四十四から一万一千八十七石までが百九十九業者、一万一千八十七石以上が六十二業者というところで、三千五百八十二業者が現在ある、こういう数字があるわけでありまして、しかもこの約千八百八十業者の製成数量の集中度はせいぜい二割だ。企業数でいえば約半分の五二・五%のところは二〇%以下の製成数量しかつってない、こういうことなんです、今度の法律は端的にいいまして、こういう小規模事業者というものを整理したい、非近代的なつくり酒屋をやっている者を整理したい、これがいまおっしゃられた構造改善の目標としてやっていたいかなければならぬ、そういうことが一つの大きなねらいである。もちろん基準石数、基準指数というものが担保価値がなくなつて、自主流通米が値上がりをして、しかもその自主流通米を買わなければならぬ。銀行も一度に集中するその金は貸してくれないということをやめんどうを見ようということであれば、一体そのほんとうのねらい、この法案を出すほんとうのねらいというのはどこにあるのか。やはり小規模の非近代的な業者を逐次整理したい、こういうところにウエートがきわめて高いのだ、こういうこととでございますか、この点伺いたい。

○高木(文)政府委員 酒の製造の場合に、他の業種と比べてやや特色がございますのは、必ずしも企業数の集中によつてコストが下がるという関係が、いわば近代産業といえますか、機械装置産業のようにあらわれてまいりません。ただいま御指摘のように、非常に小さい企業が多いわけではございますが、小さい企業はそれでコストが非常に高いか、あるいは経営がなべてうまくいってないかというところ、必ずしもそうではないわけでございます。いわゆる地場の酒で、非常に小規模にやっております、そして卸主人が自分で直売をして

おるといふような企業は、かえって、原価の点からいいたしても経営の状態からいいたしても悪くはないというところがございます。したがって、全体として三千六百の酒屋さんの数があるというところは、これは多いか少ないかといわれれば、決して適正な企業数であるということには言えないのでありますけれども、さりとてそれは小さい企業がぐあいが悪いのだ、大きな企業のほうが能率的なのだということは他の企業ほどには明確には言えないわけでございます。

そこで、現在実行に入りかけております構造改善事業等におきましても、必ずしも規模の小さい企業がやめることが望ましいということでは考えておりませんので、ただ、非常に小さい企業が集中してあります場合には、たとえば合同したほうが望ましい、あるいは業務提携をしたほうが望ましいというふうなことは構造改善計画でも考えておりますけれども、ただいまお話しのように、小さいがゆえに直ちにそれがいわばやめたほうがいいということにはつながらないというのが酒の業界の特色でございます。その点につきましては、私もさういいたしましては、必ずしも大きいから小さいからということではなしに、しかしいづれにしても企業数の多過ぎるから若干少なくなつたほうがいいだろうということで、企業間で話し合いができました。しかるべき合理的な計画ができましたならば、これは望ましいことだという考え方に立っているわけでありまして、政府といいますが、役所側をいたしまして、積極的に企業合同をしてこういう規模のものにすべきだというふうな、しばしば他の業種に見られますような指導はいたしておらない、また、いたすべきではないというふうな考へておられるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 この三千五百八十二業者、約三千六百あるわけですが、最近の二、三年のところでは赤字企業というのはこの中でどのくらいありますか。

○中橋説明員 ごく最近の数字は持っておりま

せんけれども、一番直近の調査によりますと、現実に会社の出しました経理でもって赤字を計上いたしておりますのは百七十二者ございました。

○広瀬(秀)委員 そので、構造改善ということば、構造改革ということばが出るわけですが、構造改善の中身というのはどういふところを構造改善するの。小規模のものを合併させるというよりなことだが中身の。あなた方が構造改善ということばで指導はしてないというのですけれども、自主的にやるものについて、ただほつたらあしつばなしのようなことなすけれども、酒の行政は大体国税庁がやられてる。しかし国税庁というのは税金を取るところで、大体積極的の一つの産業政策的な立場における構造改善というよりなもの指導する能力というものは、もう国税庁のイメージからは出てこないわけだし、おそらく不得意であると思うんだね。そういうものに対して何か積極的な構想というようなもの、酒の業者をどうするんだという基本的な立場というものをお持ちにならなければそういう指導もできないんだらうし、その辺のところは一体どうなっているんだらうか。構造改善ということばがときどき飛び出してくるけれども、これはことばだけであって中身は何もないのだとわれわれ理解せざるを得ないのだけれども、その辺のところはどうなっているんですか。

○吉國(二)政府委員 ただいま高木審議官から申し上げましたように、清酒の製造業について規模の利益というものがさほど大きくないという実情から申しまして、構造改善をいたします場合に、今後予想されます自由競争、いわゆる基準指数的の廃止によりまして割り当てが行なわれないという事態を想定いたしましたので、その場合に競争に耐えていく能力のある企業を育成する、そこに基本の条件を置かなければならないと思つてございします。したがって、構造改善におきましても単に規模の集約というのを考えるだけではございしません、もちろん企業合同とかあるいは提携あるいは協業化というようなことも条件によつて

実現をいたしますし、さらに具体的に考えますと、おけ売りという制度も昔からある制度でございまして、酒質を向上するためにいわゆるプレンドをするということが昔から行なわれております。さらにその他いろいろの理由でおけ売りというものは昔からあったわけでございます。このおけ売りを安定化する。たとえば一種の下請工場のような形で企業として存続していけるものも十分あるわけでございます。そういう意味で系列のおけ売りという形の企業化も考えられる、あるいは系列まで入らないでも、提携をして永続的なおけ売りを発行するということも考えられるわけでございます。さらに先ほど高木審議官が申されましたように、いわゆる直売型と申しますか、小売り業に対して直接販売をする形で現在まで十分採算をとれてきたものであり、さらに地域の過疎過密を考へますと、将来ともそれが十分可能であるものにつきましまして、それなりの構造改善というものが考えられる。こういう形で、いわばその具体的な事業の置かれております環境に応じて、新しい自由競争の段階で耐えていけるような形の幾つかの目標を想定をいたしまして、それに沿った改善をはからなければならぬ。これが今回の清酒業に関する構造改善の基本的な考え方でございます。

したがって、形といたしましては、従来ありましますものが新しい自由競争のもとで存続している形に、いわば合理化をはかつていくというところとあつて、そういう意味では、もちろんそれが実行できない、提携おけ売りもできないという、いわゆる非提携おけ売り業者の中には転廃を余儀なくされるものが客観的にも生じてくることをご予想されてくるわけでございます。そういうものが業者の計画におきましても七百近く予想されるというところになっておりますので、総数としてはかなり業者数は減つてまいと思つてはかたし、その減つてくることは構造改善の目標ではなくして、むしろそれぞれ新しい条件のもとで伸びてい

かれる業態に整理をしていく、またその業態の中の合理化をはかつていくことに本質を求めておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いま長官から七百ぐらい整理、合理化をはかるといふ一応の目安の数字が示されたわけですが、三千六百のうち二千八、九百ぐらいの業者、基本的に新しい自由競争に耐えられる企業として生き残れるものはそのぐらいではないのか。これを判定する場合は、いま赤字企業の数を開きまして、百七十二者だ。赤字の会社、赤字の企業というものはそのぐらい、これが最近ふえていくともわからないけれども、そういうようなものは転廃業というように踏み切つていくだらう。しかし、それ以外で、まだ赤字が出ない、黒字であるというところは、酒の場合には銘柄、それからのれんというようなものへの執着というものは非常に強い業種だと思つては、自分の代に、親代々、百年も百五十年も続いてきたのを断つたくなはないんだというふうな気持ちも非常に強い特殊なケースだと思つては、そういう伝統というふうなものを背負つておる業界であるだけに、現実に百七十何者くらいしかまだ赤字企業はないということになりまして、どういふぐあいに具体的に、あなたも競争に耐えられないんだというふうなことで、構造改善するなり転廃業してはどうかというところをすめていくなり、そういう方向に誘導するなりというふうなことは、どういふところでそのポイントを押えてこの七百者というものを、これは何年か先というところもあるでしょうけれども、いまの赤字企業と、それから七百者ぐらいは整理されていくだらうという目安というものが、かなり開きがあるわけですね。これを今度の制度で、いわゆる転廃業資金を年次別にキロリットル当たり四十五年度四万円、あと一万円ずつ減らしていき、そういうことをやつて毎年どういふ年次の転廃業の推移をたどりながら、七百者くらいまで何年先にいけるんだという、こういう目安というものが

はお待ちですか。

○吉國(二)政府委員 ただいま間税部長から申しました百七十二という赤字者は四十二年でございと思いますが、その後若干ふえてるんじゃないかと思つては、しかしこの転廃業というものは、御指摘のように非常に長年にわたつてやつてきた生業でございますから、堅々には踏み切れないという面もございしますし、またこれを無理やりやらせることもできない性質のものだと思つては、ただ問題は、一挙に自由化が行なわれたとしたら、八百ございしますけれども、これが一挙に販路を失うということも考えられる。現在大手業者自身でも製造能力は現在の製造業よりは多いと思つては、したがって、米が自由化され、自由に原料が入手されるとすれば、従来非提携のおけ売り業者から需要に応じて購入していた量というものは、急激に減ることは当然考えられてくることございします。そういうところで、これらの業者が急激な影響を受けて、むしろ倒産を招く、あるいは倒産に至らないまでも、非常な安売り競争を行つて酒類業界を混乱におとしれるというおそれがございますので、五年間にわたつて協定を執行しようということにいたしましたわけでございます。ただ、この場合五年間の協定をいたしましても、毎年自由化率というものを高くしていき、最初、予想需要量の六%を四十四年度年度においては追加をいたしまして、さらに毎年二%ずつ上げて、最終年度には見込まれる総需要数量の一四%増、相当大きな自由化が行なわれまふ。そうなつてまいりますと、この一四%に相当する数というのは、先ほど申し上げましたように、七、八百の非提携業者の総製成数量よりも多くなるという結果になります。

そうなりますと、その過程において、やはり毎年経営が無理になつてくるものは段階的に出てくると思つては、それに応じてそれに対しては転廃業資金というものを業界として拠出をして、これ一部にはその報償的な意味もあり、一部には誘

導的な意味もあって、これを救済しつつ実現をはかっているという形をとっておりますので、具体的にいつの年度に幾つ出るかということまでは予想をいたしておりませんが、最終年度に近くなるにつれてこれらの業者が困難の度を増すというところは、もう業界としては当然予想いたしております。そういうことからいいますと、二年目、三年目あたりには相当数そこで決断をせざるを得ない業者が出てまいり、かように見ております。なかなか一年目は決断に踏み切れないということでは、一年目に出てまいります数はそう大きくないのではないかと。二年目、三年目からかなりふえてまいりまして、最終的にはやはり七百に近いものが転廃業を余儀なくされるという結果になるのではないかと、そういうことから今回の法律をつくりまして、それに対する手当てだけはしておかなければならぬということでしたわけでございます。

○広瀬(秀)委員 この仕事をやるのは、酒造組合中央会がやられるわけけれども、これだけの仕事をやるということでは、最初は特殊法人をつくらうかというふうなお話もあったという話を聞いています。新設はできるだけ抑制するという政府の方針もあって、まあ現在ある法律に基づく法人としての中央会にやってもらうということに落ちついたようであります。中央会が転廃業資金の給付をやる、給付の事務をやるわけですが、これ、この中央会にこれだけの仕事はたしてやれるのかどうか、こういう点についての検討、こういうものはどうなっておるか。この点がまず心配なんです。

それと、政府が出した七億の補助金、四十五年度七億、四十六年度も七億出すというふうな形です。これはまあ補助金というふうな形です。出資金という形じゃない。この補助金の使い道というものは、あくまでいわゆる信用保証事業、これに使う、こういうたてまえですね。それで、この給付金のほうを年次別に差は設けてあるけれど

も、四十五年以降四万円から四十八年度一万円に至る、四、三、二、一万円という形でやっています。こういうものは、大体その財源の主力は業者から拠出をさせるというたてまえをとっておられる。これがほんとうにそういうものを支出し得るだけ集まるのかどうか、そういう点については、一とあつたから出てきませんが、若干の強制力もあるわけですが、しかし納得しない人たちがやめる人たちが、こういう人たちがどういう風にそれに対して反応を示して、今日業界全体も反対なしにびしっと一つの方向でまともなまわりのどうか、こういう点も問題点になってくるのだらうと思ふので、そこらところの皆さんのお考えをこの際明らかにおいていただきたいと思ふのであります。

○吉園(二)政府委員 酒造組合中央会は、御承知のとおり、従来基準指数による割り当ての実際の事務も行っておったわけでございます。そういう意味では全体の業界に対する把握力というものは相当高い程度になっていっているというふうに思ふます。実際問題としていしても、営業行為はやらずに調整行為をやるという性質の組合でございます。それで、それにいわば製造関係においては相当な事務能力を持っております。そういう意味では、信用保証の業務、あるいは構造改善の実行に伴う転廃業資金の給付業務、あるいはその給付金のもとになる原資の受け入れ事務、こういうものには十分支障なく対処できるものだと私も思ふのであります。

それから、構造改善のために給付金を支給するという問題につきましては、清酒業界が全体として五カ年間の長期にわたる協定を確保いたしましたので、それをいよいよきめられた際に、これらの問題もあわせてきめていくわけでございます。もちろん、政府が実行するかどうかかわからない段階でございます。一方において信用保証というものは、一方において構造改善給付金というものは、これを残存する業者、転廃する業者等に手当てをするという前提での協定ができれば

ておるわけでございますから、いわば業界として、この給付金を出すということについても全体としての意思決定をされているということでございます。個々の業者の中において、あるいは具体的な段階において、給付金の拠出を渋るという業者も出てくるかもしれませんが、それについてはやはり業界全体のこれが酒税保全その他につながる公的な仕事であるという面でも、政府が法律として援助してやれば十分摩擦なくやっていけるのだらうという見通しで、この法律的基礎を与えたということができると思ふのでございます。

それから、政府の支出いたします七億円は、業界の具体的に信用保証を受けましたための出資金と合わせて運用されて、それによって初年度四百二十億円の信用保証を行なうということにいたしておるわけでございます。それ以外には使用しないというたてまえでございます。ただ、この際、一般の信用保証よりやや低い程度でございますけれども、信用保証料というものを徴さなければならぬというたてまえでございます。さらに、基金そのものは運用が可能でございます。そういう意味では、普通の特殊法人でございます。信用保証料とか、あるいは運用益はこの事務費に充てる、あるいは人件費に充てるわけでございますが、中央会の場合は、従来の人員あるいは事務組織をそのまま転用いたしましたして実行いたします関係で、これらのものがいわば給付金の一つの原資になり得ることは事実でございます。いわばそこで中央会としての努力を發揮いたしますれば、業界からの納付金と合わせて、その運用益、あるいは保証料による収入が転廃業者のために使用し得る。これは、一般の特殊法人では運用益等をそのまま使っていくということから申せば、いわば酒造組合としては当然のこと、むしろそれを公益的の面に使うものでございますから、これは差がついてまいりまして、転廃給付金についても円滑な処理が十分望み得る、かように見まして今回の制度をつくったわけでございます。

○広瀬(秀)委員 この予算が通つておるわけですから、七億出るとは間違いない。そこで業界から七億円を集める。これは出えん金とか納付金とかいっていただきますけれども、七億円を拠出する。まあこれは十四億の財源がある。四十五年で転廃業資金もキロリットル当たり四万円もらえるのだ、こういうことですから、それじゃというので、先行きもうこの際という見きりをつけたい者がかなり大量に出るといふことを想定してみる。そうしますと十四億程度の金では——信用保証の四百二十億、大体三十倍ですか、までは金融機関と協定をして、信用保証限度をそこにす。それを取りくずしてしまつてというわけにはいかないでしょう。転廃業給付金のためには運用益——政府からもらつた補助金そのものを取りくずすというたてまえではないわけでしょう。したがって、これはいわゆる信用保証の基金として温存されなければならぬ。しかもその転廃業資金として現実に現金を支出していかなければならぬ事態になった場合には、当然初年度では運用益もそうは多く見込めないはずですね。しかも業者から拠出をされてくるものもかなり時期的にもずれてくる、そういうものもあるわけですね。そしてキロリットルあたり四万円出していくということになれば、かなりこの転廃業者が出る。したがって、保証料もそうは急速に蓄積されてくるわけじゃないんだから、そうすれば当然かなり大きな額の、何十億とまでいかなければならないと想定されるような借り入れ金というふうなことも出てくるわけですね。こういうふうなことになる、なおかつ中央会の経営というものは、これは新しく二つの仕事をつけ加えてうまく回っていくのかどうか、そういう面についての見解をこの際明らかにしてほしい。どういふようにやっていくのか。いま借り入れ金のことを長官は一つも触れなかつたんだけれども、この中央会あたりでは、かなり膨大な借り入れ金をしなければ、ことし、来年はともしのでいけません、ということになっておるわけですが、それをすぐ返済する力と

いうものもいまのところはないはずだと思ふんですね。その辺のところを計数的にどういうふうになつてゐるか、想定がどうなつてゐるのか、その辺を明らかにしてもらいたい。

○吉國(二)政府委員 私のさっきの説明、ちよつと若干抜けていたところがあります。業界が拠出する金額は、一つは政府の七億に對する信用保証基金の基金となるべき拠出金の七億円、そのほか転廢給付金として給付されるべき、初年度で申しますと四万円でございますが、その二分の一を別途拠出をする、その残りの二分の一を中央会が運用益等でまかなつていく、こういうたてまえでございます。初年度予想されることでは、かりに二百前後の業者が転廢をするということになりますと、実際問題として全体として十三億程度の給付金が要るわけでございます。その分は、半分はやはり業界が拠出をし、残りを中央会が借り入れ金で処理するということにならざるを得ないので、中央会としては資産等が相当ございまして、借り入れ限度は相当高いものでございまして、私どもの計算では、大体支出が初年度、二年度、三年度と高まりまして、あとは収入がふえるという状況であります。そういう点から、ビークは確かに十億円前後の借り入れ金に達する。しかしその後の運用益、あるいは保証料の収入で借り入れ金の元利返済等を考へて、ならしてまいりますと、大体九年程度で完済をし得る計算になります。一年目等はおそらく先生御指摘のように収入は非常に少ないわけでございますが、二年目以降フルになつてまいりますと、運用益と信用保証収入が相当な額になる。これで元利を返済いたしてまいりますと、十年目からは返済がなくなるといふ形が予想されるわけでございます。これらはかなりかたく見積もつた数字でやっておりますので、そういう意味ではかなり安全性がある数字だと考へております。

○広瀬(考)委員 そういう計算の基礎になつたものをひとつ本委員会に提出をしていただきたいと思ひます。これは大蔵省が厳密にはじいたのであ

りましようけれども、私どもそういうものがないと、確信をもつてこういう法律をつくつてこの目的が達成できるのかどうかということについて、なかなかその判断に苦しむわけですが、そこで、四十五年、四十六年度、この二カ年間で二十一億というものがこの信用保証事業の基金として積み立てられる。その基金全体が運用益を生むことになるのかどうか。そのうちのどのくらいが運用できるのか。運用の額というのは二十一億に對してどのくらいの運用が可能なのか。これは一〇〇%可能なかどうか。その辺のところ、どういふことになつておりますか。

○吉國(二)政府委員 御承知のように信用保証業務でございますので、流動性の資産を保有しておれば基金としての性格は十分果たせる。そういう意味では、極端にいへば初年度は十四億全部を運用することができ、さらに二年度目からは二十億全部を運用することができるといふ見込みでございます。

○広瀬(考)委員 その運用の方法はどういうものですか。有価証券投資とか、いろいろある財政投融資の中に入れて六分五厘でやるのか。その辺については中央会に一任でございますか。それとも国税庁からどういふ原則で運用しなければならぬということを押さえるのですか。その方針を聞いておきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 余裕金の運用については、これは考へ方からすれば安全有利であればいいわけでございますが、一般のいろいろな公益的な基金の運用としては、ある程度の制限を加へていふのが普通でございます。大体現在考へておりますのは、省令である程度の運用に制限を加へるといふことを考へておりますが、農林中金、商工中金、銀行への預金、これは当然でございますが、一番低い運用でございます。国債、地方債、金融機関の発行する証券、いわゆる長期信用銀行の金融債といったようなもの、これに對する運用ということにいたしますと、かなり高利回りの運用ができるということになると思ひますので、大体現在

の見通しでは、具体的な運用の利回りとしては七・四%程度を見込んで計算をいたしておりまして、

○広瀬(考)委員 七・四%で二十億まるまるやつてもこれは一億数千万円、一億五千万円足らずということでしょう。これもいづゆる転廢業の給付金の一部にしてよろしい。保証料が年率七分三厘です。この保証料を四百二十億限度一ぱい借りたとした場合に、七分三厘でいきますと一体幾ら保証料の収入が入りますか。

○吉國(二)政府委員 これは中央会である試算をいたしました結果を見ますと、平年度では大体二億程度の収入が見込められると思ひます。四百二十億、業者全体で借りるわけですね、自主流通米を購入するために。その信用保証をした場合に、その借りた額がどのくらいになるか。四百二十億全部借りるか、あるいはもつと少ないのか。また三十倍ないし六十倍というふうな説なんかもあるということもあるので、金融機関との間にそういうものでもかなり異動があるだろうと思ふのですが、それと、ほんとうに転廢業者者に対する予測もなかなか見きわめがたいものがあるでしょう。非常に多くなつたような場合というふうなことで、金融機関との間にその二十一億を基金にして三十倍まで保証できるというふうなことになる。ますれば、かなり多額の保証——二十一億が基準になるわけですが、その保証料というものは、これは借りた額がやっぱりあれになるんじゃないですか。その辺のところをほくもよく知らないのですか。どういふことになつておりますか。

○吉國(二)政府委員 これは保証を受けた額でございますから、四百二十億なら四百二十億がもとになるわけでございます。大体予想しておりますのは日歩二厘程度の保証料でございます。四百二十億に對しまして、大体一年じゅう借りつぱなしになりませんで、途中で返済をしまひますから、大体年間で考へますと六五%くらいと考へら

れます。四百二十億の六五%に對して日歩二厘という計算をいたしますと、大体二億前後の収入ということになります。

○広瀬(考)委員 そこでこの保証料が入る、あるいは業者から転廢業給付金の半分に相当する額ですが、こういうものを積み立てさせる、こういうふうなことでこの給付金の財源ができてくるわけですが、業者が拠出する納付金というふうなものがあるわけですが、この納付金は転廢業を希望している業者もやっぱり納付をするわけですか。これはもう転廢業によつてあとの残つた業者がメリットを受ける面が非常に大きいわけだから、そういう人たちのなかから、その辺のところはどうなつておりますか。

○吉國(二)政府委員 これは前年度まで残つておりますと、その年度まではまだ確定いたしませんから出ませんが、廢業をきめた年にはみずから出さないで済むということになつております。

○広瀬(考)委員 そこで若干逐條的に聞きたいのですが、第三条の第一項で、「清酒の製造に係る資金で政令で定めるものを銀行その他の金融機関から借り入れることによりこれらの金融機関に對して負担する債務の保証」をするのだ。「政令で定める」ということになつてゐるわけですが、「清酒の製造に係る資金」、この「製造に係る資金」といふものの中身はどの程度の範囲を政令で予想しているか。もちろんこれは自主流通米を購入する資金というものが大部分であろうけれども、そのほか政令で定めるというものはどういふものが予想されておりますか。

○高木(文)政府委員 この第三条の「清酒の製造に係る資金で政令で定めるもの」といふことは、第一が原料米の米でございます。それからアルコールその他清酒の原料の購入に必要な資金ということでございます。第二が、仕込みのときに仕込みのときに支

払われるいわば労働賃金、そういう直接酒の製造に従事する人に対する労働賃金、この二つがおもなものというふうに考えております。政令は大体そういう骨子でやらしていただきたいと思っております。

○広瀬(秀)委員 この施設関係、設備関係、こういうようなものはないわけですか。

○高木(文)政府委員 これはあくまで酒造資金の調達ということが前提になっておりますので、設備資金のことは考えておりません。

○広瀬(秀)委員 第七条のところ、第二項「前項の納付金は、各清酒製造業者が均等に負担すべき納付金及び清酒の製成数量に応じて負担すべき納付金とし、その額は、政令で定める金額をこえることができない。」というところになっておるわけですが、均等に負担すべき納付金の額及び清酒の製成数量に応じて負担すべき納付金、これは政令で定めるとしているのですが、この中身はいまどういふようにお考えになっているか、具体的にひとつ聞いておきたいと思つておる。

○高木(文)政府委員 現在この法案を成立させていただきまことを前提として中央会でもいろいろと論議をいたしております。この仕事はいろいろといたしまして中央会が中心になってやりますのを、政府側では側面から援助するというところでございますので、中央会の関係者との議論が詰まることを期待しておりますが、現在のところでは、大体均等に負担すべき納付金が全体の五％、それから清酒の製成数量に応じて負担すべきものが九五％ぐらいの割合にしたいのではないかと。これは毎年、どういふ企業者がやめる、そうするとその企業者の製成数量が幾らである、それに、先ほどお話がございましたように、年によりましたて四万円、三万円という額がありますから、やめる数量に四万円、三万円をかけますと転換給付金の総額がまず出ます。その総額を今度は残るほうの清酒製造業者が負担するわけでございますから、その総額をまず出しまして、それをいま申しましたように五％と九五％に分けて計算して

く、こういう考え方でございます。

ただ、それじゃ非常に多くの人がやめることになつたという場合にあまりの高額になりますと、残るほうの企業者の負担が重くなりまして、たとえは極端な場合には価格にまでね返るといふことになつては非常に困るといふことから、政令で最高額をまずきめることになっておるわけでございますが、現在考えておりますのは、先ほどの初年度に相当多数の方がやめられるといふことも含めまして、均等割りのほうは一清酒製造業者について一万円ぐらいのものにならうか。それから製成数量割りのほうは一キロリットルにつきまして五百五十円というぐらゐることにならうか。これがいまの中央会でいろいろ関係業者の間で相談をいたしております大筋でございますので、ほほこのような線で、政令でそれを受けてきめることにならうかというふうに思つております。

○広瀬(秀)委員 この「前項の納付金は、」政令で定める金額をこえることができない。」というところなんですが、いま人頭割りで、数量割りのほうはわかつたのですが、この政令で定める金額をこえてはならないというの、これはまあ大小、規模がいろいろあるわけですね、非常に開きがある。幾ら大きい者に対する数量割りでも一キロリットル当たり五百五十円ぐらいのところ、それにかけ合わせていくといふことで、さらに上限を、上の足切りじゃないけれども、上限というものを設けて、何百万円以上はこえさせないんだという、これはそういう上限を設けるといふ趣旨ではないのですか。そうじゃなくて、基準の人頭割りを幾ら、数量割り幾らというものの合算したものを別に切り飛ばすという、そういう趣旨であるわけですか。

○高木(文)政府委員 均等割りは一万円、それから製成数量割りは一キロリットルについて五百五十円ということにした場合に、非常に大きな企業者の場合にどのぐらゐの負担になるかということ、各企業所ごとに御自身で計算できるわけでありまして、そういうことを含んでの上で、ほほ

そういうことで合意ができておりますものですか、そういうふうに出す。残るほうの清酒製造業者の単位当たりの数量で最高限をきめれば、それでうまく運営できるのではないかと、いふふうで考えております。

○広瀬(秀)委員 それでは、いまのように計算をして何百万円になつた、しかしその一定限度以上は負担をさせないんだということじゃなくて、そういう計算の基礎を積み上げていった額をこえないのだ、こういう趣旨ですね。——わかりました。

それから、「中央会は、第一項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、広く清酒製造業者の意見を聞くように努めなければならない。」これも現実の運用としては非常に大事な問題点だと思つたので、これはどういふようにして、広く清酒製造業者の意見を聞くようにするの。大会とか何かを開いて、いわゆるいづもやっているような総会なら総会というふうなことで決議したとか、あるいはそこで討論をして多数決できめた、こういうふうなことでこの条文の趣旨というものはカバーされるのかどうなのか。この方法を一体どういふように考え、また直接担当される中央会との間にこの点でのどういふ意思統一といふものがなされておるか、この点を伺つておきたい。

○高木(文)政府委員 先ほど国税庁長官からも御説明いたしましたように、中央会の組織は、従来は米の割り当て等を通じて、また最近結構は改善の事業なりあるいは数量規制なりということを通じて、総会なり評議員会での議論が末端の各清酒製造業者のほうにもきわめてよく通ずるようになっております。したがって、法律の形式といたしましては、法律の文言の技術上はこれのように、広く意見を聞くといふふうに表示されておりますが、現在考えておりますところは、中央会自体としては総会なり評議員会という形をとれば、それで全員の意見を十分に聴取できるであらう。そのほかに個別に何か会合を、評議員会

等よりもさらに広く行なわなければならないといふふうな実情ではないといふふうに思つております。

なお現実には、現在三千六百の清酒製造業者がございまして、そのうち中央会に加盟をしている人と加盟をしていない人を見ますと、加盟割合がほとんど一〇〇％ということになっております。そこで中央会のメンバーについてはそういうことで十分意思が通ずると思つて、アウトサイダーについてはそこはどうかと考へるかといふ問題がございましてけれども、たまたまアウトサイダーの数が非常に少ないので、それらについては個別に聞くといふことも可能であらうかといふふうに思つております。

○広瀬(秀)委員 次の四項で「認可に係る納付金の額を公告」するわけですが、公告は官報か何かでやる、これだけのことで足りるわけですか。

○高木(文)政府委員 官報に登載することほもちろんでございまして、何かもう少し官報以外にも考へるべきだと思つております。その具体的な方法につきましては、中央会の定款に定める公告の方法によることがいいのではないかと、いふふうに思つております。

○広瀬(秀)委員 次の第八條で、納付金の督促をやり、督促をしてもなお延滞をする、こういうものに對して年率一四・五％の割合で延滞金の徴収ができるということになっておるわけですが、これは税の延滞税と平仄を合わせたといふことでございまいしょうが、こういう全体の意見を聞くのだというところ、そういうようなことにもなつておれば、こういう事例も実際はあまり出ないはずなんです。この一四・五％というの、税の延滞と同じようなことでもやるまでのことがあるのかどうか。この辺のところの感触はいかがですか。

○高木(文)政府委員 ただいま御指摘がございまして、税の場合の延滞金に見習つたといふこともございまして、むしろそれよりは、実は特定繊維工業構造改善臨時措置法といふのがございまして、繊維工業構造改善事業協会のところ

で織機等の買いつぶしをやる事が行なわれており、その場合に残されるほうの業界の方はその経費を負担するという制度がございまして、この制度の先例を見ますと、やはり酒の場合と同じように年一四・五％ということになっております。また石炭鉱業合理化臨時措置法というのがございまして、この場合には石炭鉱業合理化事業団が同様に納付金を集めるという制度がございまして、この場合の延滞金も同じく一四・五％になっております。本法で一四・五％という案を出さしていただきましたのは、税のほうというよりもむしろそういう、同様に業界が出し合っているいろいろな構造改善をはかっていくという場合の納付金の例にならったものでございます。

○広瀬(秀)委員 少し高くないかという感じを申し上げたもので、その点、どうこうは申しませぬ。

そこで第九条の一項関係ですが、大蔵大臣は、中央会の申請によって納付金の納入について、「期限を指定して、当該納付金及び延滞金を納付すべきことを命ずることが出来る。」という二条の規定の適用については、「酒税法第十二分を受けた者」といふことになっておるわけですが、この法律を遵守する現在の状況の中で、こういう事例というものはかなり出ると予想されているのかどうか。国税庁なり大蔵省なりはこの点をどういうように考えておられますか。

○高木(文)政府委員 もともとこの制度がこういう形で組み立てられましたのは、一方において敷置規制をやり、一方において構造改善をやっております。酒造業界の強い要請があったことが一つの背景になっておりますことから考えますと、たゞいま広瀬委員の御指摘がございましたように、納付金を納めないというふうな人が出るといふことはほとんど予想されない現状でございまして、ただしかし、仕組みとしましては、もし万が一でありまして、そういう人がいた場合には、それが一〇〇％確保されるのでなければ困るという趣旨

で九条が組み立てられておるわけでございますが、私どもは現在の段階では納付金を納めない人がたくさん出るといふことは全然予想していません。

○広瀬(秀)委員 時間の関係でもうそろそろやめたいと思っておりますが、この法律をつくる前提に、国が清酒製造業界に対して、二カ年にわたって十四億円の補助金を特定の業種に支出するというのは、どうも業界の圧力に屈服したというふうな問題点も、当時の予算編成段階における新開をにぎわした問題でございまして、この保証事業をやっていく、あるいは転産業のいわゆる給付金を支給の仕事をやっていく、こういうふうな二つの仕事をやっていくわけでありまして、だんだんこの政策の目的が達成されて、かなり業界自体が力がついて、もう自主流通米でも何でも、原料米を獲得するために銀行から金を借りるのに、信用保証を一つ中央会でやらなければ金を借りられないというふうな事態がだんだん解消をしていく、こういう事態も想像されたいではないわけですね。そして四十五年から四十八年までの四カ年間に給付金の交付の問題は大体片がついてしまふ、こういうことになるわけですね。これはその点どこまでこれを続けるのか、この点についても事実の問題としてひとつ伺いたいんだけれども、いずれにしてもこういうことで、転産業するといふような事例はだんだん少なくなつて、まああつても年に一者か二者だといふような状態になつてくる。こういう場合に、この国から出した十四億というふうなもの、中央会の財産として残つて、さらにそれが運用益や保証料などの収入で非常に大きなものになつてくる可能性もあるわけですね。この十五条で、「特別の会計に係る残余財産の帰属その他の措置については、別に法律で定める。」という措置になつておるわけですね。このことはやはりそういう事態も想定してこういうものがつくられておると思つておられますが、この点についていふことなんでしょうか、この法律はいつごろどうい

う考えで、いま私が申し上げた点についてどういふ方針をとるんだ。国に何ほどか――まあ補助金のことですから、補助金としての性格で出されるわけですから、補助金はくれればなしで、本日上がった漁業共済の再保険のように、一般会計から繰り入れたやつをまた特別会計から吸い上げてくるといふようなことではないかもしねぬけれども、やはり財産がそういう形で大きくふくらんでいくことに結果的にはなるわけなんです、それをどうするつもりなんですか、その帰属について、やはり法律上そういう補助金を出して、これを火種にして大きくなつて、しかも目的とした二つの仕事はもうあまりやる必要もなくなつたといふ事態がある、その場合に、一体この財産の帰属というものはどういふお考えで、いつごろどういふ法律は出されるおつもりなのか、この点をいふべきさまでらいたたい。

○高木(文)政府委員 この法律で保証基金が設けられます理由は、先ほどから御説明いたしておられますように、米の割りがなくなつて、造石権のなものがいわば無価値になつたといふことが法律ができた経緯でございまして、さて今後業界が非常に構造改善計画なり何なりがうまくいきまして健全にいきまされた場合に、どういふ方法で造石資金の手当てができるかというのを予想して見ますと、やはり全然こういう制度が何もないではなかなかむずかしいのではないかと、いふふうに考えられますので、いつごろになれば保証基金がなくても十分資金手当てができるかという見通しは、実はあまり明確には持っていないわけでございます。

それからもう一つ、先ほどからのお尋ねに対してお答えいたしましたように、転換給付金のほうが最初はかなりの額の借り入れでやられていくことになつておるものですから、もし現在の中央会が計画し、計算しておりますような形で転換が行なわれますと、その借り入れを返済するのに十年か

かるといふことになっております。それは先ほど国税庁長官が御説明いたしましたとおりでございまして、そこで、その計画のとおりいきまされた場合には、一応その十年というものが、もしその借り入れ金の返済が全部スムーズに終わりますと、それが一つのどうするかというのを考えるべき時期であるかというふうなことが現在の段階では予想されるわけでございますけれども、しかしさきに申しました事情から見まして、その十年たちましたときに、一体これなしでも、うまくいけるかどうかという問題が、いまからちょっと予測がつかせぬので、少なくとも十年は続けていかなければならないといふことだけは申し上げられますが、その後、十年でやめていいのかわかるといふことまではちょっと現段階では申し上げかねるわけでございます。

その場合に、残余財産の帰属をどうするかという点でございますが、その点は、そのとき自体の残余財産の姿なり、残余財産が形成されてきた過程なり、つまり国からの補助金が残余財産ができてきたのに貢献した度合いなりといふものがおそれらいろいろ計算されまして、その段階で、国庫の補助に伴うものは国庫へ戻すとか、その他のものはその中央会自体に残すとかいふ形でおそらく定められるのだらうと思つて、それによつて、その時点で御審議いただきたいといふのが十五条の規定を置きます理由でございます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、大体十年くらいを見なければ、「別に法律で定める」といふ法律はまあ出てこない、国会に出されることもない、こういうふうな了解していいわけですね。その方針も……これは、国が出したものが基金となつて信用保証事業をやっていくわけですから、残つていくのです。それで運用益を生むし、そういうものでふくらむといふこともあるし、それから、そういうものでこの酒造組合中央会が膨大な財産を十年かたつた後にため込む、こういう事態も予想されないではないんだけれども、その

かるといふことになっております。それは先ほど国税庁長官が御説明いたしましたとおりでございまして、そこで、その計画のとおりいきまされた場合には、一応その十年というものが、もしその借り入れ金の返済が全部スムーズに終わりますと、それが一つのどうするかというのを考えるべき時期であるかというふうなことが現在の段階では予想されるわけでございますけれども、しかしさきに申しました事情から見まして、その十年たちましたときに、一体これなしでも、うまくいけるかどうかという問題が、いまからちょっと予測がつかせぬので、少なくとも十年は続けていかなければならないといふことだけは申し上げられますが、その後、十年でやめていいのかわかるといふことまではちょっと現段階では申し上げかねるわけでございます。

その場合に、残余財産の帰属をどうするかという点でございますが、その点は、そのとき自体の残余財産の姿なり、残余財産が形成されてきた過程なり、つまり国からの補助金が残余財産ができてきたのに貢献した度合いなりといふものがおそれらいろいろ計算されまして、その段階で、国庫の補助に伴うものは国庫へ戻すとか、その他のものはその中央会自体に残すとかいふ形でおそらく定められるのだらうと思つて、それによつて、その時点で御審議いただきたいといふのが十五条の規定を置きます理由でございます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、大体十年くらいを見なければ、「別に法律で定める」といふ法律はまあ出てこない、国会に出されることもない、こういうふうな了解していいわけですね。その方針も……これは、国が出したものが基金となつて信用保証事業をやっていくわけですから、残つていくのです。それで運用益を生むし、そういうものでふくらむといふこともあるし、それから、そういうものでこの酒造組合中央会が膨大な財産を十年かたつた後にため込む、こういう事態も予想されないではないんだけれども、その

ときにこれをどうするかということについては、
針というものは、国に若干でも補助金相当額なり
あるいはその何分の一かなり戻すというふうな方
針は、まだ立っていないことですね。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。
○広瀬(秀)委員 これはまた大臣が来たときにそ
の方針を伺いたいと思います。

それでは、きょうはこれで私の質問を終わります。
す。

○毛利委員 美濃君。
○美濃委員 最初にお尋ねしたいことは、いま酒
造米の関係は、自主流通と政府払い下げとの関係
はどういうふうになっておるのか。

○吉國(二)政府委員 たてまえといたしまして
は、酒造米はすべて自主流通でまかなうという
ことにいたしております。自主流通米でどうして
も足りない場合に、例外的に政府払い下げを認め
るというたてまえでございます。本酒造年度に
おきましては九五%以上は自主流通米でまかな
えると思っております。

○美濃委員 これは例外としてですか。原則とし
て酒造米は自主流通でおやりなさいということ
ですか。どうしても自主流通で足らぬときには例外
として政府売り渡しをやる、こう解釈して間違
ないですか。

○吉國(二)政府委員 そのとおりでございます。
もう自主流通米だけでやるというたてまえでござ
いますので、もしものことがあるといけないとい
うので、移り変わりの際に条件をつけて、もしも
の際には政府の払い下げ米で充足をするという保
障をつけたという程度だと御理解願いたいと思
います。

○美濃委員 現在のところ、米の自由化によ
つて、この法律は酒類製造者の生産規制、構造改善
をやるというふうには先ほどから言っておるわけ
ですが、そうすると、自主流通で何を買ったかとい
うことは的確に把握できるのですか。ことしも一
部に政府払い下げをしておるといふ、そういう関
係はどういうふうになっておりますか。現在す

もう自主流通は捕捉したい、足らぬというから
売り渡してやるのだというのですか。自主流通が
できる前は、払い下げ米はどういうふうになって
おりましたか。どういふ払い下げ方法で、ある
は大蔵省から出ておったのか、税務署から出て
おったのか、主税局から出ておったのか、何かの
行政関連において、実績酒造米というの払い下
げ量というものは従来は規制されてきたわけだ
すね。それは今回の場合、自主流通ですから、的確
に言えば、何か帳簿検査をやるとか、相当きびし
い調査もしなければ、実際に自主流通米を何
買ったかということとはわからぬでしょう、政府
払い下げ米ではないのだから。その関係はどうい
うふうになっておりますか。

○吉國(二)政府委員 従来は御承知のように、食
管法の諸法令によりまして国税庁長官がその委任
を受けて割り当てをいたしておりました。したが
いまして数字は明確になっておったわけですが、今
の自主流通米につきましては、酒造組合中央会と
全販連との間で購入契約をいたす。したがいまし
て、数量についてはやはり的確に把握ができる体
制になっております。

○美濃委員 次に生産規制の問題ですが、これは
大蔵省にお尋ねいたします。

これは時代の遷移によって、今日生産調整なり
そういうことを必要とする条件のものとはかなり日
本の国内にあると思うのです。しかしどうして酒
だけをこういふふうにするのですか。これを一つ
の行政の実績として、他の産業においてもこうい
う措置を必要とする、あるいはそれらの企業グ
ループから要請をされてきた場合、酒以外のもの
にもこういふ措置をとっていく方針を今回新たに
立てたのかどうか。酒だけだからやるのか。これ
はどういふ関係になっておるのか。

○高木(文)政府委員 たいまのお尋ねは生産の
数量規制のことであるかと思ひますが、数量規
制につきましては、御承知のように酒類業組合法
の四十二条、「酒類業組合は、次に掲げる事業を
行うことができる。」という規定の五号にいろ

ろごまかく規定がございまして、「組合員の製造、
移出又は販売する酒類の競争が正常の程度
をこえて行なわれていることにより、酒類の取引
の円滑な運行が阻害され」、「酒税の納付が困難と
なり、又はなるおそれがあると認められる場合」
に限って不況カルテルを結ぶことが法律の上で許
されているわけでございます。本来、今回のよう
な自主流通米への移行ということが起ります前
から、生産規制のほうは、そういうことがあって
は困るといふことで、酒類業組合法のほうに規定
があるわけでございます。他の業種のことにつき
ましては、私から申し上げるのあまり適当でな
いかもしれませんが、中小企業団体系なり独禁法
の分野に属することでございます。それぞれ
の法律のたてまえに従ってその事態において御判
断があることと思われま。酒のほうにつきまし
てのこの規定も、ある意味では独占禁止法の例外
規定であり、また中小企業団体系の特例法である
というふうには理解をいたしております。

○美濃委員 しかし、法律というものは自然条件
ではないのですか。これは人間がつくるもので
しょう。行政やあるいはそういう方法手段をもつ
てどうすることもできない自然条件とは違つたわけ
で、いま法律、法律と言つても、それは人間
がつくるわけですね。そういたしますと、これは、
その法律を讀んでおりましたら、酒税の確保が困
難になるからそういう法律をついたのではない
かと私は思うのです。しかしすべての社会現象
の中で、これから、現在ももうすでにかなり大き
くあらゆる面では、従来の姿から見ると変遷をして
いくわけですから、その中でこういう措置が必要
なものがあるかと思つたのです。それが、中小企
業法や何かの中では、今回出してきたこういう措
置はないでしょうか。ただ奨励的なあるいは振興的な
いささか二階から目業にもならぬくらいものが
出されておるだけではありません。こうした必要
がある企業全体に生じた場合には、これを一つの実
績としてやる、こういう考えかどうかということ
です。従来の法律の講釈は要らないわけですね、こ

れは人間がつくつたものですから。ただししかし、
これはやはり大蔵省側としては、酒税徴収に深い
関係があるから、他のものはやらぬのだけれど
も、酒だけやるのならばやるのだ、こういふふう
に原因をはっきり答弁してもらいたい。どういふ
わけです。酒だけやるのならば、酒だけ一つの中
小企業と同一です。ただここに大きなウエイトを
酒税というものを賦課して徴収しておるかおらぬ
の差でございます。酒をつくつて、もうけて、企業
として継続する、しないというものは、他の企業
と私は変わりないと思つたのです。それに税金が
かかっていくか、いかないかの差であります。これ
は廃止したらいなかつたらどういふことをやるの
か、金をかけていなかつたらどういふことをやる
のかが、その辺はどういふふうにお考えにな
つておりますか。

○高木(文)政府委員 たいま酒類業組合法に基
づいて生産規制が行なわれておるが、何ゆゑに御
説明をしたわけでございますか、何ゆゑに中小企
業団体系とはまた別にございませぬか、何ゆゑに
えは、そこはやはり酒税の確保ということから
いう規定が法律上特に認められたものと理解を
いたしております。ただ、酒税というものは、中
に、酒だけはやるのだ、もし酒というものが重い
税金がかかっているならばやらないのかという御
趣旨の御質問をいただきましたが、その点につき
ましては、私も担当でございます。その点につき
く申し上げられませぬけれども、酒だけではござ
いませぬので、中小企業団体系のほうで、いろ
いろの要件が備わつておればやはり不況カルテル
を結ぶことになっておると思つた、現実にもおそ
くそういう事例は皆無ではないといふふうにお承
知をいたしております。

○美濃委員 この関係は今度政策を進める重要な
問題であります。いずれこの法案の最終には大臣
が出席されると思ひますから、この問題は大臣に
聞いておきたいと思ひますので、この点は大臣質
問に保留をしておきます。

次に、先ほどのお話を聞いておりましたが、酒類の製造という体系はオートメーション化する製造業と違って、大企業必ずしも有利とはいえない、私もそうだと思うのです。そこで、大企業必ずしも有利とはいえないというこの体系に対して、こういう生産規制を持つていきますと予測しない現象が起きる場合があるわけですか。それに対する対応策をお考えになっておられるかどうか。皆さん方が常識で考えておられる常識を越えた現象が起きる場合があるわけですね。それに対してはどういうふうにお考えになっておるか。

その現象をちょっと申し上げます。ただ現象といつてもおわかりにならないと思いますが、たとえば米の生産調整に対して、実際に私も予測しない現象が、予期しなかった現象が一部の地域に起きてきておる。これは私も予期しなかったんです。八割というから、まあ文句言いながら農民はしぶしぶと、応ずる者は八割を限度にした減反に、行政指導なり行政措置に、やむを得ない、応じようかという動きが出て、それには決して、かなりの意識的な反響が起きてくるだろうと思つたら、予測しない現象が起きてきましたです。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

これはどういふふうに見ておられますか。皆さん方が計画を立てたときと現在起きておる現象をどういふふうに判断されておられますか。米の生産調整です。

○吉田(二)政府委員 今回の生産規制と申しますのは、従来、基準指数によって米の割り当てができておりました体制が、これを漸進的にこなすという趣旨のものでございますので、いわば従来行なっておりました基準指数の割り当てとはほぼ同じ方向で、ただその中に自由化率をだんだん加えていくという形で行なわれるわけでありまして。そういう面から申しますと、昭和三十三年ころから、基準指数の割り当てに關して、希望加配とあるいは実績加算とかいふ形で、基準指数と違ふ形の、自由化と申します

と少し言い過ぎでございますが、やや自由化的な部分を漸次拡大してまいっております。そういう方向をさらに伸ばしていくという形でございますので、大体、確かに予想されたい事象が起るというのには事実でございます。たとえば希望加配というものをつくつてみましても、結局全員が希望してしまふというのが当初の例でございます。結果においては基準指数割りで全部きめたのと同じような、最後の姿はそうなるということが最初のころ見受けられました。しかしそのうち、次第に生産数量がふえてくるに伴つて希望加配を辞退するといふような形が出てまいりました。これが次第に割り当ての中におきましても自由化の方向に向いてきた理由でございます。それらを勘案いたしますと、今後自由化率を高めていく場合の傾向といふものも大体推測されますので、これは毎年二割ずつ漸進的にふやしてまいりますから、数量規制の協定は毎年更新いたします。その際に十分検討いたしまして、思わざる事態といふものを十分に洗い出して対処していくことができれば、かように考えております。

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕

○美濃委員 大蔵省はどうですか。

○高木(文)政府委員 いまのとおりでございます。特に私も、米の場合に起きましたような、ああいう予測と違つた事態といふものは起らないのではないかと思つて、事柄の性質上、どういふことがどういふふうに変つてまいりますか。問題は、やはり自由化に対処する各企業者の考え方がどういふふうに変つてまいりますか。現時の段階ではこの程度の措置でやっておりますが、現在の段階ではこの程度の措置でやっております。

○美濃委員 国税庁長官の答弁は、何か私の質問の意図が掌握されないので答弁されたと思つたので、米の生産調整で、私さつき申し上げたように八割の平均減反を渡らう、こう見ておつたところが、そうではなくて、一部の地帯では大規模の農家が全反別休耕して補償金をもらつてという問

題が出てきておりますね。十ヘクタール休耕すれば三百五十万円ももらえるわけですか。そこで一年田を休んで遊ばすという傾向が起きてきております。私はこの問題で、知り合ひの酒造業者に電話をかけて、どういふお考えか聞いてみました。この方はかなりの量の実績を持っておりました。大体初年度においてやめればキロロット四万円、二年度三万円、三年度二万円、四年度一万円、五年度八千円、六年度七千円、七年度六千円、八年度五千円、九年度四千円、十年度三千円、十一年度二千円、十二年度一千円、十三年度八百円、十四年度七百円、十五年度六百円、十六年度五百円、十七年度四百円、十八年度三百円、十九年度二百円、二十年度百円、二十一年度五十円、二十二年度三十円、二十三年度二十円、二十四年度十円、二十五年度五円、二十六年度三円、二十七年度二円、二十八年度一円、二十九年度五分、三十年度二分、三十一年度一分、三十二年度五分、三十三年度二分、三十四年度一分、三十五年度五分、三十六年度二分、三十七年度一分、三十八年度五分、三十九年度二分、四十年度一分、四十一年度五分、四十二年度二分、四十三年度一分、四十四年度五分、四十五年度二分、四十六年度一分、四十七年度五分、四十八年度二分、四十九年度一分、五十年度五分、五十一年度二分、五十二年度一分、五十三年度五分、五十四年度二分、五十五年度一分、五十六年度五分、五十七年度二分、五十八年度一分、五十九年度五分、六十年度二分、六十一年度一分、六十二年度五分、六十三年度二分、六十四年度一分、六十五年度五分、六十六年度二分、六十七年度一分、六十八年度五分、六十九年度二分、七十年度一分、七十一年度五分、七十二年度二分、七十三年度一分、七十四年度五分、七十五年度二分、七十六年度一分、七十七年度五分、七十八年度二分、七十九年度一分、八十年度五分、八十一年度二分、八十二年度一分、八十三年度五分、八十四年度二分、八十五年度一分、八十六年度五分、八十七年度二分、八十八年度一分、八十九年度五分、九十年度二分、九十一年度一分、九十二年度五分、九十三年度二分、九十四年度一分、九十五年度五分、九十六年度二分、九十七年度一分、九十八年度五分、九十九年度二分、百年度一分。

そういふ意見があると思つて、あるいは半分はやめるかといふことになったら二百億要りますね、大体百五十万キロロット、これは販売百五十万キロロットでなくて、私は酒屋でないからよくわかりませんが、倉出しをするので百万キロロットが対象だと聞いておられるわけですか。百万キロロットで計算して半分やめれば二百億要るわけですね、キロロット四万円ですから、二百億円に対して、五百五十万と、一企業一百万と、最高基準を設けようというのだが、そうすると納付金として集まってくるのは五億六千五百万円ぐらいでしょう。半分やめるといへば二百億要る。この法律をつくつて、いやしくも大蔵大臣が監督してこの法律が発効した以上は、やめますと言つたらやっぱり四万円出さなければならぬでしよう。それは一応中央会が借り入れられるとして、このうしろに、業務方法書から全部大蔵大臣が監督してやることなから、大蔵省はそのしりば知りませんとはいえないでしよう、いやしくもこの法律をつくる以上は、初年度において半分がやめれば二百億要るのですから、それで納付金が五億六千万円ないし多くても六億といふことになりませう、金利が足らないのではないですか。どこから借りてやるにしても、中央会が一

時的にそれを出すと。そういう現象が起きないという保障はない。私は起きるとは言いませんよ、起きる要素がある。要素があるといふのはちよつと言ひ過ぎかもしれないが、起きる場合が想定されると思ふ。電話をかけた先はそういうことを言つておりました。やめるとは言つておられません。そうすると、そういうことで大企業必ずしも有利でないといふ体系の中で、どうですか。米の生産調整の中で、先ほど申し上げているように五ヘクタール、六ヘクタール、十ヘクタールという大規模作付農家が全部休耕して補償金をもらつて一年休むのですから、そういう現象が起きないといふ要素がある。起きる場合、それは断固としてやはりやり抜く決意があるかどうかといふことを聞いておるのです。起きなければいいのですけれども、あなた方の想定にはそれが入つていないと思ふ。そういう現象が起きた場合に、一べんに二百億初年度で払わなければならぬ。起きた場合でもそれをやり抜くといふ決意に基づいてこの法律を提案したものであるかどうか、これをお尋ねいたします。

○吉田(二)政府委員 いま御指摘の、数量が半分になつてしまふといふような事態が起るかどうかといふことと、これは可能かといふことと、これは蓋然性はないといふのが私どもの考えであります。同時に、それだけの給付金にいたしましたも、業界全体が構造改善を考え、それに合わせて算出をしてきていますのでございまして、それに對してまた大蔵省として、残存業者が非常に無理を与えてしまふと、半分がつぶれた上にさらに残りの半分がつぶされるという状況が出てまいりますので、それに対しては政令で限度を押えるといふことで、そういう事態においてはこれはまたそのまゝ四万円を出すといふことにはならないと思ひます。実際問題として、この法律をつくるのはやめるのを奨励したと

いうことではない。業界の構造改善を実行するにあたってその法律的基础を与えてやろうという趣旨でございますから、これをつくったら全部やめてしまうという事態が起こるということは、私どもとしてはまず蓋然性としてはあり得ないというつもりで進んでおります。

○美濃委員 しかし可能性はありますね。そこは何かチェックするのですか。可能性はないという断言はできないと私は思うのです。私は可能性があると断言をしておるわけじゃない。そういう可能性を含んでおることです。

○吉國(一)政府委員 可能性としては考えられませんが、さような事態が起こった場合には、当然業界としてはその給付金その他の支払い可能な範囲にこれを押さざるを得ないということによって、総会その他によって業務方法書の作成をいたしまし場合に、総額としての給付金の範囲というものは当然自己防衛上もきめざるを得ない。そうなつてまいりますと、それがチェックになって、やめようかと四万円もらうつもりでいたところが、四千円しかもらえないとなれば、当然その可能性も減少してまいります。これはやはり業界全体が話し合つて構造改善を進めておられますので、その段階で思わざる事態が起れば、構造改善計画自体の変更ということも考えられるわけでございます。すべて総体としての業界の構造改善そのものの動き方ということと関連してまいりますので、それだけが単独で独立して起ることというところはあり得ない、かように考えておるわけでございます。

○美濃委員 法律関係については先ほど来かなり質疑がかわされておりますから、次に酒類の販売についてお尋ねしたいと思います。

これは非常に率直に申し上げますが、この法律と同じように酒税確保という見地で、生活協同組合とか農協とか、こういう法人形態のものが会員に供給するために酒類の販売を申請しても、何か主税局長通達などというものがあつて、ほとんどそういうものは必要があつても顧みられない、こ

ういう状態ではありますが、この関係はどういうふうにお考えになるか、今後改正する考えであるかどうか。

○吉國(二)政府委員 消費生協等の場合でございますと、その販売範囲が会員に限られておるといふことから、一般の販売免許という形から見ると適當ではないということ、従来消費生協には免許は原則としておろしておりません。しかし地域的な生協であつて、員外利用が相当なわれるというものについては若干おろした例もございませう。やはり一般性のある、一般消費者のために販売を行なうというものに対して免許を持たすというたてまえは変えられないかと思ひます。

○美濃委員 どうもそういう考え方は私たちがちよつと理解ができないわけですが、これは時間の関係もありまして、長く問答しようとは思ひませぬ。この質疑で決着がつくとも思ひませぬけれども、どうも少し硬直しておるのではないか。いま、はなやかな経済成長ムードをうたつて、すべて自由自由だという時代において、なぜ酒だけは硬直しているのか。酒税確保というのはこれほど——さつきも中小企業の法律や何かからカルテルや何かもできるのだ、こう答弁しておるからそのまゝにしてありますけれども、これは大臣への質問のときにさちちとしようと思ひます。しかし今

戻出してきたようなこの法律とは内容が違つていふこと。これだけのことを全部やろうという意思はないのですよ。これは明らかに酒税確保という魂胆に基づいてやっておる。財政に關係のあるものは必要以上に需要者の立場や何かが無視されて——この法律について需要者の立場が無視されたとは言いませんよ。だけれども、他の企業にはやらない生産調整なりこういうものを出しておる。それは五千億なり六千億の政府の財源確保、いわゆる酒税確保を容易にしようという魂胆から出てくるし、その魂胆がこの販売において

は、他の商品と比較して、需要者の立場や何かを無視して押さつていこうとする。どうも少し私には不自然だと思ひます。どうですか、そうお考

えになりませんか。他の商品と比べてどうして酒だけをそうしなければならぬか。何もそうしなくたって酒税の確保が困難に陥つてしまふことはない。また、無制限に自由販売体系にせよとは私は言つていない。ただそういう關係をもつと緩和する必要があるのではないか。需要者の要請に対応して緩和する必要があるのではないか。そんなに頭から拘束してしまわなくてもいいのではないかと、こう考へるのです。

○吉國(二)政府委員 酒の販売の免許が行なわれましたのは、御承知のとおり昭和十三年でございます。いざば配給統制が行なわれる前提であつたかと思ひます。そういう意味から申しますと、おそらく本来的に小売り免許が要るものだとおことにならないかと思ひますが、御承知のとおり、戦後酒の製造が非常に制限をされてしまつて、そのために密造酒その他も起つてくるという状態におきましては、販売免許というものがその点で国民に正規の酒を売る、これは衛生的な見地からも非常に必要であつたということも事実だと思ひます。またそれがだんだん、正規の酒の量も種類もふえてまいりまして、だんだん正常化してくるという段階になつてまいりますと、小売り免許そのものも必然性というものがかなり変わつてきておることは事実だと思ひます。その点で従来から小売り免許基準といつたようなものもだんだん緩和をしております。具体的には、小売り免許というものの付与についての自由化をするという考え方の方向をとりつつあることも事実であります。ただ現在酒類業界というものが大きな転機に直面をしておる時期もございませぬし、しばらくこの免許の体制は残さざるを得ない、免許そのものの具体的運用についてはより弾力性を考え、消費者の利益を考へる方向を強めていくということが必要であらう、かように考へております。

○美濃委員 もう一時でございますから、あと大臣がお見えになつたときにさっきの体系の問題については質問することにして、これで終ります。

○中橋説明員 四千五百八十二のうち法人が三千五百一十一、個人が四百三十一となっております。○二見委員 転売給付金の問題でございますけれども、四十五年の見込みは、午前中のお話ですと大体十三億円ぐらい、対象になる製造業者はおよそ二百というお話でございました。そうしますと、一者平均大体六百五十万円ぐらいの転売給付金が支給されるわけでございますけれども、この点で国税庁にお尋ねしたいのです。この転売給付

す。
○毛利委員 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。
午後一時休憩

午後四時八分開議
○毛利委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。二見君。
○二見委員 確認いたしますけれども、午前中に赤字会社の数が百七十二者というふう聞いておりますが、これはこのとおりでよろしいですか。

○中橋説明員 四十一年度はその数字のとおりでございます。

○二見委員 ついでに赤字会社百七十二者の赤字総額がわかりましたら教えていただきたいと思ひます。清酒製造業界の負債総額がどのくらいになつておるか、それをあわせてお願ひします。

○中橋説明員 欠損を計上いたしております企業の経理内容についての詳細はわかつておりませぬ。ただ昭和四十二年十月一日に一番近い終了事業年度末におきまところの清酒製造業者の借り入れ金総額は千三百億円というところはわかつております。

○二見委員 それから、清酒製造業者はおそらく法人と個人と両方あると思うのですけれども、その割合、数、三千五百幾つかのうち法人がどのくらいで、個人がどのくらいかというところはわかりませぬか。

○中橋説明員 三千五百八十二のうち法人が三千五百一十一、個人が四百三十一となっております。

○二見委員 転売給付金の問題でございますけれども、四十五年の見込みは、午前中のお話ですと大体十三億円ぐらい、対象になる製造業者はおよそ二百というお話でございました。そうしますと、一者平均大体六百五十万円ぐらいの転売給付金が支給されるわけでございますけれども、この点で国税庁にお尋ねしたいのです。この転売給付

金というのは、国税庁としては課税の対象にされるわけですか。それともこれはそういう客観情勢の変化に応じて万やむを得ないということでもって、この場合は特別の措置を設ける意思があるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○中橋説明員 特別の租税措置がございませんので、現行法のもとにおける課税が行なわれると思ひます。したがって、法人が受けました場合には益金に入りまして、それに対応いたしまして損金がございますれば課税所得は出ないということになります。個人であればおそろしく一時所得として計算されると思ひますので、三十万円控除されまして、その二分の一が所得となるというふうな思われまます。

○二見委員 法人の場合ですと、たとえば赤字会社の場合には赤字分というものは損金として落とされるわけですね。それから従業員に退職金を払えばそれも給付金の中から全部落とされてしまふ。残った分について大蔵省のほうとしては税金をかけるということになると思ひます。個人の場合には、たとえば去年の赤字、おとしの赤字というのは全然認められないわけですね。六百万円なら六百万円、六百五十万円なら六百五十万円の給付金があれば、たしか三十万円を控除して、残り半分に累進税率をかける、この割合でもって税金を取るわけですね。

○中橋説明員 冒頭私が、一時所得の取り扱いが行なわれるでありませんかというのを申し上げましたが、その点はまだ確定いたしておりませんので、譲渡所得として取り扱われるかもしれませんで、ただ取り扱いとしますれば、いずれにしましても三十万円控除の二分の一が所得になるということでございます。

○二見委員 私これ何とかならないものだら

うかと思つていろいろ調べたのですけれども、現行の法律ではどうもだめらしいので、国税庁としてはおそろしく法律のたてまえとおりにやっておりますから、給付金六百万円なりあるいは七百万円あるいは一千万円に対しては、課税対象とみなしてやることは、現在の法律がそうなっている以上やむを得ないと思ひますけれども、政務次官、その法律を離れて、法律のたてまえがそうなっているのだからというのではこれは話になりませんか。今後の政治的な判断としてこの点はどうか。今後とも何か考慮していただける余地があるのかどうか、その点はいかがですか。

○中川政府委員 ただいま部長のほうから御答弁申し上げましたように、個人の場合でも青色申告の場合には負債は負債として赤字の部分を除くことができるという点、もう一つは、これに類似した課税を見てみましても、大体そういう措置をやっておりますという点からいまして、この際はやむを得ないのではないか、かように考えておる次第であります。

○二見委員 それから納付金の納付ですけれども、午前中、今度は納付金を納めるほうは均等割りが一万円、一キロリットル当たり五百五十円が最高限度であるというふうなお話でございますけれども、それはそのとおりでよろしゅうございませぬか。

○高木(六)政府委員 その点は、現在の段階では政令で定めるつもりでございますが、その場合に、そもそも製成数量割りと均等割りといいですか、その関係を先ほど御説明いたしましたように、均等割りを大体五割にして製成数量割りを九割にするという前提で、片方が一万円、片方が五百五十円、という計算が出ておるわけでございますが、最終的には、やはり法律が成立しました上におきまして、中央会等においていろいろ最終的な御議論が必要かと思ひます。現在の段階では、ただいまお話しございましたような一万円、五百五十円というところがいいのかわからないことが中央会のメンバーの間で議論

されておりました、私どもも大体そういう方向ではなからうかというふうな考えをおります。

○二見委員 けさ午前中に、四十五年度にキロリットル四万円もらえるならばやめてしまおうという業者が突出して、二百億円ぐらいたった場合どうするかというお話がありました。可能性はあるけれども蓋然性は、たしかこういふ答弁がありました。ただ問題は、たとえば納付基準を均等割り一万円、そしてキロリットル当たり五百五十円とします。それで転換しない業者からその割合で納付金を集めるわけですね。集めたけれども、それでもなおかつ給付金の額に満たないという場合も当然起こり得るわけですね。たとえばそれが二百億とか三百億とかいうばく大な数ではなくて、一億円少ない、あるいは三億円少ないというふうなこともこれは可能性としてはあり得る。この程度のことだったら蓋然性もあり得るわけですね。そういう場合に、たとえばキロリットル四万円という基準を下げて給付するの、それは五億円という差額は政府のほうで補つて、一キロリットル四万円という線だけは守っていくのか。その点はいかがですか。

○高木(六)政府委員 もともと転換給付金の制度は、政府がプランを立てましてそれに基づいて転換業を促進するというようなことではございませぬので、昨年来やっております構造改善計画の中で、一部の業界の方が最近の情勢にかんがみて転換業もしくは廃業をするという計画を持っていて、方があるわけでありませぬ。その計画に従って、転換されるあるいは廃業されるといふ場合に、残られる業者が、どうも長い間一緒にやっていた仲間であるし、これを放置することはできないから、そこで自分たちがその分を出し合つて助けましようというところで、連帯の制度が仕組まれておるわけでございます。そこでこの制度が、法律上固く側面的にいろいろの形で援助するということが明確になりまして場合に、いずれ中央会を中心にして、どのような転換なり廃業なりの計画が進むで

あろうか、どういふ希望者があるであらうかということが先に見当がつけられて、そこで大体の計算額が出てまいります。その上で最終的に細目ができることになりませぬので、午前中のお話のように、全く予想しないような事態が發生いたすればまた別でございますが、多少のそういうことでありますならば、そのやめる方の数、それから、要するに基準指数というものからどれだけの額が必要であるかという額が先に算定をされて、それを残されるほうの方の人数なり基準指数で割りましてこの納付額が出てまいります。非常に大きな差異であります。また別にあります。非常に大きな差異であります。毎年納付額のほうが先に計算されたあとで、納付額が逆に結果として算定されるというたてまえになっておりますので、通常の場合には著しい差異は出ないと思つております。

なお、午前中のお話のように、著しく差異があるかどうか、蓋然性というふうなお話でございます。したけれども、その点につきましては、米の生産調整の場合には一年間作付を休むという話でございますけれども、こちらのほうの計画というのは、やめるということは将来永久にやめるということをお前提にいたしますので、そう急激に変化があるというごことは予想されませぬ。今日までも、数は少い方もあるわけでありませぬ。大体の見当はついておるので、二百億というふうな全く予想もしないような数字というごことは、私どもとしては万々起らないというふうな確信をいたしております。

○二見委員 私二百億というふうな数字を言っているのではありません。たとえば四十五年の場合には二百者ぐらいためて、予定は十三億ないし十三億二千円ぐらいためて、中央会のほうで見ているわけですね。おそろしくそれでもって、現在のように均等割り一万円、それから五百五十円という割合でいけば、大体それでおさまるんじゃないかと思ひますけれども、やめる二百の業者、大手がその中に入ったような場合も考えられますね。十三億二千

万円でおさまらなくて十五億円くらいかかるというところも考えられるわけですね。そうすると、政令のほうで均等割りは最高限度一億円、それからキロリットル五百五十円と最高限度を押えますと、十五億円の納付金が集まらない。十三億ないし十四億円くらいしか集まらない場合が当然考えられるわけですね。そうすると、一億円なり一億五千万円というものはどうするのか。これは国のほうで見るのか、それとも四万円という基準を下げても三万五千円とか三万六千円にして張りを合わせるのか、その点はどうか。

○高木(文)政府委員 先ほどからお話がありますように、かりにやめられる業者の数が二百ということをお前提にして、そして十三億二千万円という計算上の金額が中央会の現在の段階での計算で出ておりますが、そのうちちょうど半分の六億六千万円を残すほうの企業者が支出をする、そして足りない六億六千万円は借り入れ金をもつてまかなうという計画になっております。したがって、もしそのやめる方が大きな企業がやめたということでは、十三億二千万円がかりに一億なり二億なりふえたという場合にどうするかということになりますと、一億ふえれば借り入れ金のほうをとりあえず一億ふやしていく。したがって四万円という単位当たりの給付額は変更しない。また、一万円なり五百五十円なりの最高限度の頭打ちも変更しない。ただ変更するのは借り入れ金が若干ふえる。そこで借り入れ金がふえますと、利息その他の関係で後年度への影響というものは出てまいりますけれども、その程度の差異でございましたらば、この四万円の給付額もあるいは支払うほうの納付額も大体いまの予定のままで変更せずに行っていくものと思っております。

○二見委員 それから今度の法案の九条二項によると、大蔵大臣が指定した期限までに納付金あるいは延滞金を納めなかった場合には、「酒税に係る滞納処分を受けた者」とみなす。こうありますね。これは製造免許を取り消すという、そこまで意味を含んでいるのでしょうか。この点はどうか。

○高木(文)政府委員 九条二項の規定の意味は、まさしくたいまおっしゃいましたように免許を取り消すことがあるということの意味でおおききでございますが、そもそも九条の仕組みにつきましては非常に問題のあるところでございます。納付金が納まらなかった場合にどういう方法でそれを徴取するかという仕組みとして、立法論的には二つの方法がございまして、中央会に強制徴取権といいますか、たとえば国税滞納処分の例によって徴取するような権能を付与するという方法もあり得るといふことで、いろいろ検討いたしましたので、法律専門家の間におきまして、そもそも中央会は本来が任意組合であることからいたしまして、そのような法律上の仕組みをとることよりは、ここに御審議願います形をとったほうがよくなりやすいということでございます。九条の一項も二項も、本来私どもといたしましては、納付金を納付しない、あるいは延滞金を納付しないという企業者の数がたくさんあるということには、現在の段階で考えられませんが、現実には免許を取り消すということをしたのだというふうな気持ちではなくて、この納付金の性格を非常に公的なものとして色づけるためにむしろこういふ規定を置いたものというふうに御理解いただきたいと思っております。

○二見委員 その点で、三つの角度からお尋ねします。一つは、免許取り消しをされた者ですね。数は少ないとお話でございますけれども、全然ないということも考えられませんか。あるいはそういうこともあり得ると思いませんか。免許を取り消された者は、これは強制的に廃業させられるわけですね。その者に対しては給付金は支給するのかわからないのか。このことが一点です。それから、これはやめなければならないけれども来年はやるのだというところで、来年やることをすでに予定している人がいるとします。おれは来年やる

るのだから納付金を納めない。経営が赤字で当然納付金を納められないのだ。ことしはやむを得ないから事業を続ける、来年はやるのだ、そういう人も現実にはいると思うのです。そういう人に対しては特別の措置を、たとえばやめたときに転廃給付金の中から払えばいいというような制度を考えられているのかどうか。それからもう一つ、毛頭やめる意思はないけれども、火災だとかいろいろいな事情でもってどうしても納められない人もいるだろう、そういう人に対してはどうか。

○高木(文)政府委員 現に免許を取り消されておられる方というのは翌年以降酒をつくることもできませんので、その方から納付金を納めてもらうということは本来おかしなわけでありまして、今後とも残って清酒製造を続ける方が出るといふたてまででございますから、第一の点については、そういう免許を取り消された業者からは納付金は徴取しないということでございます。失礼しました。取り消された場合に納付金を出さかという御質問を取り違えました。そういう方には納付金は出しません。

○高木(文)政府委員 現に免許を取り消されておられる方というのは翌年以降酒をつくることもできませんので、その方から納付金を納めてもらうということは本来おかしなわけでありまして、今後とも残って清酒製造を続ける方が出るといふたてまででございますから、第一の点については、そういう免許を取り消された業者からは納付金は徴取しないということでございます。失礼しました。取り消された場合に納付金を出さかという御質問を取り違えました。そういう方には納付金は出しません。

それから二番目に、来年度やめるかもしれないという場合に、そういう方について納付金を出してもらうかどうかという点は、やはり明確にやめた、あるいはもうつくりますという点で免許取り消しを申請するといふ時点からくるまでで納付金は納めていただくという考え方でございまして。要するに、毎年十月なり十一月なりの状態でお酒をつくるかつからないか、お酒をつくる方は納付金のほうは納めていただきますし、その段階でお酒をつくらないということがはっきりするに、その方のほうは今度は給付金をもらうということになりまして、近い将来を含めて、将来やめるかもしれないという場合があっても、やはり納付金は納めてもらうというたてまえになると思っております。

それから災害の問題でございますが、これは災害にいろいろな状態があると思えますし、それからどういふ時期に災害が起こったかということもございまして、なかなか一律に申し上げにくいのでございまして、なかなか納付金を納めるべき額が確定してから災害が起こったという場合には、あとから軽減するとか免除するということが考えられなければなりません。その辺のこまかいことにつきましては、中央会のほうで業務方法書を定めることが法律の第四条に規定されてございます。この第四条の中で、災害の場合の取り扱いを規定することになるかと思っておりますが、どの程度のどういう事態についてどうするかというこまかい点までは、いまの段階では中央会のほうでもまだ煮詰まっていなくて、ということでございます。方向としては何らかの手当が業務方法書の中で規定されるだろうというふうに御理解いただきたいと思っております。

○二見委員 いまの点、一点だけはっきりしないのですが、たとえばことし、四十五年度は非常に経営状況が悪いけれどもお酒はつくる、だけれども、私は来年はやるんだ、いまの経営状況ではとうてい納付金は納められない、そういう人もやはり納付金を納めなければならぬ。ところが納められなければ免許取り消しになる、そうすれば給付金ももらえない、先ほどの御答弁はそういう答弁ですね。納付金を納めないために免許が取り消されれば給付金は出ない。だけれども現実問題としては、ことしは納められないけれども来年は必ずやめてしまおうという人に対しては、何らかの処置がとれないものかどうかというわけですね。納付金を納めないでいいというのではなくて、納付金を給付金から差し引くとか何とか、そういう手段は講じられないものかどうかという、そういう点をお尋ねしておるわけですね。

○高木(文)政府委員 たいま考えられておりますやり方では、来年はつくりたくない、転業する、あるいは廃業する、したがって、従来持っておった免許を取り消してほしいということも十月の末くらい

までに意思表示をしてもらひまして、そしてそれに基づいて税務署のほう等で所要の手続をとりまして、十二月の初めくらいにだれが来年つくるか—十二月というの、つまりそれが仕込み時期でありますから、その年からつくるかというところがはっきりいたしますので、そこで先ほどのお話しのように、もう来年はつくらぬ、十月くらい段階でもう来年はつくらぬということになりますれば、その企業者については納付金を納めてもらふことは起こりませんし、むしろ給付金をもらふほうのグループのほうに入っていくということになると思ひます。

○二見委員 私との質問とちよつと食い違つてゐるような気がするのですけれども、時間がありませんから先に進みます。

今度のこの制度に対して、政府としては補助金を四十五年度に七億円、はつきりはしてないけれども四十六年度にも七億円出すような意向がけさございましたけれども、塩の交付金がありますね、塩業整備交付金というのが、これは四十五年度の場合にはたしか五十億円予算に計上されてゐるはずで、この内容、もし間違つていたならば訂正していただきたいと思ひますけれども、二年間で九十二億円予算計上して、そのうち五十億円をことしの予算で計上してゐるのだ、こういうふう聞いております。塩の場合には塩業整備交付金五十億円、お酒の場合には七億円。それは塩業整備のほうは政府が主体となつてやるんだからというあるいはお考えかもしれませんし、お酒のほうは中央会がやるんだから政府としてはいわば側面から援助するといふ形なんだ、だから違うんだと言われればそれまでですけれども、塩業にしろ清酒にしろ、企業そのものを見た場合には同じような状況に置かれてゐるのぢやないですか。その点では私は、塩業のほうが少し多いというわけはありませぬけれども、酒に対する考え方と塩に対する考え方と若干の食い違いがあるような感じがするわけですが、この点はいかがですか。

○高木(文)政府委員 塩業のほうの整備計画につ

きましては、まことに申しわけございませんが私実は詳しく存じておりません。ただ考え方としては、塩業は御存じのように輸入塩が非常に安いということと関連いたしまして、国内塩のほうをある程度整理していこうという考え方に於てお進めることもやむを得ないということ、むしろ全面的な営業補償的性質の金の支出になるのではないかと、やや正確でございますが思つております。こちらの七億円のほうは保証金でございます、したがって信用保証の基金でございますから、それをもとにして四百億からの資金の融通がスムーズにいよいよということでございます。その意味で金の性質が営業補償的なもの、とだいな違ふという点で、この金額の比較がむずかしいのではないと思ひます。第一点でございます。

それから第二点は、塩は長らく専売でございますし、いわば専売公社のまゝががえのようになつておる性格のものでございます。したがつて専売公社の一定の計画のもとに転業なり廃業なりをしていただくという前提に立つてゐるわけでありまして、酒のほうにつきましても、構造改革計画を立てて、そこで各企業者が転換をしていくのを側面からお手伝いするということでございます。金額を比較していただきますと若干開きがあるように思われましても、私どもは、かなり性格が違いますので、そこは基本的に相違があつてもやむを得ないと申しますか、むしろ当然ではないのかというふうに思ひます。ただ、冒頭に申しましたように正確に存じませんので、もし間違つておりましたらあとで直させていただきます。

○二見委員 清酒のほうではこれから六百ないし七百の清酒製造業者が転廃業を余儀なくされるわけですが、それには当然従業員もおります。全国でおそらく五、六千人ないし一万人くらいは従業員が居るのぢやないかと思ひます。当然退職金の問題が起こつてくるわけですが、ところが、清酒製造

業界では退職金制度というのはまだできて二、三年です。だから、いままで十五年、二十年、三十年つとめてゐる従業員がやめても、たしかこの退職金は、共済組合のほうでは三万円か四万円の退職金きり出ないような仕組みになつてゐるはずで、ところが塩の場合、退職金が三十二億円計上されてゐるのです。塩業に従事した者に対しては退職金が三十二億円用意されてゐる。酒のほうに對しては何らそういう退職上の手当てというものは用意されてないわけですが、片方の専売公社のほうにむしる積極的に転廃業を推し進めていくからこつたことになつたんだとお話ですけれども、従業員の見ればそれは同じぢやありませんか。その点は……

○中橋説明員 おっしゃいますように、塩業に従事してゐる職員と清酒製造業に従事してゐる職員の立場から申せば、その事業が廃止されるといふことについては同様でございます。ただその場合に、国として、あるいは中央会というふうな国に準じた施設がどのようなことをやるの、いかといふ問題でございます。塩の場合には、私ども承知しておりますところでは、先ほど高木審議官からも申し上げましたように、従来専売事業であつて、いわばまがるががえでやつたもの、退職職員についての給付をどういふふうにするかといふことでございます。今回私どもが考えておりますのは、清酒製造業者が今後自由に生産を続けるといふことにあたりまして、将来の環境その他から転廃業するといふことを決心しました企業の従業員がやめる場合にどうするかという問題かと思ひます。それで私どもが考えておりますのは、清酒製造業者で転換をしましたものにつきましては給付金が出ますけれども、その使途につきましては別に何に使ふといふことは規定いたしておりませぬ。ただ、転廃業者に雇用されておりました従業員の退職金につきまして優先的に支払うようにという措置は私どもも考えております。退職金のほか、あるいはその清酒製造業者が新しく別の事業を行なうといふ転業資金にこれを振り

向けて、従来の従業員を使うということもあるかもしれませんが、その使途につきましては、先ほど申しましたように、かりに退職者が出るというような場合にはそれについての給付について優先的に取り扱うようにという措置を考えております。

○二見委員 予定の時間が過ぎましたので、まとめて二つだけお尋ねします。

一つは、清酒製造業の中小企業近代化基本計画、こういう計画があるそうでございますけれども、それによると、昭和四十八年度末には原価は実質一%以上引き下げることを目標にしております、こうあります。私も左党でございますので、一%下がるといふことは非常にありがたい話でございますけれども、これは小売り価格にまで一%以上引き下げが行なわれるのかどうかという点、またそれが実際に可能であるかどうかという点。

それからもう一点は、今度中央会が信用保証事業をやります。その場合に、現在の場合ですと十四億円を基金として三十倍まで、四百二十億円まで保証するといふことでございますけれども、中小企業の場合には保証協会のほかにも再保険しなければならぬ機関がございます。清酒製造業の場合にはそういう再保険の団体というものも全然考えられておりませぬけれども、清酒製造業界の客観情勢が著しく変化したといふことを考えれば、これはある程度は再保険といふものは考えたいじやうぶだろつたといふ予定でどういふことになつてゐるんでしよつたけれども、この点については将来の方向としては考えても、いいぢやないだらうか、考えなければあぶないぢやないだらうかという感じがするわけですが、その点についてどういふふうにお考えになつてゐるか。

もう一つは、個別融資の場合には、製造業者は保証がありますから担保を金融機関に出さなくてもいいわけですね。その場合に、はたして金融機関がどこまで応じてくれるかということ、それにつ

いての金融機関からの了解がすでに取りつけられているのかどうか、以上の点についてお伺いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○中橋説明員 現在清酒製造業界におきましては、四十八年度までの期間を構造改善事業に充てるという点にいたしておられます。その構造改善事業の目的といたしましては、先ほどおっしゃいましたように原価を引き下げることとございまして、四十三年度に対しまして実質価格で一％引き下げるといふことを目途にいたしておられます。そのためには、先ほどおっしゃいましたように、たとえば適正経営規模というのをいろいろ販売の型に応じて設けましたり、協業をやりましたり、合同をやりましたり、提携をやりましたり、あるいはまた近代化の資金を導入いたしましたり、労働にかえての機械を購入するということとで果たしたいというのを考えておるわけでございまして、したがって、機械を導入いたしましたら、労働にかえるということ、かなり所期の原価の引き下げということができると思ひますけれども、何しろこれは実質価格で申しておりますので、最近のように非常に労働が高くなり、代替をいたしてもどうしても労働に依存しなければならぬ部分があるかと思ひますので、そういうものの労働の上昇という、あるいは原料代が今後どういふふうに移していかかということ等におきまして、一体お酒の価格が今後どういふふうになるかといふことになるかと思ひます。そのときはもちろん、先ほど来申しましたように、いろいろな施策を講じ、省力投資をやりまして、実質価格を引き下げるといふことに今後もおわれわれとして努力してまいりたいと思ひておられます。その際、お酒が小売価格として一体どうなるかといふことも、先ほど申しましたように労働の問題、原材料の問題、それから流通界におきましての流通経費の問題と、いろいろが相関連してまいりますので、いまからその価格がどうなるかといふことは申し上げられませんが、おっしゃいますようにできるだけこれを押

えまして、消費者にとつてのいいお酒の価格というものを招来したいと思ひておられます。

それから第二のお尋ねの点で、今度中央会が行なう保証事業につきまして再保険をする必要がないかといふこととございまして、確かに、おっしゃいますように、保証事業をやりますれば事故が起るわけでございまして、その事故に対応する施策というのにも必要になります。もちろん中央会におきましての計算でも、実は引き当てる金のものを年々用意をいたして計算をいたしておられます。それからまた、お酒屋さんのこととございまして、役所も業界もともどもに、融資を受けました資金がこげつかないようにならうと努力を今後とも果たしてまいりたいと思ひておられますので、まず中央会一本でやりました信用保証事業というのは円滑に運行されていくんではないかと思ひます。それからまた全国プール一本でやるものもございまして、県別にやっております信用保証協会が再保険をやっておりますこととはかなり事情も違つておられますので、おそらくは再保険ということの心配なしにこの事業は運行されてまいらると思ひておられます。

それから第三番は、この信用保証制度のもとにおきまして、個別の企業が金融を受けるにいつてどの程度の話が進んでおるかといふこととございまして、実はこの制度が立案せられておりました措置が講じられ、法案が準備せられておりましたその段階におきまして、中央会といたしましては、一番融資を受けます金融機関としての地方銀行の中央の機関に對しておられます。その内容に對しての説明をいたしておられます。それからまた保証料率、それから保証の倍率限度等につきましても説明をいたしておられます。従来にもまして十分の融資が得られるようにというのを願ひをいたしておられます。かなり地方銀行の協会のほうにおきまして、新しい制度に對しての理解をいたしていただいております。もっとも現実に個々の企業が融資を受けます場合につきましては、それはもちろん個々の取り引でございまして、そういう金利にな

るか、どういふ条件になるかといふことは、この秋の、つくる以後の問題でございまして、この制度がない場合と比べましたら格段と有利になると私も信じておられます。

○二見委員 いまのところをもう一べん確認しなければいけません。個別融資の場合には金融機関に担保は要らないわけですか。

○中橋説明員 この信用保証基金をいまして融資を受けます限りにおきまして金額については、特別に担保は要らないと思ひます。

○二見委員 あと公取の關係にも二、三お尋ねしたかったのですが、時間がございませぬので、きょうはこれで終わります。

○毛利委員 春日君。

○春日委員 この法律案を通読してみますと、どうも随所に公私混濁と申しますか、中央会に与えるその権能など、どうも公私混濁のきらいがあると思ひます。あるいは中央会が自主的に決定した構造改善計画に對して、大臣が、国が服従命令を発する、こういうようなことについても、これまた職権濫用の疑いがある。私は、政策の効果や機能というもののについては期待すべき点が相当ありますけれども、現行憲法と独占禁止法のたてまえ、さらにはまた酒國法その他同じような団体法等を照らし合わせてみますと、どうも試行錯誤とも断ずべき誤りがある。それからこの主たる諸点について疑義をただしてまいりたいと思ひます。

その前に伺いたいと思ひますことは、これはなぜ主税局が提案責任をとられておるか。私は、これは酒の製造業者の基盤安定と同時に、酒税の徴収の完べきを期する、こういうことにあると思ひます。だとすれば、すべからず国税庁の主管ではないかと思ひておられます。なぜ主税局がこの法案を取り扱われておられるのであるか、その点をちょっと御説明を願ひたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 ちょっとここに手持ちがございませぬので申しわけないのですが、私も個人的には国税庁のほうの仕事だと思ひてござ

いますけれども、大蔵省の分掌規程によりまして、現在、法案を用意して提出する仕事につきましては国税庁長官に権限がございませぬ、大蔵大臣といふことになっておられますので、主税局のほうでいたすことになっておられます。他の法律等につきましても、立法につきましてもは国税庁のほうで扱われないといふことになっておられる次第でございまして。

○春日委員 税理士法はそうだったかな。

○高木(文)政府委員 税理士法も主税局のほうでございまして。

○春日委員 そうすると、国税庁というのは大蔵省の機構の中の外様扱いをされておられるということ、本ルートではないといふふうには理解して、今後われわれもそのように扱つてまいります。そこで、まず質問の第一点でございまして、自主流通米の制度が発足されたことによつて造石制限が削減された。このことは、従来自主と自由を原則とする企業を束縛しておつたところの一個の鎖が解除された。したがって、これは醸造家にとつては今後事業活動の機能が伸長されるものとして、むしろ本質的にはプラス要因として受け取るべきものではないかと私は理解するのでございまして。しかるに政府の説明によりますと、自主流通米制度が発足したことによつていままでの造石割り当ての価値が減耗したといふことで、本来的には自由経済のもとでその機能が伸長したのだ、伸長したのだから、伸びやかに、さらに旺盛に企業活動が自主的になされる状態になったにもかかわらず、その事態を目して酒の製造業者が何か一つの被害を受けつとある、ゆえに、それを救済するための何らかの保護措置をとらなければならぬ、こういうふうな受け取れる説明がなされておられるが、この点の認識はどうなつておられるのでござい

ますか。

○高木(文)政府委員 確かに、自由化にしますことは清酒の製造業者にとりまして本来の姿に向かうものと思ひます。ただ問題は、清酒の資金というものは米の仕入れのときにかなり巨額の金が必要

ことになるわけでございます。酒屋さんもだんだん必ずしも資産家には限らないということで、従来はどういう形でその酒造米の、原料米の仕入れ資金の融資が行なわれておったかと申しますと、現実問題として、一種の基準指数に伴うところの経済的価値というものが現実的に担保となりまして、それを担保として金融機関側が考えることによつて円滑に造石資金が手当てできたわけでありまして。最近の状態になりまして、現実にはその基準指数なるものが取引対象にだんだんなくなつてしまつてくる、そのことから担保価値がなくなつてしまつた、それでは金融機関として心配で融資ができない、こういう情勢に昨年の秋ぐらいいからだんだんなつてきたわけでございます。そこで何らかの方法で金融をつける保証が必要になるわけでありまして。そのためにはこのような保証基金の制度があるということが一番近道ではないかというところで、このような措置を立案して審議をお願いすることになつたわけでありまして。金融の道をつけることが主体であり、それ以外には特に保護をするということはないわけでございます。

○春日委員 私、手段の便宜をはかるために道筋を混濁せしめるということは、行政においても、特に立法の過程においても、十分留意しなければならぬ肝心な問題点であると思つたのでございまして。第一番に、あの造石割り当てというものがいかなる目的でなされたのか、これはいろいろ理由がありましようけれども、経営基盤を安定せしめるとかあるいは酒税の徴収を確保するとかいふような目的で国家が無償で割り当てておられるわけでございます。そのようなものに財産権を存在せしめたということ自体についても私は問題があると思つた。少なくとも国民は納得できないと思つたのです。一石について何百万円とか何十万円とかいふような財産権がそれに付与されたということとは、すなわち経営基盤を確保するため、あるいは酒税の徴収の完べきをはかるために造石割り当てをした。したものでございまして、そこに何百万円か

何千万円かの財産権が無償で付与されたことについては、付与されざる国民としてはなかなか納得できない面があるであろうと思つた。そのような、必ずしも国民が納得できないところの、自然に発生したとはいひながら、その財産権が減耗したからといって、それに対して直ちに直接的に国家が信用補完措置を買つて出るといふことはいかぬものであらうか。私はこの問題について、特に公取委員長なんかの見解を伺つてみたいと思つたけれども、必ずしも各村君にはこういう問題を回答する立場にあられるかどうかは別問題として、現実問題として、国民は法律の前に平等でなければならぬと思つたのです。ところが、現に間接税を納付しております企業は酒の醸造家ばかりでございます。たとへば企業体でいふならば物品税六十八業種でございますが、これは現に三千億になんなんとする物品税を納付いたしておるのでございまして。こういうものについては何も割り当ててございせんけれども、しかし間接税を納入することのためにみずから努力して経営基盤を確保し、納税を行なつておる。六十八業種がそのようにやっておるのに、酒の業種だけここに国民の税金を賦与し、さらにはまた国の権限が大幅に介入、助成することによつてその企業体の安定が特別にはかられようとしておることは、憲法にいう法の前に平等の原則に照らしていかば、なものであらうかと思つたのでございまして。たとへば、国税庁長官、あなたは間接税を徴収する責任にあられると思つたのです。物品税三千億円徴収されておる。それに対しては何らの保護も助成もなされておりません。酒税がかりに五千億徴収されるところとしても、そのものに対しては特別に免許を与えるところから今度信用補完をする、資金上の特別措置をとる。業者にしてその自主規制に従わざるものについては大臣命令を発しようとする。このことはなほだしく政策がアンバランスになつておるとはお考えにならないか。この点、各村公取委員長の見解並びに所管長官として吉園国税庁長官の御見解を承りたい。

○吉園(二)政府委員 ただいま御指摘がございまして、造石割りが権利として売買されること自体の問題は確かにあると思つた。ただ、これは経済的な利益が付属するところに必ず価格が生ずるといふ、いわば社会的実在であるという意味で、善悪を問はず一つの存在であつたと思つたのであります。

なお、この造石割り当てというのは、先生もよく御承知のとおり、準戦時体制に入りまして米が不足してくる、その関係で最初自主統制を行ない、さらに十五年以来米穀管理規則ということによつて統制をしてきたわけでございます。戦後も食糧法に切りかわつて以来、食糧法の立場から米を運用制限するという意味から行なわれてきたものでございまして。そういう意味では、いわば業者に対して自由な活動を制限して行く、石教を押えたという効果があつたわけでございます。それが、次第に米が自由になつてまいりました昨今においては、あたかも造石権の割り当てによつて権利を保有しておるがごとく見られたという点がございまして、本質的にはこれは保護的な意味で行なわれたものではない。その点はいわば食糧法の推移とやや似たような結果を持つておるのではないか、かように思つておる。

それから、ほかの物品税の業界等において信用保証基金などの制度がないという点は、これは確かに御指摘のとおりだと思つたのでございまして、ここで一つ申し上げたいと思つたのは、この酒類業界のように、ある時期に流動資金を一時に投入して、それを一年間で回収するといふような業種、しかもそのたなおろし資産がいわば醸造された酒であつて、その酒屋が販売するのでなければ著しく価値が落ちる、ことに担保としてそれを売買することに於いては、価値が落ちるといふような性質の特殊な産業でございまして、本来ならばこれに對する特殊な金融の道がつけられていたのが普通ではないかと思つたのでございまして。たとへば捕鯨であるとかあるいは農業自体が、金融公庫を持ち、また信用基金を持つといふことで、いわば金

融の道をつけてまいつたわけでございます。造船業においては、輸銀、開銀の資金がつくといふようなことがあつたわけでございます。したがいまして、酒につきましても、酒の業界では早くから実は酒造基金といふものをつくつてといふ要望があつたことは御承知のとおりでございます。ただ偶然と申しますか、造石権があるために、それが価値として、倒産すれば売れるといふ事実があつたために、それが担保としての効力を持った。それによつて酒造資金の約五〇〇の融資を受けていたという事実がございまして。それが一時になくなつたがために、いわば、これがなくなつたからその代償として与えるといふのではなくて、本来こういうものがなかりせばこれだけの膨大な流動資金を酒屋だけで獲得せよといふことには相当無理がある、そういう意味では金融制度として何か特殊なものが必要ではないか、その必要性がいま浮かび上がつてきたとお考え願ひの筋道ではないか、かように考へるわけでございます。

いろいろお考え方はあらうかと思つたのでございまして、本来酒造資金については、そういう制度がないと実際問題として無理があるのではないか。現実問題として酒造資金の五〇％がここでたえてしまつたといふと、今度は酒税そのものが五〇％清酒については減るといふことになるわけでございます。いわば、そういう面から見れば徴税費の一部とも考えられるわけでございますが、これは本来、仰せのとおり、さように考へるのは公私混濁でありまして、私企業としても特殊な金融を要する分野であつたという点に御注目いただければ、あるいはこの点について御了解を得られるのではないかと、かように考へる次第でございます。

○谷村政府委員 春日委員仰せのとおり、公正取引委員長の立場としましては、特に私からお答えすることは無いと思つた。一批評家とか、あるいはかつて大蔵省に職を奉じておつた者といふことでの見解は、ここではちょっと述べるわけにはまいりません。

○春日委員 あなたも久しぶりにホームグラウン

ドにいらしたのだから、何か一声ウグイスの初音をあげさせて思っているほかの友情の配慮だから、そうしかつめらしく考えないで、端的に、思われることは所見を述べられたらよろしからんと思っています。

ただいま吉國長官がお述べになった造石権の売買ですけれども、私は、そのような売買を大蔵省あるいは国税庁が認めたこと自体が、行政上はたして公正な措置であったかどうか、検討してみることがあると思っております。現実の問題として実績があったのだ。しかしその実績のあった者が製造制限を受けたのは酒ばかりではなくて、その当時の企業整備もありましたし、あるいは材料の使用制限も、戦争中は鉄鋼から非鉄金属からいろいろございましたよ。憲法には公共の福祉のために財産権の制約があるとされており、実際的に必ずしも正当な補償が当時現実になされたわけじゃございません。しががいて、その造石権というものは、とにかく酒税を確保したい、それから全体としてその企業の基盤を安定をしたい、こういうことでその者に与えられた醸造権がかってに売買されて、そこに流通価値を生じせしめたということ自体が、言うならば行政権力によって特定の者に財産を交付したと何ら変わらないと思っております。この点の御批判はかがですか。

○吉國(二)政府委員 この酒造を行なう権利というものにつきましては、もちろん免許が要るわけでございますけれども、その免許業者がどれだけの酒をつくるかという問題につきましては、実際問題として総体の量がきまっています。その場合に、一つの業者が自分の営業の一部を譲渡するというのをいたしました場合に、その製造事業の一部を譲渡いたしました場合に、これを拒否するわけにはいかないと思っております。これはいわば製造という事業の一部譲渡である。その反対として造石権が移る。造石権の対価というよりは、実質的には営業権の一部の譲渡

あるいは全部の譲渡という観点から扱われてまいったと思っております。それが、営業譲渡の主要な部分が実は造石であるところから、あたかも造石権が価値があるがごとく考えられたと思っております。そういう意味では、その事業そのものの譲渡というふうな考え方が正当ではなからうか、さように考えております。

○春日委員 しかし生販三層の中で、たとえば小売りであるとか卸であるとか、そういうものの営業権の譲渡は認めておるのではないのですか。

○吉國(二)政府委員 小売りの営業権の譲渡というのは実際行なわれておりますが、あまり価値が大きくないということと価格が発生するほどにはなっていない。若干の価値はあるようであり、大きな大きな価値はないと思っております。

○春日委員 いま長官が、従来の行政の実態にかんがみて、それを正当づけることのためにそのような解説を行なわれておると思っておりますけれども、実際は営業権を譲渡しているのではなくて、あるいは営業上のその部分を譲渡しているのではなくて、あたかもタニのごとくに、その許可証そのものを譲渡することによって譲渡を受けた者が新しく自分に見合ったところの醸造設備を新設するとか何とかというのではないのでございませうか。実態的にはどうなんでしょうか、この点は。

○中橋説明員 従来のやり方でございまして、私からお答えいたしますが、従来、おっしゃるような、昭和十二年からの自主規制なり、その後の原料の政府割り当てということにつきましては、確かに、業者から業者への譲渡が行なわれますれば、それに対応しまして、原料米の割り当てというのをそれに沿って認めてきておったわけでございます。その間、いわゆる企業整備でそこに変動を生じたこと、あるいは転産業者の復活につきまして若干の手直しを行なったこと以外、昭和三十四年くらいまでは、確かに業者間におきますところの譲渡に沿って米を割り当ててまいりました。このことは事実でございませう。そこに権利が

生じたというのは、春日委員の御指摘のとおりでございませう。さすれば、それ以外の方法でもって米のいい割り当て方法があったかということも、ま考慮してみますけれども、やはり業者間の移動に沿って割り当てる以外には、全部根元からやり直していかねければならないというむずかしさがあつたと思っております。確かに、その後、三十四年くらいには、もう少し、過去の実績だけで割り当てないで、最近の実勢に依じた割り当てを取り入れてはどうかという批判がございまして、そういう移出割りという制度も導入してきたことは御承知のとおりでございませう。そういうことを入れながら今日に至り、な過去の実績を基本にいたしましたところの自主的な生産規制が行なわれているわけでございますけれども、やがてこの四十八年度を目途といたしました自主的な生産規制が終れば、これは完全自由化するということとございませうので、過去を振り返ってみますれば、それに対応して、かわりのいい案がなかつたということも御了解をいただきたいと思っております。

○春日委員 ただ私が問題を指摘したいのは、たとえば自動車にいたしても、そういうような免許を受けた者が一台について何百万円というような権利が発生しておるとか、特に造石の問題にいたしても、その割り当てを受けた者に、そこに財産権が発生しておるとか、自由経済の常識あるいは国民感情からいいますと、なかなか納得できないものである、こういうことなんでしょう。したがって、いま経済が自由経済としての本ルートに立ち戻らうとする段階において、そのような財産権、財産価値というものが若干減耗した、やがては消滅する、それに対して、ことさらに政府が他の国民の税金によってその補充措置をとるといふ、この行為は、国民感情として必ずしも納得し得ない面があるということをお留意願しておきたい、こういうことなんでしょうか。

この問題は若干過去の物語りにもなりましたが、また長い間慣習的に容認されてきたこととございませうから、批判をしてもせんないことといた

しまして、そこで法案の中に入りますが、この第七条の関係で、中央会は、清酒製造業者に対して納付金の賦課権限が与えられておるわけでございます。ところが、中央会は、法律に基づく団体でございませうけれども、しよせんは民間の団体でございまして、行政機関ではございませう。したがって、中央会は、その直接間接の構成員に対しては義務を課することはできるとございませう。これは団結自治の原則に照らして当然容認されていいことだと思っております。けれども、これが本法では員外者にも及ぶという構成に相なっております。これは一体どうしたことであろうか。すなわち、酒造組合の組合員でない清酒の製造業者に対しても、納付金の賦課を認めることのできるようなたまにまえておる。これは他の法令に類例を見ないと思っております。これは他の法令に類例を認めないが、なものであろうかと、疑義を抱かざるを得ないのでございませう。この点は、どう説明されるのでございませうか。

○高木(文)政府委員 中央会は、酒団法に基づきます任意組合であることはいま御指摘のとおりでございます。そこで、その任意組合である中央会がアウトサイダーの酒造業者に対して納付金を賦課することができるといふのは、この法律の七条によってそういう特別な任務と権限とが付与されるということになるわけでございます。そこで、その種の任意組合に対してそのような権限を与えることが適当かどうかというものが、どのような性格のものかということを考えてみました。このような激変に対処しながら業界の整備合理化をはかっていく、よつてもって酒税の保全に資するということから考えますと、この給付金の給付事業というものが公共性を持ってきたということが言えると思っております。その意味で、全清酒製造業者を対象として行なわれる事業として適当なものであろうと思われるわけでございます。一方、中央会は、現状におきまして、他の、生産数量制限とか、あるいは構造改善計画というこ

ともあります関係上、ほとんど九九%の清酒製造業者が会員になっておるわけでありませぬ。法律的には任意団体でございますが、性格的にはきわめて公益性の高い団体になっておるわけでございます。それらのことを考えますと、中央会にこの種の権限を付与してもこれはおかしくはないであろうという考え方でこのような制度を仕組んだわけでございます。

そこで、このように任意団体に対して強制徴収権が付与される事例があるかどうかということ、納付金の賦課権限を任意団体に与えるという事例があるかどうかという点でございますが、必ずしもそうたくさん事例があるわけではございませんが、私どもの手元で調べました事例としては、一つは商工会議所法の場合でございます。商工会議所法ではいろいろ法定台帳を備えることになっておるわけでございますが、その法定台帳の管理をするという仕事をやるにはやはりいろいろ金がかかるということ、一種の手数料的な意味でアウトサイダーに対しましては負担金を賦課することになっておるわけでありませぬ。その点、商工会議所法の規定はだいたい色彩は違ひますけれども、任意組合に対して賦課権を与えておるといふ一つの事例であらうかと思ひます。

もう一つの事例としましては森林組合の場合があげられます。森林組合はしばしば林道開設等を行なうわけでありませぬが、林道開設を行なう場合には、林道の受益は必ずしも組合員だけではなくて、組合員以外の者に及ぶという場合がございませぬ。この場合に組合員以外の受益者から負担金、賦課金を徴収するという制度がございませぬ。

いずれの場合も、必ずしも今回の場合とびつたり同じような事例というわけにはいかないかもしれませぬけれども、しかし任意団体に、公益性のゆえに、公共性のゆえに、その賦課される金額が公共、公益性の強い目的に使われるということと、その団体自体が公益性の性格が非常に強いものであるという点においては、商工会議所法の場

合も森林組合の場合も同様であらうかと思ひます。そのような先例に徴しまして、今回七条の規定を置きましても法律的に支障はないのではないかと法律家の御見解にも従ひまして、このような規定を置いた次第でございます。

○春日委員 私はいまの立法例を伺いましたけれども、それはしよせんは現実的に処す上での異例の措置であらうと思ひます。森林などは地域連帯性があるので、そういうようなフェーバーを受けることについて当然負担を受けるのが客観的に見て妥当であり、合理性を持つというような点もありませんし、また商工会議所法の場合においては、これまた少数異例の何らかの理由がそこにあり得ると思つてございませぬ。団体法は御承知のようにこの酒税法と酷似したものであり、これは中小企業安定法の機能を受け継いだものであります。その団体法制定のときにこの問題は非常に神経質に論じられた経緯があるわけでございます。それで私は、業界内自治として、業界の安定をはかるために何がしの負担を課するということがあれば、それはそれなりの意義もあるしまた効果もあると思つて。しかしそのことは、国が法律に基づいて権力的な作用をするということとは本質的に異なると思つてございませぬ。今度の中央会が行なつたこととするその賦課金の問題にいたしましても、これは「大蔵大臣の認可を受けて」とあるわけでございますから、その事業を行なう主体は、これは国ではなくして中央会でございます。その中央会がプランを立ててきて、大蔵大臣がそれを認可するということは、まあまあこの程度のことならばよろしかろう、国民の基本的な人権や財産権はそれによって侵害することはないであらうという理解のもとに認可が与えられる。認可とはそのことの意味であらうと思つてございませぬ。したがって、この法律の納付金というものは、これは税金であるとかあるいはその他の例もありませんけれども、健康保険の負担率であるとかなんとかいうようなものとは質的に異なつておる。そういうことですから、第七条の大蔵大臣の認可という

ことがここに以上は、そこまで国家権力が介入をなし得るかどうかということ。認可してやるということ、まあまあその程度はよろしかろうという程度のことなんでしょう。しかるに、その認可を受けた者が、組合員外の者に向かつて普遍的な国家権力を行使することができるといふような法の体制というものは、根本的に疑義があると思ひます。この点はいかがですか。

○高木(文)政府委員 確かにこの七条の規定は、従来の立法例に徴しましてその多数の例があるわけではございません。ただ今回の場合には、清酒製造業者の中で転換あるいはやめる方がおる。それに対して同業の今後も続けていくほうの方が、やめるほうの方のためにみんな金を出し合おうということがまずあります。ただ問題は、その場合に一部、自分はいやだといふ人があつたり、あるいはごく少数にしてもアウトサイダーがあつたりする場合には、全体の制度が維持できないので、そこで何らかの形で強制徴収制度を設ける必要がある、そういう発想からスタートしたわけでございます。その場合に考えられますことは、特別法人のようなものを別途つくりまして、特別法人のこの種の仕事をやっていくことも一つの法律技術としては考えられるわけではございませぬけれども、先ほども申しましたように、現在のところ九九%以上のメンバーが現に中央会のメンバーになつておるといふことでもありませぬ、また片や、特殊法人は現在の情勢のもとにおいてはなるべくつくらないほうが望ましいといふようなことから、ごく異例のものではあるかもしれませぬけれども、森林組合なり商工会議所法なりの事例に徴して、先例もあることであり、現行の法制下において許されるものであるという認識のもとに、このような形態をとつたわけではございませぬ。

○春日委員 現在は員外者はごく僅少であると述べられております。けれども、憲法のたてまえは、加入、脱退自由の原則でございませぬから、したがってこれは何びとといへども、ここから今後脱退することが自由自在にできるわけではございませぬ。わけてもこの転換給付金というものをどのように給付するかという率は、今後省令によって定められ、それに基づいてその中央会が申請をして許可を得なければならぬ、こういう規定でございませぬから、したがって賦課金が高ければやめたという脱退する者が将来続出しなかつたらぬという。それから、かりにこの間の構造改善近代化計画については、全員が賛成したと言つておるけれども、これは情勢の変化に基づいてまた方針の変わる者が出てこないとも限らない。したがって憲法では、その身分を変更せしめるといふようなことについては、国家権力は介入してはならぬというところが厳然たる規定になつておるわけではございませぬ。それは団体の自由、行動の自由、加入、脱退の自由の原則というものが厳然として保護されなければならぬ。だいたひますと、現在圧倒的多数者という認識の上に立つて法の構成がなされておるけれども、それは多数者であらうと少数者であらうと、法律のたてまえといふものは、そのような任意団体は、その団体自治の原則に基づいて組合員内のみそれぞれ機能を認められるものであつて、組合員外の者に対してはそういうような拘束権といふようなものは認められてはならないものである、この点はきわめて重要な問題であると思つてございませぬ。

私は昭和三十四年にある団体法提案者の一人としてともに努力したのです。これは自民党、社会党共同提案で、いろいろ論じましたけれども、あのとき一番大きな問題点になつて、審議未了になつて、岸内閣によつて秋に臨時国会、特別に団体法国会まで開いて論じられた、その中心課題は何であるかといふと、この加入、脱退自由の原則、この問題なんぞでございます。あのときの問題点は脱退命令と加入命令でございませぬ。それで、組合の調整計画を承認しないことと員外者に向かつて大臣命令を發して、その大臣命令に服従しない者は加入命令を發することができるとされてきた。そうしてその組合の調整計画に服従するよう、その調整計画の機能の緩和がはから

れたわけでございます。ところが、いろいろ論議してみると、結局それは憲法違反に通ずる、こういうことでもって、加入命令を受けた者が、加入することがいやだと思えば、そのときにはその旨地方長官に届け出て認証を受ければよい、こういうことになって、基本的人権というものは最高度に保障された。そのため一面、特に団体の機能がざる法になったというそりがなくもないですけれども、そのかわり基本的人権は法律によって最高度に保障されて、憲法精神はここに確保されているのである。このような立法例等から判断を加えますと、そのような民間の任意団体が国家権力を行使して、そうして員外者に向かつて賦課金を課するの行為を直接行使できると、いうことは、私は憲法のたてまえ上非常に奇異な感じを抱かざるを得ない。この点はいかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 あるは同じお答えをいたすことになるかもしれませんが、一つは、この事業についてそもそも加入あるいは脱退の自由ということについては、必ずしも七条では直接的には拘束しておることはならないのではないかと思えます。

○春日委員 そこでちょっと区切りましょう。加入、脱退自由の原則を拘束することにはならないと言われましても、七条だけの関係ではそういうこともいえるかもしれませんが、九条の關係で、たとえば本人がその賦課金を納めない。そうして命令、督促しても本人が納めない。大臣命令を要請して、大臣命令があつても払わない。こういうことになった場合は、酒税法の十二条によって営業免許の取り消しに通ずる、こういうことになってくるわけでございますね。営業免許の取り消しということはどういうことかというところ、もう結局醸造はしないのですから、したがって、むろん組合員でなくなるのみならず、結局いま申し上げましたように、その基本的な資格というものが剝奪されてしまいます。だから加入、脱退自由の原則はおろか、基本的営業権の抹

殺になつてくるのでございますね。そういう意味です。中央会に付与される権限が員外にわたつて直接行使できるということ、しかもその直接行使のうしろだてに国家権力の担保があるというところ、このことは重大な憲法上の疑義を発生せざるを得ないと思つておられます。かつてこの問題は公取の皆さんが強く横やりを入れられた点でございますが、そして結局、加入命令を受けた者がいやだと思えば、基本的人権が優先して大臣命令にも従わぬでよろしい、こういう団体の法条になっております。いまお読みいただければよくおわかりいただけると思つておられます。そのような立法例から見ると、あれはそもそも中小企業安定法というものを受けているのですから、少なくとも経済行為については、独禁法の精神をそのまま直線的に受け継いでいる法律でございます。そこで許されていないところがこの法で許されることは異様なことだと思つておられます。いかがでしょうか、公取委員長。

○高木(文)政府委員 一言だけ申し上げさせていただきますが、やはりそのことは清酒製造業者の事業というものが免許事業であるということから、ちよつと一般の場合と違うのではないかと、う気がいたすのでございます。現行の酒税法の八十四条でございまして、そこでも一種のアウトサイダー規制の規定が規定されておりますが、このような規定にいたしましては七条につきまして明快な御説明ができませんの申しわけありませぬが、法律専門家の意見を聞きまして、これでよからうということをおいわれておりますのは、やはり一般の場合と違ひまして、免許事業であるという性格からこの制度の合理性が許されるのではあるまいか。

もう一点は、この賦課金でございますけれども、この賦課金は、結局中央会のメンバーでありまして、あるいはアウトサイダーでありまして、とにかくどなたかがやめられるということであれば、やめられたことの有形無形の利益が残存業者者に及ぶということから、納付金そのものについての公益性ということが認められたかと思つて

でありまして、その点を総合的に御判断いただきたいと思つてございます。なおその納付金の性格をかなり明確にいたします趣旨もあつまして、七条の三項で「あらかじめ、広く清酒製造業者の意見を聞く」という制度を置いておられます。また第五項におきましては、納付金の算定について不服がある場合には、賦課権者である中央会に対してでなしに、大蔵大臣に審査請求をするというような規定が置かれてございますが、これらのことはこの納付金の性格を裏から説明しているものではないかと思つてございます。

○谷村政府委員 私を指名しての御質問でございますので……私どもも、この法律をつくりましますときにいわば内々の協議を受けたわけで、それに対して、こういうのを同意と申しますか、いたした立場もございましてので申し上げますが、本来これは国税庁なり、先ほどのお話によれば、主税局のほうで御説明になつておられるところによつて私どもは承知いたしましたわけでございませぬけれども、いま政府委員から御説明ありましたように、この問題は、団体的な考え方というものは、清酒製造業者の安定ということのために一つのこういう措置をとる、そのとき、いまお話しのような意味での特別の法人をつくる、それにやらせるのがいいか、たまたま現にある中央会というものをを使うのがいいかという選択の問題になつて、私の理解するところによれば、特別の法人をつくつたとしても、たとえばその事務といふか、仕事は中央会をしてこれを行なわしめるといふふうなやり方もあるいはあつたのかもしれないと思つておられますが、本質的には団体的な団体というよりは、特別にこういう目的の仕事のために一つの任務を持ったものである、さうに理解をいたしました。ただいま中央会という一つの組織のものをお使いになつていらつしやいますけれども、本来団体的法において云々されておるような意味での法人と申しますか、ものではない。この法律のためにさういふ仕事を受持つ一つのもの、さうに私どもは理解したというふうにな

し上げたいと思つておられます。○春日委員 公取委員長の見解必ずしも正しいとは私は受け取れません。それは酒の製造業界全体としての安定をはかる、さうしてよつても酒税の確保措置、こういうことがサブタイトルになつておると思つておられます。だから安定法にしろ団体的法にしろ、その機能は、それぞれの業種、業界全体の安定をはからんとするところにあるわけですから、したがつて、この法律のメカニズムはそれらのものと同じようなポリシーの上に立つておるものと受け取るべきである、私はさう理解すべきだと思つておられます。それは全然違ふのだというふうなことは私はあり得ないと思つておられます。この点どうなんですか。

○谷村政府委員 組織法学者の前でいろいろなことを申し上げるのは私、はなはだじくじたるものがあるのでございますけれども、私が理解したところを申し上げますのでありまして、私の理解のどういふ点が――私どもはちろん酒の問題に關連しておることはよくわかりませぬ、それから本来の酒類業団体が考へておつた中央会の仕事とか、あるいは本来の酒類業団体が団体として動く場合のさういふ問題、それは本件はまた別の立場から、別の法律でも考へてさういふ提案をしておるといふことであらうと理解したわけでございます。

○春日委員 これは政府がこの法律を立法せんとする理由の中に書いてあるのですよ。「その経営基盤の安定及び酒税の確保に資するため」と書いてある。だからこれの目的としておるものは、酒の製造業者全体としての安定をはかるということにあるのでございませぬから、したがつて、団体的法にしろその前の安定法にしろ、その企業の基盤を確保する、そして過当競争だとかあるいはいろいろな阻害要件があらはさういふものを排除して行く、こういうことを取りきめておるのだから、その法律の機能と同じような機能を目的としておるのだから、形も同じにせなければな

ちますと生産者保護というふうに、経済の情勢によつて変わってくるわけでありませぬ。それと類似するかどうかわかりませんが、造石権についても、当初は酒屋を規制する措置であつたものが、三十年間のうちにこれは保護されてはいるかっこうになつておつた実態は実態として認めなければならぬのではないかと。五千億ほど税金を取つてはいるうちで七億ないし十四億という程度で酒造業界が安定するならばこれはけっこうなこと、がまんでできることではなからるかという事で、踏み切り、しかも業界も相当これにみんなが協力し合つてやつていくということであるならば、政府もひとつ援助しようということに踏み切つたわけでありませぬ。

また、二番目の憲法違反の疑いの問題も、先ほど来の議論を聞いておりました、せつかくかちとつた平和憲法の中に規定されているようなことを侵すようなことがあつてはならない。これは十分気をつけなければならぬところでありませぬ。これはひとつ保険と考へていただいてはどうか。弱い人が事故を起してやめていくときに、みんなひとつ協力していこう、残つたものがやめていく人をめんどろ見よう。保険も任意であるべきであるのでありませぬ、例の自動車損害賠償保険においては、事故を起さないう人でも強制的に保険に入らなければならぬ、そして事故を起した人が保険金を払えるようにする。これは例外なしに、そうでないと免許を与えないという、国民全体がよくなることであるならばみんな協力しようというところであつた制度を設けられてはいること等も勘案いたしまして、若干この点については配慮はいたさなければならぬと思ひますけれども、残つた人がみんな協力して、やめていく人の保護といひますか——先ほどの、十四億では足りないではないかという議論、転廃業者の従業者に支払いができるかという心配があるだろう、やめていく人の退職金が払えるかということも考へますならば、注意はいたさなければならぬと思ひます、憲法違反、そういった強制的なものだとき

めつつけることもいかがか、この程度なら許されるのではないかといいことで踏み切つたのでございまして、決して自民党三百名の圧力でやるうとしたことではないので、御了承いただきたいと思ひます。

○春日委員 それでは、仮定の問題では適當でないと思ひますが、理解しやすと思ひますから私が説明しますが、あなたのいまおっしゃつた保険とか共済とかいうような観念ではなくて、その裏の立場から判断をしていただきたいと思ひます。

たとえば、この賦課金ですね。グループビングとかなんとかの賦課金を組合からかけられた。それはいやだといつて組合を脱退した。あるいは脱退しなくても、組合員外のものに向かつてこの賦課金を賦課した。本人は払わない。私は組合なんか関係ない、私は組合員外だから払わないと言ふ。しかし法律では、払わなければ大臣に向かつて支払い命令を要請することができぬ。それでも払わない。大臣命令にも服従しない。そうすると今度は酒税法第十二条なんかで醸造免許の取り消しを受けるのです。そうするとその本人は、私は酒税法に基づいて酒をつくつておるんだ。酒税も確定に納めておる。ただその企業整備みたいな問題について、そのやり方について私は納得できないから払わないんだ。払わなかつたら今度わしの営業免許を取り消してしまつた。これはまさに職業選択自由の原則に反する、憲法違反だといつて行政裁判を起すのです。そうしたときに憲法裁判で、この法律は憲法に違反するといふ判決がおりたらこの法律は全部無効になるか。そういう場合が私は絶無ではないと思ふ、この場合は。現在た

とえ一名の者でもこの酒造組合に入つていない。将来も脱退する者があるかもしれぬ。考え方が変わつて、いろいろと服従命令にも服しない者が出てくるかもしれぬ。そうするとこの法律はほとんどエスカレートしていく。組合が直接に払えといつても払わぬ。勧告しても払わぬ。大臣に支払い命令を求めぬ。大臣の支払い命令にノーと言ふ。

そうすると今度は酒造免許の取り消しを受ける。これはもう大なる既得権、財産権の侵害になる。その賦課金を払わぬぐらいのことで、根底的な職業選択自由の原則であるその営業権、しかも先祖代々やつておる営業権が、今度のグループビングの賦課金を払わぬといふだけで免許取り消しになるといふばかなかがあるか。ほんの枝葉の問題でその根元をひつこく抜くといふはかなことがあつかうといつて違憲訴訟がなされて、かりにその憲法裁判でこの法律は違憲だといふようなことになると、国会全体として責任は重いと思ふのです。それで私は、少なくともこの処罰規定、行政罰規定はこの際考慮してみようかと思ふ。

というところは、先国会であつた理美容師法について、われわれがみずから省みてずさんな審議であつたと思ふのだけれども、あの管理者の制度を置く、置かなければ営業を認めないといふ法律ができたのですよ。全国でえらいセンセーション、大もんちゃくです。われわれは法律に基づいて国家試験を受けていま営業をやつておる。ところが新しい法律をつくつて、四十何時間の講習を受けた管理者を置かなければその事業の営業を認めないといふような法律は違憲立法であるといつて、いまみんな違法訴訟を起してはいますが、そのようなことをここに誘発しては相ならぬと思ふ。

いま自民党さんも、社会党さんも、われわれも、公明党さんも、みんな一緒になつて、いかにこの調整をはかるべきか苦慮いたしておるのであります。私は酒の醸造業者で、先祖代々酒の製造をやつてきた。きつと酒税法に基づいて酒の醸造をやつてきておる。ところが今度のグループビングの問題だけでも自分として納得できないから、賦課金払いませんのじゃ。それじゃ免許取り消しする。本人が違憲立法としての裁判を起すといふことは容易に想定できることだと思ふ。そのことをおもんばかりみれば、私はこのような免許取り消しをするのもできるというふうな条文はこの際修正したほうがよいのではないかと思ふ。少なくとも基本的な人権は最高度に保障されな

ければならぬと思ふが、この点はいかがですか。

○高木(文)政府委員 ただいまの免許取り消しに關連いたしまして、具体的にたとえ訴訟が起るかもしれないといふことは、私どもも十分心配といひますか、予想いたしました。政府部内におきます訴訟の専断のセクションにも相談をいたしたわけでございます。いまここでその内容をちよつと私自身詳しく御説明できないのでございませぬけれども、その点も十分心配をいたしまして、そういうことになつては申しわけないといふことで十分心配をいたしまして相談をいたしましたが、その結論をいたしましては、まず問題なからうということに御回答をいただいております。

○春日委員 ちよつと、それはだれが回答したのですか。裁判というものを予見して回答するとは何ごとか。裁判というものは、司法、立法、行政、三権分立であつて、被害者が権利の救済を求めて裁判する。その結論といふものは一審、二審、三審、いろいろと裁判をやつてみなければ判決といふものは出てこないじゃないか。その判決をどうして予見したんですか。

○高木(文)政府委員 いや、ことばが足りなかつたかもしれませんが、判決はもちろん予見することとはできませんし、裁判所がどういふ判断をとられるか、これはわからないわけでございます。ただ政府關係の訴訟につきましては法務省のほうで訴訟を担当されますので、訴訟の経験を持つておられるセクションがありますので、そこへ相談をして、初めから、たとえ訴訟の上で非常に問題のあるようなことになつてはいけません、その意味で経験者に御相談もしたという意味でございます。その結果、訴訟が起りまして裁判の段階でどうなるかはおもひながらわかりませぬけれども、まあ訴訟の見地から見ると著しく不当なる規定ではなからうといふことについての御了解を得たという意味でございます。

○春日委員 私どもはこの法律に賛成するかもしれませぬ。反対するかもしれませぬ。審議してみ

なければ、疑義が解明されれば賛成するにやぶさかでない。賛成すれば、結局はこの法律によって権利の侵害を受け、その者が救済を求めて、そのとおりという判決が下ったときには、われわれは政治モラルとしての責任をやはり感ぜざるを得ない。だから、いま法務省がこれはいじょうぶだからよろしいと言ったと言うんだけど、なぞだ、いじょうぶだと言ったか、その内容をわれわれにもお知らせ願いたい。

○高木(文)政府委員 その点は先ほど申しましたように、私自身ちょっといまここに持つておりませんので、申しわけありませんがお答えいたしかねます。

○中川政府委員 私がその当時聞いておったところでは、これは許可事業でございますので、許可ということになると一つの権利を持つてわけでございます。権利の裏には義務が必要である。その義務の一つとして、賦課金を徴収するということが憲法違反の疑いはないという法務省当局の考え方のようであります。

○春日委員 私は忙しいからあまり緻密な研究はしておりませんが、ラフな研究をしただけでも、そんなことにはならない。だとすればこれははなはだしき論理の飛躍だと思ふ。というのは、酒税法十二条を讀んで見たのです。それは酒類の製造免許の取り消しはどうかという場合だといつたら、それは「偽りその他不正の行為により酒類の製造免許を受けた場合」、うそをついて免許を受けた場合、これは取り消されるのは当然だろうと思ふ。それから酒税を納めない、滞納処分を受けた場合、これも取り消されるのは当然だろうと思ふ。それから三年以上休んでおつてつづらない、これも取り消されるのは客観的に妥当性があると思ふ。こういうふうなためをやってつづくと、酒税を納めないやつと、三年間も全然つづらぬやつと、今度ここに賦課金が高過ぎる、不当だという文句があつて納めない者が同一の取り扱いを受けるというところは、これはもうはなはだしき論理の飛躍だと思ふ。そんなことを言う法務省のばかがおつ

たらここへ呼んでちょうだい。何というばか者であるか。納めない者は十二条の適用を受ける。これはなんでございませよ、時限立法でございませよ。わずか四年間の時限立法であり、それもただ酒の製造業者の安定をはかるといふだけのことなんだ。言うならば彼らに利益を与える利権立法だと言つても過言ではない。そういうものに対して同調できないという者について、でたらめ、うそ偽りを言つて免許を受けたやつや、酒税をインチキして納めないやつや、三年間も引き続いて製造してない者と同じの取り扱いをなさしめるといふところに私は不当性があると思ふ。その不当性は何ら疑義を感じないというならばそれこそへ理屈であり、論理の飛躍だと私は言つておる。

だからこの際、法律の機能、効果を確保するためには、いろいろとその抜け穴とかあるいはざるの目をふさいだほうがいいことはわかる。法律をつくる以上は、その機能を完べきを期したいと思ふことは立法者の当然の考え方であらうと思ふが、だからといって、そのこと一つだけが国の行政ではないのである。行政といふものはずつと総合的に行なわれていって、国民福祉のために行政といふものはある。酒屋さんのために行政があるのじゃございませんよ。だから、酒屋さんの安定が国民福祉に直ちにそのものずばりで短絡せしめる、これが私は無理だと言つておるんですよ。なるほど酒屋さんの事業の安定も、国民福祉、国民経済には相当の寄与面があるであらうが、そのような拡大解釈をもつていけば、どんな業種でもみんな国民経済に貢献をしており、公共の福祉に貢献をしておる。拡大解釈すれば何でもやれると思ふんだ。そういう意味で、いま正当に酒の製造を法律に基づいてやつておる者が、このようなグループに、しかも言うならば時限立法であるそれに同調できないからといって、醸造権の免許取り消しをするというふうなことは私は酷に過ぎると思ふし、憲法の条章に照らして違憲立法の疑いなしと答の中のでわかに結論を得るといふことは困難で

あろうかと思ひますが、藤井理事並びに坊財政部長もおられますから、「(財政部長じゃない)と呼ぶ声あり)……前官礼遇の実力者として、ぜひともこの点については御検討願いたいと思ふんです。私は非常に冒険だと思ふので、これはひとつ広瀬理事にも強く要請して、この点については理事会において御協議を願いたいと思ふ。そこで、高木君の答弁は何ですか。

○高木(文)政府委員 ちょっといまの御説明をさせていただきます。免許の取り消しが非常に異例であるということではないいろいろお話がございましたが、その点は、この法案を法制局で、政府内部で審議をいたしました際にも最も慎重に検討された次第でございます。納付金の賦課についてはいろいろな法律技術があるわけでございませぬ。その一つとして免許取り消しの形態をとつたわけでございませぬが、それにつきまして検討いたしました段階で出ましたのは、結局公共の福祉に適合するものであればよろしいのではないかと、事例をいろいろ検討したわけであります。いま私の手元

に持つておりますのは、鉱業法それから石炭鉱害賠償等臨時措置法、弁護士法、税理士法、土地家屋調査士法、学校教育法、証券取引法等々、まだ他にいろいろ例はございますが、もろもろの法律におきまして——弁護士なり税理士なりについて申しますと、弁護士会なり税理士会なりに会費を払わないという場合には、最終的にはやはり取り消しまでいくことになっておるわけでありませぬ。そういう意味におきまして、普通の場合と違

いまして、各種の免許事業につきましては、一定の要件がありました場合には免許を取り消すといふことはあるわけでありまして、必ずしも、その免許取り消しの点につきましてはこの法律がきわめて異例、特例であるということにはならないといふ確信を持つておる次第でございます。

○春日委員 そういう立法例とは、この経済法は全然立場が違つて、機能も違つてございませぬか

ら、この点はさらに内部を掘り下げて、経済行為の実態と、そして他の立法例、広き前例をとられて、少数異例の立法例に片寄ることなく、常識的に普遍的な立法例、これに準拠されてあやまちなきを期せられたい。この質問はいま留保しておいて、理事会その他で、大臣の見解等を聞いて善処したいといふこととございませぬから、留保いたしておきます。

○吉國(二)政府委員 御承知のように、現在清酒業につきまして新しい免許は原則としておろしておられません。今回の措置におきましても、自主流通米の採用によつて、いわゆる造石規制というものがなくなつた場合に、既往の免許業者の中において新事態に対応し得ず、客観的に転業を余儀なくされる者が生ずるであらう。それに対応して、さらにその中でどうしても転業をしなければならぬ者と、そうでなくて、企業体質の強化によつて新事態に対応し得る者と、両者を、構造改善の事業によつて将来に適応し得る体制に直すといふのが目的であると思ふのであります。そういう意味では、私どもは、この期間内はもろもろでございますけれども、体質強化が行なわれ、免許業者自身が競争に耐え得る状況に立ち至つた場合において、あらためて清酒製造業の免許について判断をいたすべきではないか。その五六年後において免許に対していかなる態度をとるべきかといふことは、現在はまだあらかじめきめていないといふのが実際でございます。

○春日委員 そういたしますと、いま製造業者は六千軒くらいあるんでございませぬか。
○中川政府委員 三千六百。

○春日委員 そういたしますと、酒の製造業といふものは、この制度によって、いままでは行政例といえますか、いずれにしても造石割り当の制度もあつたことによりまして、新規免許を行なう場合においては、需要の増大だとかなんとかいふような趨勢があらわれてきたときには新規免許もいままではあり得たわけでございます。需要の増大が見込まれたり、特にそのような資格者に対しては、新規免許がいままではいへども、実際に出されなかつたけれども、たてまえては新規免許は交付し得る体制にあつたと思ひますね。いかがですか。

○吉國(一)政府委員 現在までにおきましては、御承知のようにこゝ一、二年は例外と申しましようか、それまでは、相当の能力をすべてが保有しながら、實際上原料の不足という状態によって、既往の業者自身が生産制限を余儀なくされてきた実情でございます。そういう面から申しますと、需要増大が生じて、原料の割り当て自体がふれば十分それに対応して需要を満たし得るといふ体制にあつたわけでございます。それからこの段階にまいりまして、その製造体系といふものが、造石権の廃止によって内部相互間の競争といふことによつてくずれようとしたわけでございます。そこに構造改善という問題が起つてきた、こう御理解をいただきたいと思ひます。したがひまして、既往において免許が行なわれなかつたにつきましては、そういうような背景があり、従来の免許業者すらなおかつ全生産能力を發揮し得ない客観的な情勢に押えられておる、そういうことが免許を複雑な形にした大きな理由だ、かようにお考えいただきたいと思ひます。

○春日委員 この制度がしかれたのは昭和十五年ですか、それから本日まで免許がされたことは相当あるのでございませう。

○吉國(一)政府委員 これは御承知のように、企業整備によつて整理をされた業者が、戦後のいわゆる生産拡大に伴ひまして、従来戦争による原料の規制といふことで犠牲になつたという点から、

従来の権利を復活することを主張いたしましたので、その関係で復活のために免許をおろしたのがいゝわば例外でございます。

○春日委員 では局限いたしましたもけつこうですが、そのように、復活を求めております業者はいま一〇〇%救済されてはいないもので、かりにそのような連中が醸造免許を申請した場合に、やはりこれが免許の対象になつた、こういうことございませう、いままでされてまいりましたから。たてまえては、需要が増大してきて、そして戦前には醸造しておつたのですけれども企業整備でその権利が収奪された、その復元を求めた業者は免許が与えられてきた。だから従来のたてまえてによるならば、需要の増大が見込まれて、そういう者が復権を求めたときは免許を与え得るといふのがいままでのたてまえてであつたであらう。ところが、今度こういふふうな企業整備がなされて、転産業者に対しての費用も出し、業者の負担で交付金も出すといふことになれば、いままでは免許が与え得る体制にあつたけれども、今後はこのような制度にかんがみて、これがこゝになつて、新しい免許を与えることは、かつて権利を持つておつた者といへども、そういうものに対しては醸造免許を交付することはできないことになると思ひますが、いかがですか。

○吉國(一)政府委員 この構造改善そのものは、いわば業界の自主的な協定によつて行なわれているわけでございます。転産業につきましても、これはあくまでも個人の個々の企業の決定によつてやるわけでございます。それに対して、いわば誘導的な意味で業界から調整金を集めてこれに給付しようといふ体制でございます。いわゆる戦前における企業整備的な、強力な政府の力によつて整理してしまふというものではございせん。そういう意味では、むしろ現在の酒類業界既存の業者同士の間で将来の客観的な競争に耐え得ないものが自発的に引退をする、それに対して残存していく者が見舞い金を出すと、いふのが本質であると思ひます。そういう意味では、こゝでこの構

造改善が行なわれたがゆえに、今後新しい事態に十分対応し、業者が需要増大に際して免許を申請した場合には、それを道義的に排除すべき極端を与えたものとは考えられないと思ひます。ただ、それをいまから、将来も免許を与えますといふことをきまけているわけでは決してない、さういふ意味で申し上げたわけでございます。

○春日委員 私の質問の趣旨が不明確であつたかもしれませんが、いままでは、言うなれば資格条件を備えれば、たてまえては免許が交付でき、さういふたてまえてであつたと思ひます。いかがですか。

○吉國(一)政府委員 全体の需給その他の状態を勘案して、条件が備わつておれば免許をおろし得ることは言つてもないわけでありませう。

○春日委員 そうするとも、今回の法律の制定によつて、現在あるものでもこれは多過ぎる。だからこれをグループピングなり一必ずしも造石高の減少をはかるものではないと思ひました。減少を、やはり営業軒数を少なくする方向に向かつて、一つの国家の法律とか意思決定がなされようとしておるわけですよ。だとすれば、それをふやすような免許といふものは今後ではなくなるのが法のたてまえてとして当然の帰結ではないか。いままでは資格条件のある者が申請をしてくれれば、これは免許が交付できた。ところが今度のこの法律によつて実質的にさういふことはできなくなつた。減らすように法律ができたのにならざるやうな行政行為は許されな、さういふことになると思ひますがどうかという質問なんです。

○吉國(一)政府委員 この法律自体は、業界が減少することを予測しての面はもちろんでございませう。しかしその減少と申しますのは、既存の業者の中の、条件変化によつて既存の事業のやり方では残存し得ないという業態にあるものを残存し得る形に直していき、グループピングは本来さういふ意味を持つております。ですから事業数そのものを減らすというのが目的じゃなくて、存立に耐えないような業者をいかにしてグループピング等に

よつて存続可能な体質に改善をするか、そこがねらいでございませう。企業数を減らすことが目的ではないといふ意味から申しまして、新規免許をこの法律が排除する性格を持つものではないと思ひます。ただこの五カ年間に、さういふ構造改善を行ないつつあるときでもございませう。その間に免許をどしどしおろしていくといふことは、この構造改善自体を攪乱するものであるといふことが客観的に認められると思ひますので、この構造改善事業遂行中には原則として、この構造改善を攪乱するような免許をおろす考え方は当面とらないのが正当であらうかと思ひます。

○春日委員 私はその点についても憲法上の疑義があると思つてすよ。たとえ五カ年間の期限期間中といへども、三千六百軒の既存業者によつて、日本国民として、酒の醸造を行なう営業権といふものが、いかに資格条件を具備しておつた者に対して、その権利といふものがこゝに閉鎖される、あるいは剝奪されるというところは、やはり憲立法のそしりなしとは思ひます。いままでは、たてまえてはとなく免許が下付されたけれども、現実的にはされなかつた。けれども向こう五カ年間はさういふような企業集約がなされておるんだから、全体としての企業集約がなすような新規免許といふものについては、この際この法律といふものが制定されたことが一個のこととなつて、さういふ三千六百軒以外の国民はその権利といふものをこゝに凍結されたと思ひすべきではないか、さういふ理解をしてよろしいか。

○吉國(一)政府委員 この法律が制定されたからといふことではないと思ひます。構造改善計画といふものが実行されておる段階で、清酒の製造といふものに対する需要供給の関係その他を考へて、従来の基準で免許を考へた場合には、新規免許をおろす条件といふものがきつて制限されてしまふであらう。したがつてその間はおそらく免許可能といふ判断が出ないであらうといふことを申し上げておるわけでありまして、この法律があるがゆえに免許をおろしてはならぬといふ

客観的な制限は出てこない、かように考えております。

○春日委員 この問題は、この酒の醸造業ということが免許事業であるということなんです。このことは、国家から特別の保護が与えられておるといふことを認識しなければならぬと思っております。すなわち他の事業は自由でございますから……。したがって、酒の製造業については免許を受けていない者は製造することができないわけです。そういう大きな特権を持つておる。そうして今度はさらに、もう競争相手はわれわれ以外には、この計画がなされておる間はできないという、さらにダブつてのフェーパーがこの法案によつてもたらされる、実質的にはこういうことであるわけですよ。だからこういう点についても、実質的にはそういうことになる、あるいはたゞま法的にはそういうことになる。そういうことで、国民の営業の自由の原則で、申請すれば免許を与えられべかりしものが、資格条件具備するといえども、企業集約の方向にあるときに企業膨張という逆行することについては、行政運営上許可が与えられなくなるということの、法律の機能がそういうような作用をもたらすものであるということをお念頭に置いてもらいたい。

○吉國(一)政府委員 その点は一、一回申し上げておきますが、この法律自体によつてそのような事態が起きるといふことではない。構造改善といふことは別に中小企業近代化促進法のラインに沿つて行なわれているわけでございます。そしてその構造改善の遂行の過程におきましては、いわゆる免許下付の場合の需給間の調整という判断が、新しくは出てこないであらう、そういう意味で申し上げておるんですけれども……。

○春日委員 違つておるんですよ、この問題は。たとえ印刷業が構造改善の事業計画を立てて、いざこれに認可を得ますね。ところが印刷業というのは免許事業じゃないから、そういうような構造改善や近代化計画がなされておつても、その組合員はその計画に拘束を受けるけれども、他の国民

は自由かつて印刷業を開業することができるんですよ。ところが酒の製造については、この構造改善計画があつて、あるいは近代化計画があつて、大蔵大臣の認可を受けた。ところが、酒の製造業をやるうと思つたつて、醸造免許を受けなければ酒の製造を開始することができない。同じ法律のたゞまでも、印刷業がかりにその構造改善によつて近代化計画を立てて、産産大臣の免許を得ても、その連中はその計画に拘束を受けるけれども、他の、組合員以外の国民は自由自在に開業することができるんですよ。だから、この法律によつて企業集約がなされておるから、企業膨張という逆行するような行政は行政運営上やられないであらう。だとすれば、五カ年間は国民が酒の製造業を開始せんと欲しても、その基本的人権は凍結されるものであると見るべきであるという私の意見がどうだということをおっしゃるんです。

○吉國(二)政府委員 その点は一つの御見識だと思ひますけれども、この安定法によつて構造改善が行なわれているわけではない。これは中小企業近代化促進法によつて行なわれているわけです。それと免許とが結びついたので、いまおっしゃつたような効果があるいは生じるかもしれない。その意味においては、これは酒税法と近代化促進法との間に起きた問題でございます。この法律自体は関係がないものでございます。

○春日委員 そこが違つたのだ。それは、あなたも非常に頭がデリケートだけれども、組織法的にデリケートじゃない。(笑)それはそういうこととは違つたのですよ。……みな笑ひ飛ばしてしまつたからぼくのデリケートな頭のあれがまた狂つたけれども、それは、この法律によつてそういう結果になつたのじゃないかというふうにあなは言ひますけれども、期せずしてそういう結果になつてきた。しかもその自主的な近代化計画、そして今度のグルーピング、これに対して国家権力が介入しているのです。大臣が直接にいろいろな命令を發するといふのではなく、その酒の組合が第三者に向かつて直接の国家権限を行使する機能をこの法

律が認めるのですよ。そういうような関連において、この醸造免許とグルーピングの機能がからんでくると、他の構造改善とかあるいは近代化促進法によつて制定されたところの調整事業と、この免許を受けて営業しておる業界における調整事業とで、国民の営業の自由の基本的人権に影響するところががらつと変わつてくるということをおぼくは指摘しているのですから、それが実態であるならばそういう実態になるんだ、こういうことをお互いが留意すればよろしいのです。

○吉國(一)政府委員 非常に微妙なところでございますが、春日先生のおっしゃるのも一つの論理かと思ひますけれども、そういう条件が起るのには、構造改善計画を認可し、かつそれが免許と結びつければそれで必要十分な条件になつてしまふ。この法律があることはそれに付加されているだけだ。この法律でそうなるとおっしゃると、ちよつと私もついていけないという感じでございます。

○春日委員 この法律さえなければ、グルーピングの方向といふものは自主的な規制なんです。したがつて員外者はこれに拘束を受けないのですよ。受けなければ、製造してない者は新しい資格条件に基づいて申請もでき、許可を期待することもできるが、今後もうまるつきり期待できない。現にあながおっしゃつたように、集約の方向にあるものを膨張の方向に向かつての許可は与えられないと解すべきであるとおなは言われおる。だとすれば、これは何か押し問答になつてしまふけれども、結局は国民の新しい免許申請といふものはだめになつてしまふ。絶望状態になつて、そういう権利といふものがここに凍結される形になるが、これは憲法上疑義なきかといふことを指摘しておる。時間もございせんから次の質問に移ります。この点は御検討願ひたい。

次は、この際酒税の確保確保といふことが強調されておりますけれども、実際の酒税を確保する現場の役割りを果たしておるものは、これは酒の製造家であるのか、あるいは小売り業者であるのか。この点は、一体実務の關係はどうなるかといふことでございますね。なるほど納税者は醸造元であるけれども、現実にはこれは消費税でありますから、消費者が払うのですから、消費者に配分してその代金を收受して、そして卸の段階を通じて、あるいは醸造元に納入する、かくして醸造元は酒税といふものの原資を確保する形になるのです。したがつて、酒税といふものを確保する第一線の責任者である任務を負ふ者は酒の小売り業者ではないかと思ひますが、この点の理解はどうですか。

○吉國(二)政府委員 これは二つ考え方があつて思ひます。間接税といふものがいわゆる価格現象として転嫁される。したがつて間接税のほうは、価格に含まれる要素を考へる場合には、それを積極的に納税する形式的な納税義務者は酒造業者であるといわざるを得ないと思ひます。同時に、その原資を運んでくるという面では、もちろん負担者は消費者でございますけれども、その経路において酒税を集めていふという現実を見れば、そういう意味では酒販業者がその一環をになつていふと言えよう。これはいろいろ考へ方があるだらうと思ひます。

○春日委員 いろいろ考へ方があると言つたところで、これが消費税であり、消費者から税金の分を含めて代金を取得する、そういう任務を負ふ者は小売り業者、酒販業者であるとするならば、やはりその小売り業者の安定、それから酒税の確保といふ面についても、この酒販業者に対しては何らかの安定措置あるいは近代化措置といふものが講ぜられてしかるべきではないかと思ひます。たとへばこれを協業化するとか、あるいはポランタリーチェーンの方法をとるとか、あるいは店舗の改造その他について、今回その酒の製造家に期待されておるような、計画されておるようなことを酒販業界も計画し得るよう政府は何らかの措置をとつてしかるべきではないかと私は思ひます。少なくとも近代化促進法の適用業種に酒販業界をもこの際指定すべきであらうと私は思ひます。

か。この点は、一体実務の關係はどうなるかといふことでございますね。なるほど納税者は醸造元であるけれども、現実にはこれは消費税でありますから、消費者が払うのですから、消費者に配分してその代金を收受して、そして卸の段階を通じて、あるいは醸造元に納入する、かくして醸造元は酒税といふものの原資を確保する形になるのです。したがつて、酒税といふものを確保する第一線の責任者である任務を負ふ者は酒の小売り業者ではないかと思ひますが、この点の理解はどうですか。

まこのような特別措置が酒の製造家になされておることと相照合して、この際、酒業界の安定、酒税の確保をはかるために、少なくとも酒販業者、業界を近代化促進法の指定業種に指定すべきであると思ふが、この見解はいかかでありませうか。

○中橋説明員 現在、酒税関係で近代化の指定を受けておられますものとしては、清酒の製造業と卸販売でございますけれども、いわゆる近代化という、広い意味における近代化につきましましては、確かに小売り業についても喫緊であることはおっしゃるとおりでございます。しかしながら、中小企業の近代化促進法のねらいとしております近代化は一体何であるかというのを考えてみますと、第一のねらいとするのは、やはり企業合同でございます。スケールメリットを得るといふことが第一のねらいと私は考えておりました。もういたしますと、けさほど来申し上げましたように、清酒製造業というところにおいてすらスケールメリットというものは他の産業とはかなり違った要素を持っておりますけれども、それが一番速うのは、私は酒類小売り販売業者であると思っております。これが合同いたしました店舗を集約するといふようなことでは、小売り業の本来的機能というものはかなり失われてしまふと思ふのでありまして、むしろ近代化促進法の指定業種になるよりは、ポランタリーチェーンでありますとか、共同仕入れでありますとか、そういうほんとうの意味の近代化、形式的な意味におきますところの近代化でなしに、そういう意味での近代化というものを促進すべきではないかと思っております。

○春日委員 私が指摘しておりますのも、企業合同しているが、一酒類業者に集約することを目途としておられるわけではございません。たとえば事業場が分散しておいて協業化の方法もありますし、共同仕入れ、あるいはポランタリーチェーンという新しい制度もできましたから、そういうような方向を以て近代化促進法の指定業種に指定されれば、税法上、金融上の特別措置が受けられるわけでございますね。そうして、そのことはやはり酒販業者の企業の安定に資するところが大きくありましようし、よつても酒税保全のために大きな貢献が期待できると私は思ふ。だからそういうような面、方向を以て、少なくともこの際、酒の小売り業者に対しても近代化促進法の指定をなすべきである、踏み切るべきである。そうして生販三層というのに対して、国は機会均等のバランスのとれた政策の実現をはかつていくべきであると思ふが、この点いかがでございますか。

○中橋説明員 おっしゃいますように、単に経理とかいふものを一つにまとめるということでは近代化促進法の指定業種に合うかどうかはかなり疑問であろうと思ひます。近代化業種に指定されれば、資金面あるいは税法の面で優遇されることは当然でございますけれども、それをもううために十分な実質を備えなければ、簡単に指定業種を得るというわけにはまいらぬと思ひます。現在の店舗をそのままにしながら、業務の実態をそのまま存続しながらということになりますれば、法人格を一つ、あるいは企業組合の形をとるといふことが一つの道だろつと思ひますけれども、それだけでは新しい近代化業種に指定されるということとは非常にむずかしいと思つております。

○春日委員 あなたはいま断定的にそういうことを言つておられますけれども、とにかくにもいま経済政策の根幹は流通過程に重点が置かれておる。さうしてこれが財政物資であるといふ特殊性があるのである。だから、商業関係において近代化業種に指定されたものは皆無であることはよく承知しておられるけれども、さればこそこのとき、酒の業界全体においていろいろ問題がある、さきよりの朝刊において、広瀬委員から指摘されたように、小売り業界を脅かさんとするいろいろな要件が続出したしておる、このとき、酒販業界がその企業基盤を安定せしめ、さうしてよつても酒税確保の第一線の任務を遂行しておるもの

がその使命を完全に遂行できる体制をつくつていくといふことは、あなたが前に言われたように、それこそ緊急不可欠の要件であると私は思ふ。だから、この問題についてはひとつ前向きの形で御検討願ひたい。端的にそんなものを一ところにやるといへば、一ところに事業場を集約すれば他の地域の諸君が不便を感じるから、諸般の実態にそぐわないといふことは私はもとより心得ておるけれども、しかし企業組合の形態もあるであろうし、あるいはまたポランタリーチェーンあるいは共同仕入れあるいは店舗を自己の近代化というふうなことも、小売り屋を自己にその近代化計画を立てせしめて、そのことが国家の立場から判断をして有益なものである、こういうことであるならばこれを推進することをためらつては相ならぬと思ふ。さういふことで、この問題については前向きの形で御検討願ひたいと思ふが、長官いかがでございますか。

○吉國(一)政府委員 ただいま間税部長が申しましたように、現在のいわゆる近代化促進法の考へておられます方向と、いわゆる販売業の近代化が考へておられるというのとは事実だと思ひます。したが、いまして、これをやるためには近代化促進法自体の考へ方に、商業部門に相当する考へ方を取り入れてこなければならぬのではないかと思ひます。さういふ意味では、春日先生御指摘のとおり、商業部門は指定業種にしないというたてまえがどられてしまつておるわけです。ただ、御承知のように酒類の卸売り業だけは例外として入れてもらった例がございます。さういふ意味から申しますと、近代化促進法自体を換骨奪胎するといふのが一つの要件だと思つておるのです。いまのままでありますと指定業種になりかねないものがあると思ひます。さういふ意味では、商業についていかなる近代化促進法をつくるかといふことは確かに問題でございますが、将来さうなものについての検討を惜しむものではないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○春日委員 この問題は、法上では商業部門には適用しないといふことは規定されていないと思ふ。ただ、さういふことがいままでも実行されていなくとも、経済の事態の推移をながめるときには、いまこそ流通過程といふものが経済政策の重点的な部門になりつづつある。このような実態に顧みるときは、流通部門を除外するといふ理由は乏しいと断すべきである。だとすればこのとき、大蔵省をはじめ各省庁が、この近代化促進法といふものはいずれにしても経済活動の近代化であつて、ただ生産部門だけに局限するといふことは、いまやそれよりもむしろ流通といわれておるときに、ならばその事由に即して流通部門に重点を置き変えていく、あるいはその対象を拡大していくといふことは当然の事柄であらうと思ふ。だから、さういふ意味においてこの問題についての御検討を願ひたい。

あと二つですが、一つは、やはり小売り業の分野を確保してやらなければならぬことにならぬかと思つておる。いま酒類三法によりまると、醸造、卸、小売りの免許をみんな受けておる、あるいは二つ兼ねて受けておるといふのが実態のようです。そしてその大部分のものが中小企業である、そしてその大部分のものが今度直売りに踏み切らうといつておる。今度の近代化計画を見てもみると、一、二、三、四のグループに分かれて、一は広域卸売り、それから狭域卸売り、置き売り型、それから今度は直売型企業と申すことになつておる。だとすれば、今後は国税庁としては製造直売といふことを大幅に認めようとしておるのか、この点はどうなつてございませうか。

○吉國(二)政府委員 直売型と申しますのは、いわゆる卸形態を通じずに小売り業者に直売をするという型でございます。したが、いまして、消費者直売を考へておられるわけではないのです。

○春日委員 わかりました。けさの朝日新聞その他の新聞にも報道されておりましたように、今度はいまおっしゃつたような製造者から小売りへの直売ではなくして、製造者から消費者への直売

があんなような全国的規模で行なわれようとしたしてある。こういうような傾向は将来さらに増大するのをおそれない。したがって、この際、生販三層の流通秩序を確保するために、小売り業者の立場が行政措置として当然保護されてしかるべきだと私は思う。そういう大きな任務をにのうておるのでございますから、したがって、製造から消費者に対する小売り直売、これは私はすべからず禁止すべきだと思う。そうせなければ生販三層の秩序を保つことは次第に困難になってくるのではないかと。この点いかがでございますか。

○中橋説明員 現在、直売型というのは、先ほど長官申しましたように、大部分はメーカーから小売りに直売をしておるのでございます。昨年あたりから消費者に直売をするという型がやや出てはきておりますけれども、それはかなり流通機能というのをみずから、あるいは消費者の人たちが行なわなければ、現実には消費者の手に渡らないところがございます。商品の移動に際しまして、この流通機能をなくして円滑に商品が移るといふことはないわけでございますので、その点におきまして、流通を担当しますところの専門の業者の存在というのは非常に高く評価すべきものと思っております。私どもとしましては、消費者への直売が起りましたからといって、特にこれを禁止するつもりはございませんけれども、それはまたそんなに大きなウエートにもならないというふうに見ております。また若干地方におきましても、現在の消費者直売と違つた形における直売という型もございまして、これを禁止すれば直ちにそういう零細な地場売つておるという人たちの販売先も失うということもございまして、これを直ちに禁止するつもりはございません。

○春日委員 私は、産業分野の確保ということを経済秩序を確保する上において、わけても流通秩序を確保する上において、これは一個の要件であると考えております。いま部長が言われたように、画一的に禁止してしまえというわけじやございません。全国十数万の小売り業者がその法律に基づいて、秩序に即してその事業をやるうとすればやつていける体制の確保、やろうとしてもやれなくなるそのような妨害条件の排除、こういうことは行政措置として当然講ぜられてしかるべき事柄であると思つております。だから、後段に言われたような、地方の醸造家が実質的に小売りをやる、またそれを禁止したらその醸造それ自身が成り立たなくなるというケースも実態としてありましよう。そういうような場合は、販売地域を限定するとか小売りを行なう石数を制限するとか、そのような既存の事業そのものを脅かさない限界において調整をはかり得ると思つております。

に、画一的に禁止してしまえというわけじやございません。全国十数万の小売り業者がその法律に基づいて、秩序に即してその事業をやるうとすればやつていける体制の確保、やろうとしてもやれなくなるそのような妨害条件の排除、こういうことは行政措置として当然講ぜられてしかるべき事柄であると思つております。だから、後段に言われたような、地方の醸造家が実質的に小売りをやる、またそれを禁止したらその醸造それ自身が成り立たなくなるというケースも実態としてありましよう。そういうような場合は、販売地域を限定するとか小売りを行なう石数を制限するとか、そのような既存の事業そのものを脅かさない限界において調整をはかり得ると思つております。

○古國(一)政府委員 この問題、けきの新聞で見まして、私も、はたして協同組合ができたものかどうか、まだ實際を把握していません。新聞で見ますと、この中には東駒事件に関連して検査されている業者まで入つておりました。実はそういう動きがあることはだいぶ前からわかつておりました。その後検査が行なわれていくというところもございまして、あの発表がいかなる意味をもつてか、若干疑問があると思つておられます。これが確かにならぬままに、御指摘のとおりだと思つておられます。したがって、

情の機微だけでも……。ここまで説かなければは諸君はわからぬとは嘆嘆にたえない。だから、私が指摘するのは、去年一件のものが六件になった。去年のときには長官も、これは一件だからいいことではないと言つておられたけれども、はたせるかな六件になった。六件が六件になつたらどうするかということなんだ。だから、そういうことにならないように、行政というものは先見の明あつて、そういうようなことに至らざるよう、事前措置、予防措置というものをとること、現実の問題として私は必要だと思つておられます。私は、小売り業者を過保護しようというのではありません。製造で一生涯懸命に事業に精進する。そして小売り業者は小売り業者としてやればやつていける体制を確立してやろう。やろうとしてもやれなくなるような場面があるとしたら、そういう部分は法律によって排除してやろう。これが行政の極意じやありませんか。その点についても、いまここであなた方が、やる意思はありませんかと言つておられることは僭越しごさだ。あなたは関税部長だけれども、あなたのごときは、きょう関税部長で、あしたはどこの行くかわかつたものではない。そんな者が国家の政策について断定的な見解を述べることが僭越しごとである。と言つたところで何ともしがたがなごさだ。長官、この問題はやはり深刻な問題としてお考えになるべきであると思つておられますか。

いまして、私ども実は東駒以来、いかなる方法によつてこれを是正するかという点はいろいろと検討もいたしましたが、御指摘のように、法律の改正というものを待たないとなかなか問題が解決しない。現在免許につきましては地域の制限ができないことになっております。それらを考へましてこれについての検討を実はいたしておりましたけれども、同時に、御承知のように現在小売りにつきましては、ある方面からは逆に免許自体について疑問を呈する向きもございまして、それらを勘案いたしますと、相当慎重に事を運ばないと問題が大きくなるということも考へまして、きわめて慎重裏にこれについては検討を加えたいと思つておられます。また御専門の御意見も十分に承りながら検討いたしたいと思います。

○春日委員 この問題は法律の改正を必要とすることはわかりませけれども、大蔵省もたまにはいい法律もつくつていただきたいと思つて、われわれが合点できるような法律を、いまあなたがこつこつとやりました問題についても、ただ画一的に、角をたためて牛を殺すというのをやれというのじやない。たとえ川口の醸造元については川口かいわいに小売り直売、消費直売ができるように、あるいはその分量はこれこれというふうな法律で限定してあげれば、他の小売り業者について被害は及ばないし、またその醸造元もやつていける。そのような法律の改正については、客観的に見て合理性、妥当性があれば、国会は満場一致で承認を得ることができると思つておられます。何も法律なんというものは私はそうむずかしいことではないと思つておられます。ただ、そのときには醸造元のいろいろな抵抗があると思つておられます。そういうような抵抗をどう排除して、公正なる行政執行、多数者の利益のためにどう措置をとつていくかという、ここがポイントになると思つておられます。この点前向きの形で御検討願ひたいと思つておられます。

それから第三点は、彼ら小売り業者がかねがね要求しております例の団体交渉権といひますか、基準価格が廃止されるときに、酒販業界か

ら、醸造元に対しての団体交渉権を法上付与させようという陳情が、この国会にも、どうせ役所のほうにもなされたと思うのだけれども、私は、このような民主経済のもとにおいては、そのような団体交渉が円滑に行なわれることによつて、合理的な近代的な取引が促進できるように、そういうような場面は設けてやるのが適切だと思つて、この点についてどのような検討がなされたいか。

○高木(文)政府委員 現在の酒税法という考え方は、よく御承知のように、小売り、製造、卸の三者がお互いに協調してやうていくという形をとつております。いま御指摘がございました団体交渉権が付与されておりましたところの中小企業団体法のほうには、中小企業が団結して大企業との間でうまく調整していく道を開いておるわけでございます。若し酒税法の組み立て方と中小企業団体法の組み立て方にニュアンスの相違があるように思ひます。現在まではとにかくそういうことでもまいりていたわけでございますが、自由化の方向が進んでまいりました場合に、はたして現在の酒税法だけの行き方でもよくいくかどうかということ、まさに御指摘のような問題があるわけでございます。私どもといたしましては、自由化に伴ひまして、製造のみならず卸、小売りの段階にどのような変化があるかということをもう少し見ました上で、御指摘のようなことも一つの案として、いずれの時期かは考えなければならぬのではないかと、御指摘も持っておりますけれども、現段階ではどうも、中小企業団体法と酒税法との組み立てが違つておること、その後まだいろいろ切りかえ中でございますことを考えますと、いま直ちにここでそういうふうな方向にいくというふうな申し上げは早いのではないかと思ひます。

○春日委員 どうもあなた方は頭がかたいですね。私が申し上げるのは、すべての団体には団体交渉権がございますよ。労働組合にもあるしあるいは団体法にもあるし、その他にもみんな団体交

渉権が法上権利として認められておるのです。認められていないのはこれだけです。おかしいといふことなんですよ。しかもその必要がなければ私はこのような意見を出さない。ところがその製造免許を受けておる者が小売りの分野を荒らすといふか、進出するといふか、そういうことによつていろいろと相剋摩擦を生じておる。そのような相剋摩擦は法律によつて規制することも一つの手段ではあるけれども、同時にまた団体交渉で、私たちがあなたの方のつくった品物を売っているんだから、私たちが売れなくなるようなことについては差し控えてほしいなというように、業者間同士自主的に話し合うということも、問題解決をはかる一つのよすがにもなつてまいらるであらう。その他の問題もある。いま審議官御答弁のように、いま画期的な変化が業界にもたらされようといふことにおる。自主流通米ということですね。そういうことになれば、いよいよもつて団体交渉権というものは、当然の権利として、生販三者の円満なる提携をはかつていくという意味において、付与しても何も弊害はないと思ひます。ただ問題は、そういう団体交渉権が設定されれば、それに付随して、交渉とこのわがらの場合における調停だとかなんぞかというところで、すなわち第三者の介入あるいは国家の介入、こういうことによつて公正をはかつていくという新しい道も開けてくると思ひます。私は百利あつて一害ないと思ひます。この点について長官いかかでございますか。

○吉國(二)政府委員 ただいま高木審議官の申しましたように、酒類業団体法そのものの形が、御承知のように、酒類業団体法とは違ひまして、同種の酒類業を営む者はすべて同一の組合に入るという形で組まれておる。その中で、中小企業、大企業とも差別なく、すべて一つの組合に入るといふ体制になつておる。そういう体制のものに一般の組合と同様な団体交渉権を与えるというところが、それで取引条件等が決定されるという場合に、はたして独禁法のためまえから妥当なかどうかといふような疑問があつたために、御承

知のとおり酒税法と中小企業団体法の調整をいたしました際にこの条文が抜けたわけなんです。その点、もう少しふつ切つて考えなければならぬ点があるかと思ひますけれども、いまの、事業を行なわない調整組合としての性格だけ持っております、しかも同一種類については大中小を問わず参加するという酒類業組合法の性格からいふことが、さらに検討を要する問題ではなからうかと実は考えておるわけでございます。さらにひとつ検討をさせていただきます、かように考へております。

○春日委員 公取委員長、何か御意見ございませぬか。

○谷村政府委員 別に私の行動を目して御質問になつたんじゃないと思ひます。

ただいま吉國長官から答えましたような線——私も実は組織法についてうといひのでありますけれども、少なくとも酒税法が考へている一つの団体というものは、中小企業団体法でございますか、こういうものが考へている団体とは、似たところもございしますが、いま説明があつたように違ふ点もあるのではないかと思ひます。しかしこの点は別といたしまして、先ほど来いろいろ伺つておりました——私が聞いておつても何も申しませんと、公取委員長は春日委員の言われたことをそのまま承しておるのかというふうな思われらるるなにか、いろいろの意味で小売業者が過保護に流れることのないようにいふのでないかと、ある程度競争条件というものが持つていかれるようにならぬか、あるいは小売業者の分野を何らかの形で確保してやらなければならぬというふうな話、これはまた有効な競争条件にならないという

意味において、私どもとしてはやはり問題ではないか、かように大演説を承つておりました。

○春日委員 私は別に過保護を承つておるわけではございません。何といつてもわが国は立憲法治国である。だから、既存の法律というものは尊重されなければならぬ、順守されなければならぬ。中小企業基本法というものは現存しておるのでございませぬ。中小企業の安定と振興をはかるということ、一個の国家的な目的になつておるのです。だから私は、彼らをやればやうていける体制を確保するために必要な行政措置、ときには立法措置をとれと言つておるにとどまつておるのでございませぬから、その点誤解のないように。だから、この団体交渉権といへども、なぜ私がそのような権限を酒販組合に与えるべきであるといふかといへば、あなたのはこの清酒製造業の安定に関する立法理由を読んでみますと、全業者が三千五百八十二軒の中で、零細業者が実に全体の七三・一%である。製造業者それ自体も中小企業であり、いわんやその小売業者は全的に中小企業である。だからそういうものがやればやうていける体制を確保するために、団体法はどうしたら中小企業の安定と振興をはかり得るかという立場に立つてつぶさに検討した結果、そのためには国が交渉権を付与するということが必要である、こういうことであつた。酒税法はさうと昔に制定されたのでございませぬ。言うなればこんなのは太政官制みたいなもんじやないのかな。比較にならぬほどこれはオールドミスです、実際。今日の立法では、団体交渉権が付与されないような組織法はどこにもございませぬ。しかも団体法では、中小企業の安定と振興のために云々と、あんなにもたくさん文章が設定されておる。だからそういうものを付与していただきたいということを業者が要請しておる。にもかかわらずあなた方はそれをあえて拒否しておる。不当な態度であるといふことを私は指摘しておるのです。たまたま長官が、前向

きの形でこれについて検討したいと言われた以上は、公取委員長は何も言うことないじゃないか、実際の話。

いずれにしても、論ずれば果てしないことでもございますが、実際この法律は、以上申し上げましたように、一つは独禁法の立場から、一つは憲法の基本的人権あるいは営業自由の原則というような立場から、多くの疑義が随所にある。だからこういう問題については、採決される段階において、法条の修正なり附帯決議なり、適切な措置をとって、後日に問題を残すことのあるまいやう、たとえば昨年ずさんな審議によって通しましたあの理美容師法が、あのような管理美容師の設置をめぐって、いま違憲訴訟があちらこちらで何百件と続発している事態に堪がみて、われわれはそのような失敗を今回ここに繰り返すことのないよう、万全の措置を払われることを強く要望いたします。私の質問を終わることにいたします。

○毛利委員長 次回は、来たる五月六日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後七時十四分散会